

もんじゅ廃止措置 審査資料	
資料番号	本文六, 七, 添付書類六 改 <u>3</u>
提出年月日	2022 年 <u>12</u> 月 <u>15</u> 日

高速増殖原型炉もんじゅ
性能維持施設について
(補正)

令和 4 年 12 月 15 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

1. はじめに
2. 廃止措置段階の性能維持施設の考え方
 2. 1 設備の維持・運用方針
 - (1) プラント状態変化の評価
 - (2) 安全機能の設定
 - (3) 設備の維持・運用計画の策定
 2. 2 安全機能が変化するマイルストーン
3. 第2段階（前半）における性能維持施設
 3. 1 第2段階（前半）への移行に伴うプラント状態の変化
 3. 2 第2段階（前半）のプラント状態における安全機能の摘出
 3. 2. 1 第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方
 3. 2. 2 第2段階（前半）のプラント状態における安全機能の摘出結果
 3. 3 第2段階（前半）における設備の維持・運用計画
4. 第2段階（後半）への移行に向けた対応状況
 4. 1 最適な設備の維持・運用計画の策定に向けた今後の検討方針
 4. 2 第2段階（後半）への移行に向けた検討状況
5. 廃止措置計画変更認可申請の補正について
 5. 1 本文六、七に係る補正
 5. 2 添付書類六及び第6-1表に係る補正
 5. 3 添付書類六及び第6-1表に係る変更内容（補正の必要のない変更内容）

図・表・別紙

- 別図 2-1 廃止措置における設備の維持・運用方針
- 別図 2-2 (1) 廃止措置の進捗に伴うプラント安全機能の変化
(2) 廃止措置の進捗に伴うプラント安全機能の変化 (ナトリウム系統)
- 別図 3-1 第 2 段階 (前半) への移行に伴うプラント状態の変化
- (1) 全体概要
- (2) ナトリウム系統
- (3) リカバリープラン時の系統状態
- (4) リカバリープランの適用プロセス
- 別図 3-2 (1) 第 2 段階 (前半) の安全確保の基本的な考え方
- 別図 3-2 (2) 第 2 段階への移行に伴い、運用を停止する施設
- ・ 原子炉まわり
 - ・ プロセスモニタリング設備
 - ・ エリアモニタリング設備
- 別図 3-3 第 2 段階 (前半) における設備運用の合理化
- ①しゃへい体等取出し作業時の原子炉容器内ナトリウム液位について
- ②その他の運用合理化について
- ・ 作業等による立入りを除く換気装置の停止
 - ・ 冬期における空調用冷凍機の停止
 - ・ 1 次アルゴンガス系の循環停止
- ③廃止措置段階への移行に伴う保全の合理化について
- ・ 点検間隔/頻度等の見直し
- 別表-1 第 2 段階 (前半) のプラント状態における安全機能の抽出結果
- (1) 原子力災害の防止
- (2) 廃止措置の安全確保
- 別紙-1 エリアモニタリング設備の性能維持について

参考資料

参考-1 廃止措置段階の進展に応じた性能維持施設の推移（イメージ）

参考-2 第2段階（後半）への移行に向けた設備改造計画（案）

- ・ 燃料池の強制冷却機能の維持要求解除に向けた検討状況
（燃料池水冷却浄化装置の運用見直し）
- ・ 燃料池の冷却に係る設備の最適化（RCW/RCWS）
- ・ 燃料池の冷却に係る設備の最適化（電源）

参考-3 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書
補正前後比較表（案）（本文 六、七）

参考-4 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書
補正前後比較表（案）（添付書類 六）

参考-5 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書
補正前後比較表（案）（第6-1表 性能維持施設）

1. はじめに

本資料は、高速増殖原型炉もんじゅ（以下、「もんじゅ」という。）の原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書（令和4年6月28日）のうち、本文六、七及び添付書類六における「性能維持施設」について、令和4年10月24日に開催された「第42回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合」における指摘事項に対して、再評価した結果を踏まえた補正内容について説明するものである。

2. 廃止措置段階の性能維持施設の考え方

「もんじゅ」の性能維持施設については、廃止措置段階への移行に当たり、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」（以下、「審査の考え方」という。）第5の6に従い、設置許可及び工事計画認可等の既往の許認可に基づく施設並びに保安規定に基づき保守管理の対象としている設備類（緊急安全対策として整備したものを含む。）から抽出している。

「もんじゅ」の廃止措置第1段階においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在するという残留リスクを持つ状態であった。これを踏まえ、ナトリウムを安全に管理するための施設について性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、安全を担保しながら燃料体取出し作業を最優先に実施することを廃止措置の基本方針として定め、この基本方針に基づき、燃料体取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していくこととした。

「もんじゅ」の廃止措置第2段階においては、炉心等からの燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料は燃料池及び新燃料貯蔵ラックに貯蔵している状態となり、残留リスクが解消した状態となった。また、今後の廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。このような廃止措置プラントの状態変化を踏まえ、プラントの安全機能を満足しつつ、廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、設備維持上の課題や廃止措置作業との関係についても考慮しながら最適な設備運用を選択することが重要となる。

このため、今後の廃止措置の進捗による設備の要求条件、状況の変化を踏まえて設備の維持・運用について再評価を行い、性能を維持する設備についてはプラント状態や設備の状況に応じて最適な運用方針を選択していくとともに、廃止措置の進捗に従って安全機能を満たす上で維持・運用の必要性がなくなった設備は速やかに設備の性能維持を終了することを「廃止措置段階における設備の維持・運用方針」として定める。

2. 1 設備の維持・運用方針

廃止措置に移行した原子炉施設は、プラント運転中と異なり、原子炉運転に係る原子力災害の発生リスクがなく、廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。

廃止措置段階における設備の維持・運用方針として、廃止措置の進捗に伴い低減するリスクに応じて、性能を維持すべき設備を合理的に最小化させるとともに、性能を維持すべき設備に対しても合理的な運用を適用することが基本原則である。

(1) プラント状態変化の評価

廃止措置段階に移行し、その後、廃止措置が進捗することで、設備に対する要求や設備の使用状況が変化する。このため、このプラント状態の変化を評価することから始める。

まず、廃止措置が進捗することで、維持する必要の無くなった安全機能を特定する。また、維持すべき安全機能についても、信頼性、多重性、時間余裕等の観点で要求レベルを緩和できる水準を特定した上で、それを維持すべき期間を改めて設定する。

次に、廃止措置の進捗と合わせて顕在化する設備維持上の課題にも着目しなければならない。このため、定期的に点検を行い設備の経年劣化の進展状況を把握し、設備の交換要否を判断して、交換する場合は部品（相当品を含む）を調達する見通しを立て、それを支えるメーカーサポート、地元の協力企業など対応要員の維持状況を把握する。

また、廃止措置が進捗することで、廃止措置作業との関係も変化することも念頭に置かなければならない。廃止措置作業とは、設備を解体して、廃棄物を処分する作業であるが、それには解体設備や廃棄体化設備が新たに必要となる。廃止措置作業を安全に遂行するには、これら設備の機能及び性能を定義した上で、作業間の干渉状況（エリア・工程・要員等）を把握する。

(2) 安全機能の設定

「もんじゅ」の廃止措置段階の安全機能の変化に適切に対応すべく、廃止措置段階への移行に当たり高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画「第 6-1 表 性能維持施設」に規定した維持機能、性能及び維持期間を参考に、安全機能を摘出し、「a. 原子力災害の防止」と「b. 廃止措置の安全確保」に分類する。その際、これまで「既許認可どおり」としていた性能については、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出して具体化する。なお、定期事業者検査においては、この性能を確認している。

a. 原子力災害の防止

廃止措置段階においても、プラントの安全機能を満足しつつ、設備の維持・運用を確実にかつ効果的に行うための重要な安全機能として、運転段階における「異常の拡大及び事故への発展の防止のための機能（「止める」機能）」及び「周辺環境への放射性物質の放出防止（「冷やす」機能及び「閉じ込める」機能）を参考に設定するとともに、廃止措置段階への移行に当たり設定した「大規模損壊対応」のための機能を設定する。

b. 廃止措置の安全確保

廃止措置作業を安全、確実にかつできる限り速やかに推進するための安全機能として、「もんじゅ」の特殊性を考慮するとともに、その他の安全確保上必要な機能を設定する。

(3) 設備の維持・運用計画の策定

廃止措置の進捗に伴い変化するプラント状態における安全機能の抽出結果を踏まえ、それまでの性能維持施設を見直し、プラントの安全機能を満たす上で、維持・運用の必要性が無くなった設備は、速やかに設備の性能維持を終了し、廃棄対象施設として適正に管理した上で、準備が整い次第、解体・撤去を実施する。

また、プラントの安全機能を満たす上で維持・運用の必要がある設備については、今後も性能維持施設として設備維持を継続し、プラントの安全機能を満たす上で、最適な設備の維持・運用計画を策定する。

プラントの安全機能を満たす上で、設備の状態を確認するために必要最低限の点検を実施し、設備の状態と性能を維持すべき期間を考慮して設備更新を行うことが必要である。また、プラントの安全機能を満たす性能を評価して、ダウンサイジング、代替設備への移行についても、効果の高いものから計画的に着手する。また、プラントの安全機能を満足しつつ、廃止措置を安全、確実にかつできる限り速やかに推進できるよう、設備の維持・運用方法の合理化を図り、余剰リソースを廃止措置工事等の検討に投入する。

- 廃止措置に移行した原子炉施設は、プラント運転中と異なり、原子炉運転に係る原子力災害の発生リスクがなく、廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。
- このような廃止措置プラントの特徴を踏まえ、プラントの安全機能を満足しつつ、廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、最適な設備運用を選択する。

プラント状態変化の評価

プラント安全機能

- ・維持すべき安全機能
- ・安全機能の要求レベル
(信頼性、多重性、時間余裕等)
- ・維持すべき期間

設備維持上の課題

- ・設備経年劣化
- ・交換部品確保
- ・メーカーサポート、対応要員維持

廃止措置作業との関係

- ・廃止措置作業用機能の追加
- ・廃止措置作業との干渉
(スペース、工程取合、要員等)
- ・より効果的な運用

プラント状態における安全機能の抽出

- 廃止措置の進捗に応じ、
- ・プラントの安全機能を満足しつつ、設備の維持・運用を確実かつ効果的に行う
 - ・廃止措置作業を安全、確実かつできる限り速やかに推進する
- ⇒ 性能維持施設の設定

プラント状態における設備の維持・運用計画

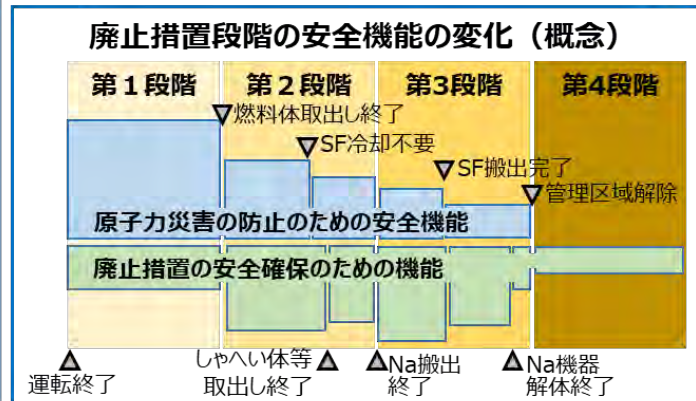
設備維持期間の終了

- ・廃止措置の進捗に従い、プラントの安全機能を満たす上で維持・運用の必要性がなくなった設備は、速やかに設備の性能維持を終了
- ・準備が整い次第、解体・撤去を実施

設備の維持・運用計画

廃止措置の進捗に従い、プラントの安全機能を満たすため、設備の状況に応じて、最適な運用方針を選択

- ・変更なし
- ・運用・維持方法変更
- ・設備更新
- ・移設、改造
- ・代替設備への移行



別図 2-1 廃止措置における設備の維持・運用方針

2. 2 安全機能が変化するマイルストーン

「原子力災害の防止のための安全機能」については、廃止措置の進捗により段階的に減少していくこととなるが、「廃止措置の安全確保のための機能」については、今後実施する「廃棄体処理装置の新規設置」等の実施に伴い安全機能が增加することも想定される。このように、プラント状態に応じて安全機能が変化する時期を明確にするため、安全機能が変化するマイルストーンを下表のとおり設定する。

<今後の主なマイルストーン>

(1) 原子力災害の防止

主なマイルストーン	期待される効果
① 燃料体取出し終了	ナトリウム漏えいの可能性がある範囲の縮小（1次系ナトリウムドレンによる）
② 燃料池の強制冷却不要	「燃料池の冷却」に係る設備の最適化
③ 燃料搬出終了	「燃料保管に関する機能」の維持不要
④ 管理区域解除	「放射線管理に関する機能」の段階的縮小

(2) 廃止措置の安全確保

主なマイルストーン	期待される効果
① シャヘイ体等取出し作業完遂	「シャヘイ体等取扱に関する機能」の維持不要
② バルクナトリウム搬出終了	「ナトリウムの漏えい防止、酸化防止、予熱に関する機能」の段階的縮小

なお、上記に示す「2.1 設備の維持・運用方針」及び「2.2 安全機能が変化するマイルストーン」については、廃止措置の各段階で実施する工事内容の検討結果等を踏まえ、順次、見直しの要否を評価し、「第 6-1 表 性能維持施設」の記載内容について変更する必要がある場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

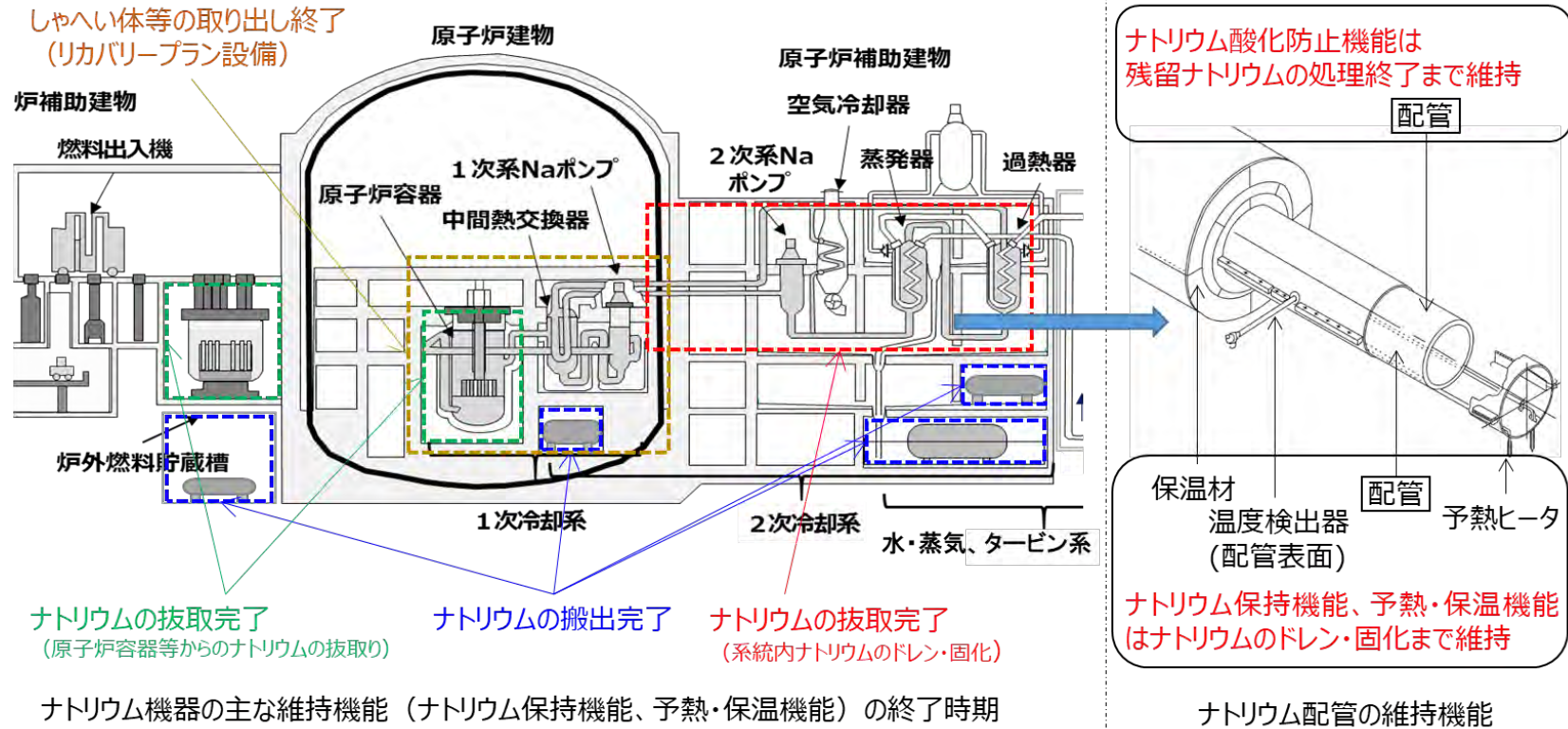
- 廃止措置の進捗に伴い、プラントの安全機能に対する要求は変化
- 「原子力災害の防止・対応」及び「廃止措置の安全確保」のため、マイルストーンに応じて性能維持施設を見直し
 ➡ 第2段階後半以降の廃止措置を踏まえ、設備の再使用や新規設置等を含め、更なる見直しを検討していく。

		運転段階	廃止措置段階			
		運転終了▼	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
		発電炉に共通的なマイルストーン：	燃料体取出し終了▼	▽燃料池強制冷却不要	▽燃料体搬出終了	▽管理区域解除
性能維持施設	①原子力災害防止 【設置許可の枢要施設】	「止める」 ・原子炉停止 ・原子炉未臨界維持 ・燃料池未臨界維持 ・新燃料未臨界維持	・原子炉停止 ・原子炉未臨界維持 ・燃料池未臨界維持 ・新燃料未臨界維持	・原子炉停止 ・原子炉未臨界維持 ・燃料池未臨界維持 ・新燃料未臨界維持		
	「冷やす」 ・炉心冷却（運転時） ・崩壊熱除去（Na漏えいの影響緩和） ・燃料池冷却	・炉心冷却 ・Na循環機能（Na漏えいの影響緩和） ・燃料池冷却	・炉心冷却 ・燃料池冷却			
	「閉じ込める」 ・事故時放出抑制 ・炉心、EVST内燃料 ・燃料池内使用済燃料 ・放射線監視、放射線管理 ・燃料取扱い	・事故時放出抑制 ・炉心、EVST内燃料 ・燃料池内使用済燃料 ・燃料取扱い	・事故時放出抑制 ・炉心、EVST内燃料 ・燃料池内使用済燃料	・事故時放出抑制 ・炉心、EVST内燃料 ・燃料池内使用済燃料	・事故時放出抑制 ・炉心、EVST内燃料 ・燃料池内使用済燃料	
	②大規模損壊等の対応 【大規模損壊等への対応時に使用する施設】		・電源喪失、大規模火災等への対策			
廃止措置の安全確保	③もんじゅ特有の安全措置 【しゃへい体等取扱、Na設備】	もんじゅ特有のマイルストーン：		しゃへい体等取出し終了▼	▽バルクNa搬出終了	▽Na機器解体終了
	・しゃへい体等取扱い ・リカバリープラン ・ナトリウムの取扱い				・残留ナトリウム処理（新規） ・廃棄体化（新規）	
	④廃止措置の安全確保 【その他の諸設備】		・放射線監視、放射線管理			・建屋解体

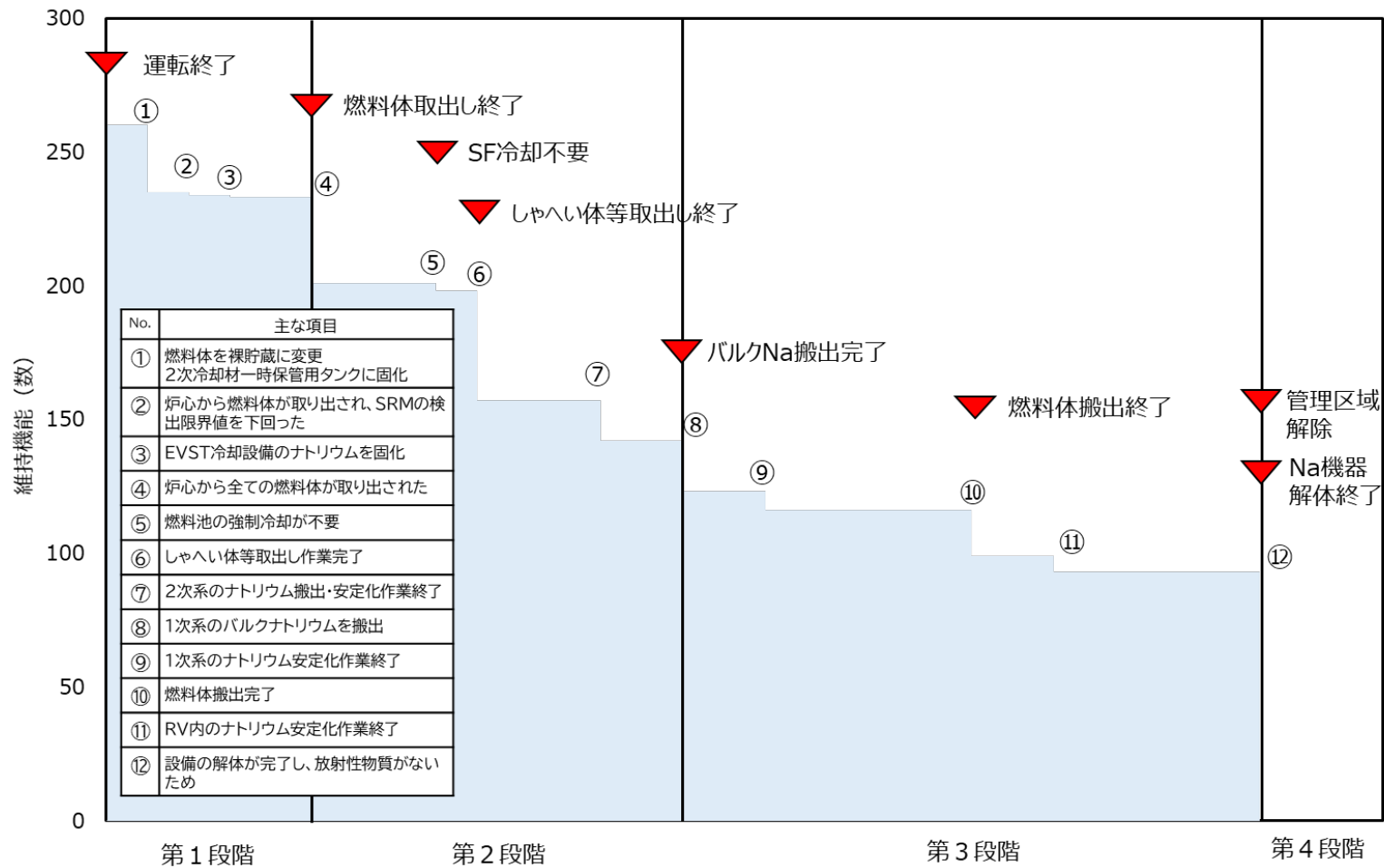
別図2-2 (1) 廃止措置の進捗に伴うプラント安全機能の変化

廃止措置の進捗に応じて、維持すべき機能の範囲（ナトリウムの保有範囲）は段階的に縮小していく。

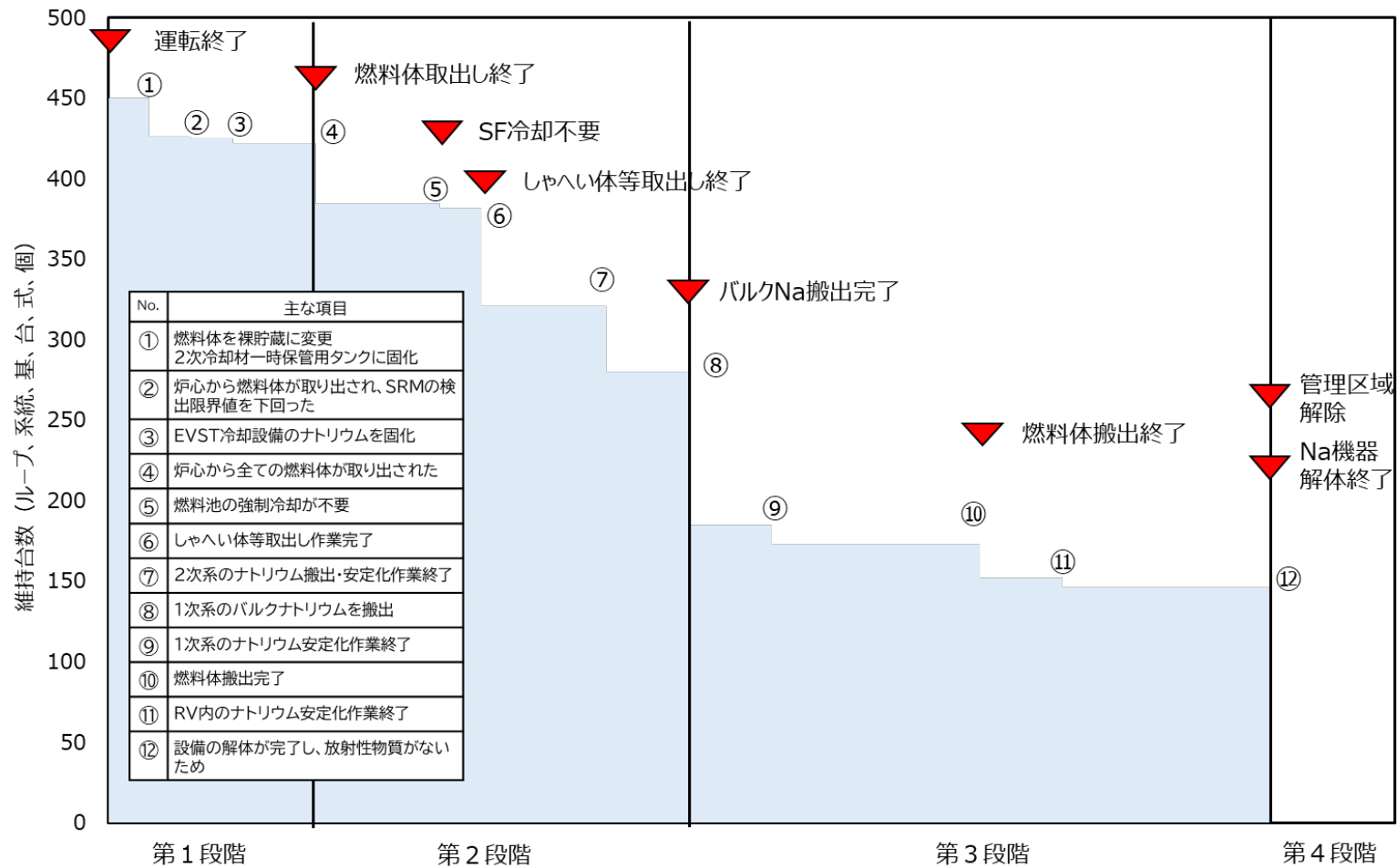
- 系統内のナトリウムをタンクにドレンし、固化（予熱・保温機能を有する予熱計装設備の維持範囲を明確化）
- 原子炉容器、炉外燃料貯蔵槽（1補系を含む）からのナトリウムの抜取り
- ナトリウムの搬出
- 残留ナトリウムの処理



別図 2-2 (2) 廃止措置の進捗に伴うプラント安全機能の変化（ナトリウム系統）



参考-1 廃止措置段階の進展に応じた性能維持施設の推移 (イメージ) —維持機能数での整理—



参考-1 廃止措置段階の進展に応じた性能維持施設の推移（イメージ）—維持台数での整理—

3. 第2段階（前半）における性能維持施設

3. 1 第2段階（前半）への移行に伴うプラント状態の変化

「もんじゅ」の廃止措置第1段階においては、残留リスクの早期低減の観点から、安全を担保しながら燃料体取出し作業を最優先に実施することを廃止措置の基本方針とした。なお、燃料体取出し作業については、使用する設備やプラント状態の違いを踏まえ、「燃料体を炉心から取出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業（以下、「燃料体の取出し」という。）」と「燃料体を炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業（以下、「燃料体の処理」という。）」の2つに区分して実施してきた。

燃料体取出し 作業区分	主なプラント状態（ナトリウム系統）	
	原子炉容器内 ナトリウム液位	1次主冷却系まわり
・燃料体の取出し	通常液位 (NsL)	3ループ充填状態
・燃料体の処理	低液位 (NsL から約 3m 低い)	1ループ充填状態 (ドレンループのナトリウムは既設タンクに液体状態で保管)

「燃料体の取出し」時には、燃料体をナトリウム中に保持し、冷却できるようにするため、原子炉容器内ナトリウム液位を「通常液位 (NsL)」とした。なお、原子炉容器内ナトリウム液位を「通常液位」とした場合には、設備の構造配置上の関係（エレベーション）から1次主冷却系の3ループにナトリウムが充填されることとなるため、3ループ充填状態として運用管理してきた。一方、「燃料体の処理」時には、ナトリウム漏えいリスクを可能な限り低減するため、原子炉容器内ナトリウム液位を「通常液位」よりも約3m低い「低液位」とし、1次主冷却系まわりへのナトリウム充填範囲が最小限（過剰なナトリウムはドレンし、タンクに固化）となるよう運用管理してきた。

「燃料体の取出し」については令和4年6月、「燃料体の処理」については令和4年10月に廃止措置計画に定める所定の作業を完遂した。これにより、廃止措置開始時に原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽に装荷されていた全ての燃料体は燃料池に移送され、現在、燃料池で保管している状態となっている。また、ナトリウムについても、「燃料体の取出し」作業の完遂に伴い、原子炉容器内ナトリウム液位を「通常液位」とするの必要がなくなったことから、関連系統のナトリウムを順次、ドレン・固化することとした。以下に、第1段階中に実施してきたナトリウム関連系統の抜取り及び固化に係る実績を示す。

ナトリウム関連システムの抜取り及び固化に係る実績

ナトリウム 関連システム	抜取り完了		固化完了	
	1次系	A ループ	2022年4月26日	オーバフロー タンク
B ループ		2022年4月28日	ドレンタンク	2022年5月3日
C ループ		2022年4月30日	ダンプタンク A	2022年6月23日
オーバフロー系		2022年5月1日	ダンプタンク B	2022年6月23日
純化系		2022年5月1日	ダンプタンク C	2022年6月22日
メンテナンス 冷却系		2018年1月5日		
2次系	A ループ	2018年6月18日	オーバフロー タンク A	2018年12月28日
	B ループ	2018年12月5日	オーバフロー タンク B	2018年12月31日
	C ループ	2018年4月21日	オーバフロー タンク C	2018年6月19日
	メンテナンス 冷却系	2016年6月27日	ダンプタンク A	2018年12月29日
			ダンプタンク C	2019年1月2日
			一時保管用 タンク A	2018年12月13日
			一時保管用 タンク B	2018年12月10日
EVST 冷却設備 (1次ナトリ ウム)	EVST1 次補助系	2022年10月27日	オーバフロー タンク	2022年11月2日
			ドレンタンク	2022年10月30日
EVST 冷却設備 (2次ナトリ ウム)	A ループ	2019年11月26日	ダンプタンク	2020年6月17日
	B ループ	2019年11月27日		
	C ループ	2019年11月28日		
	EVST2 次補助系	2019年11月28日		

「もんじゅ」の廃止措置第2段階（ナトリウム機器の解体準備）においては、バルクナトリウム（※）の所外搬出を完了し、ナトリウム保有に伴うリスクを低減するとともに、その後速やかに、第3段階（廃止措置期間Ⅰ）におけるナトリウム設備の解体に着手できるよう、第2段階の完了条件として以下を設定し、これらに関する作業を優先的に行う計画としている。

＜第2段階の完了条件＞

- バルクナトリウムの搬出
- ナトリウム設備の解体着手準備完了
- 解体着手前に実施すべき放射性廃棄物等に関する準備完了
- 解体に向けた施設運用の最適化

（※）通常の移送操作により系統設備からの抽出しが可能なナトリウムであり、専用の治具により取り出す必要のあるタンク底部の残留ナトリウム等を含まない。

原子炉容器本体の解体のためには、原子炉容器内にある595体のしゃへい体等を取り出しておく必要がある。このため、放射性固体廃棄物の移送作業として、第1段階の「燃料体取出し」作業において実績のある燃料交換装置、燃料洗浄設備等を用いて、原子炉容器内に装荷されているしゃへい体等を炉外燃料貯蔵槽に取り出し、燃料洗浄設備に移送、洗浄した後、燃料池に移送する作業（以下、「しゃへい体等取出し作業」という。）を実施する。その取出しにあたっては、放射化し近接作業で取り出すことができないものから、順次実施していく。

このため、使用する設備やプラント状態の違いを踏まえ、第2段階をしゃへい体等取出し作業を実施する第2段階（前半）と、その後のバルクナトリウム搬出までを行う第2段階（後半）に区分して、性能維持施設の管理を行う。

なお、第2段階においては、多岐にわたる解体準備諸作業と設備点検・検査等の施設管理が工程上、要員上の競合関係にあり、安全性、工程確実性及び早期リスク低減の観点から、両者の実施方法を最適化することが肝要である。このため、「しゃへい体等取出し作業」期間中のプラント運用については、原子炉容器ナトリウム液位を「低液位」まで低下させた状態で燃料交換設備を運用することにより、放射性液体ナトリウムを保有する系統のうち、原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽を除く1次主冷却系、オーバフロー系、純化系及び充填ドレン系等の運用を停止し、施設管理に要する期間、要員等の軽減を図り、「しゃへい体等取出し作業」の迅速化に資するものとする。

また、原子炉容器「低液位」状態での原子炉容器内からのしゃへい体等の取出し作業については、原子炉容器液位を「低液位」とすることに伴う1次純化系の停止や燃料交換装置の動作環境の変化等の懸念事項がある。これらについては、下表に示す通り設計上の観点では問題ないことは確認しているが、本作業が放射性ナトリウム搬出工程の

クリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な工程となることから、実機での実績が少ないことを踏まえ、万が一の長期的な停止に至る可能性を考慮して、必要に応じてメンテナンス冷却系を用いたナトリウム純化を行うことや原子炉容器ナトリウム液位を「通常液位」とすることができるよう「工程管理上のリスクへの対応策（以下、「リカバリープラン」という。）」を準備する。

これら「リカバリープラン」に使用する機器は、使用する前に必要な設備の点検を行うこととしているため、原子炉施設保安規定第 103 条（施設管理計画）6.3 に定める特別な保全計画にて施設管理を行うとともに、定常的な状態監視を実施する。

この特別な保全計画は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などに用いるものであり、これまで水・蒸気系や固体廃棄物処理系等の長期停止設備の管理及び炉外燃料貯蔵槽冷却系等の一時的に設備を休止する場合の施設管理に用いてきた。特別な保全計画で休止設備を維持管理する場合は、点検計画で定めた点検期限を迎えた機器であっても使用する必要が出た段階で、健全性を確認する点検を行い、定期事業者検査にて性能を確認する。

リカバリープランは、プラントの状態に応じて使用する設備が異なることから、適用するプロセスを保安規定に基づく品質マネジメントシステムに定める。

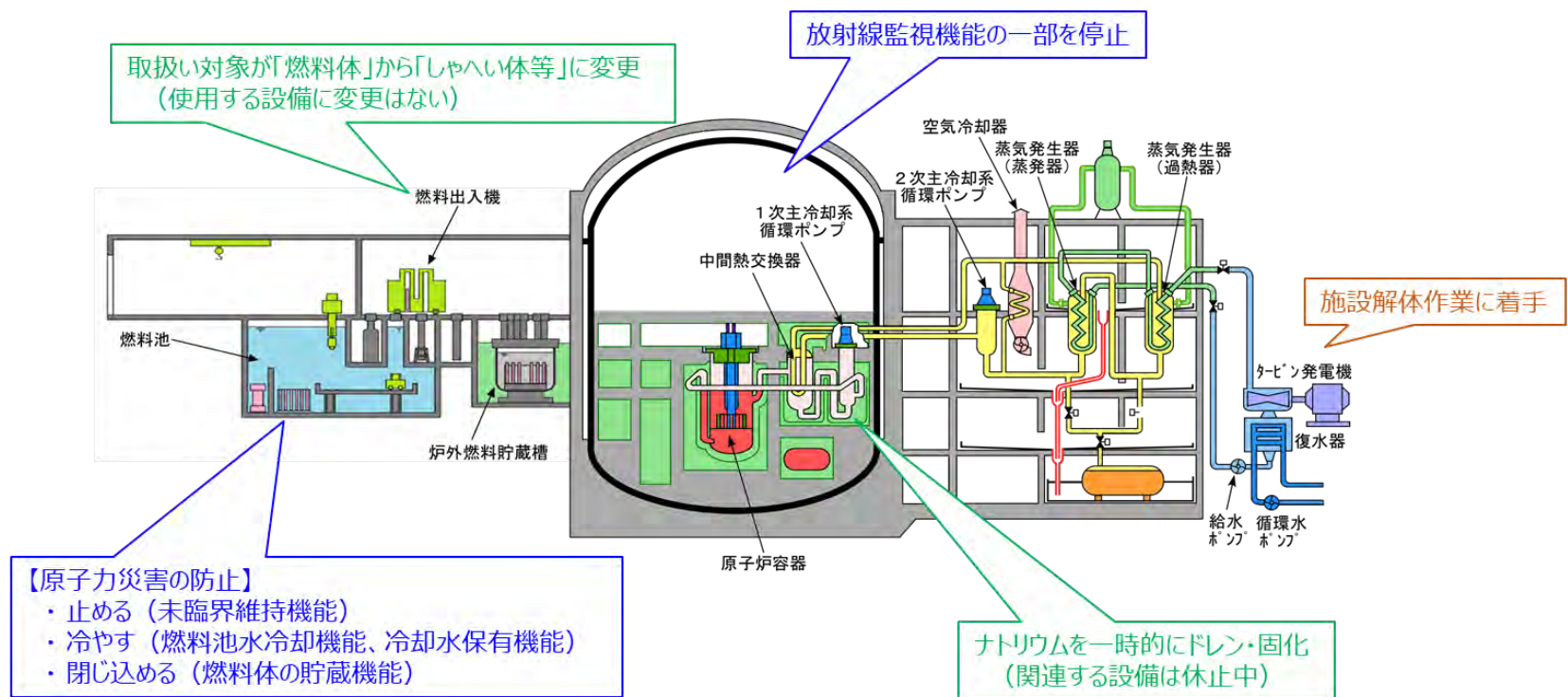
また、「もんじゅ」の廃止措置第 2 段階（ナトリウム機器の解体準備）においては、大型の非放射性ナトリウム機器の撤去後の解体場所と移送ルート確保を目的とし、水・蒸気系等発電設備のうち、タービン建物 3 階以下に設置されている機器の解体撤去を実施する。これらの解体撤去作業の実施において、性能維持施設に影響を及ぼさないよう着手前に隔離や養生等を行う。（詳細は、「[審査資料：本文五]高速増殖原型炉もんじゅ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去について」を参照）

<しゃへい体等の取出し作業に対するリスク評価の結果（「低液位」運用関係）>

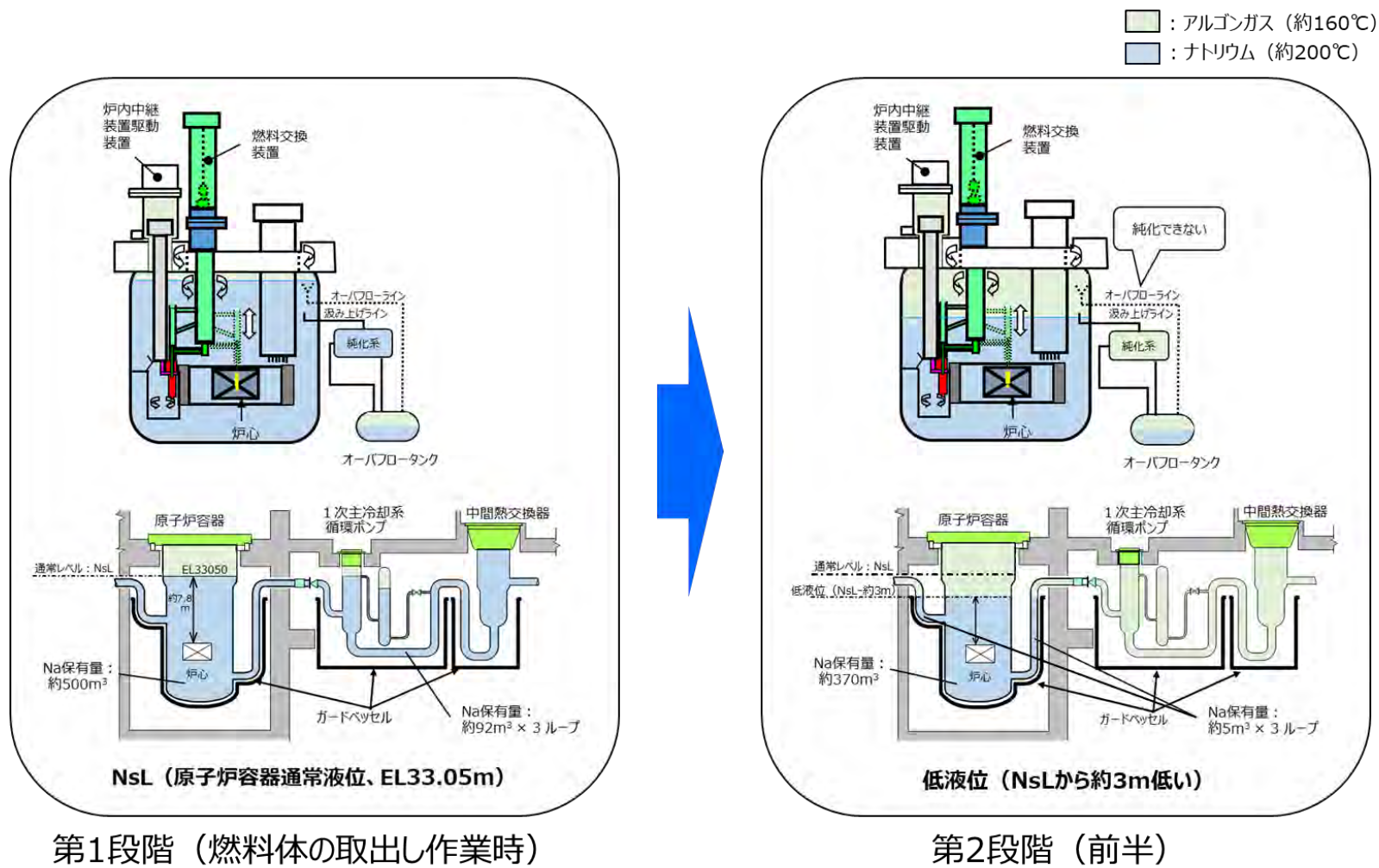
対象機器	「低液位」への変更による影響	評価結果
1 次 Na 純化系	ナトリウム不純物の析出	これまでの運用実績から不純物析出に至る可能性は極めて低いことを確認
燃料交換装置	「低液位」による浮力低下	設備動作プログラムの設定値変更により対応可能であることを確認
	液位変更による機器の温度分布、熱膨張の変更	
	機器のナトリウム中からガス中への露出に伴う影響	

第1段階と第2段階のプラント状態の違い

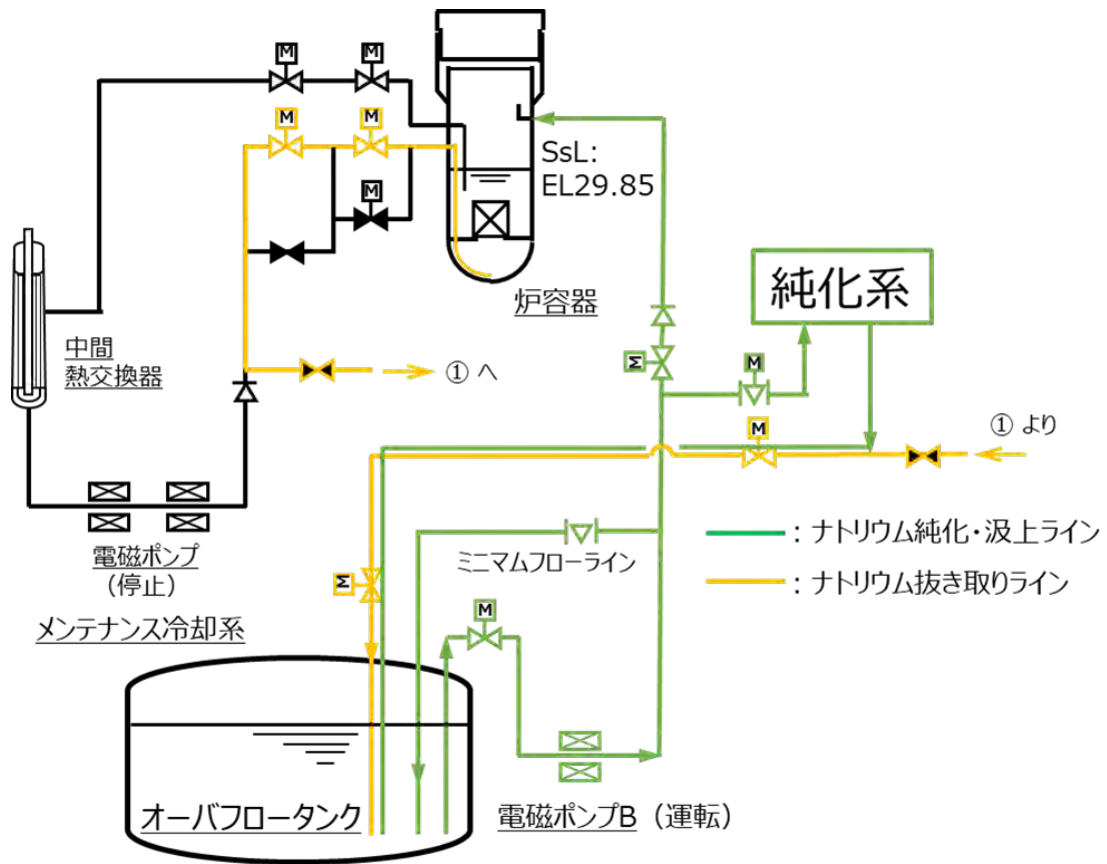
- ◆ 燃料体の取出し作業が終了し、全ての使用済燃料は燃料池に保管中。 …… 燃料池まわりを中心に安全機能を維持
- ◆ 原子炉容器からの取出し対象が「燃料体」から「しゃへい体等」に変わる。 …… 燃料体取出しで実績のある設備を利用
- ◆ 1次系ナトリウムはタンクにドレンし、一時的に固化中。 …… 再充填の可能性があるため、性能維持施設として維持
- ◆ タービン・発電機設備の解体作業に着手。 …… その他の性能維持施設に影響を及ぼさないよう適切に隔離



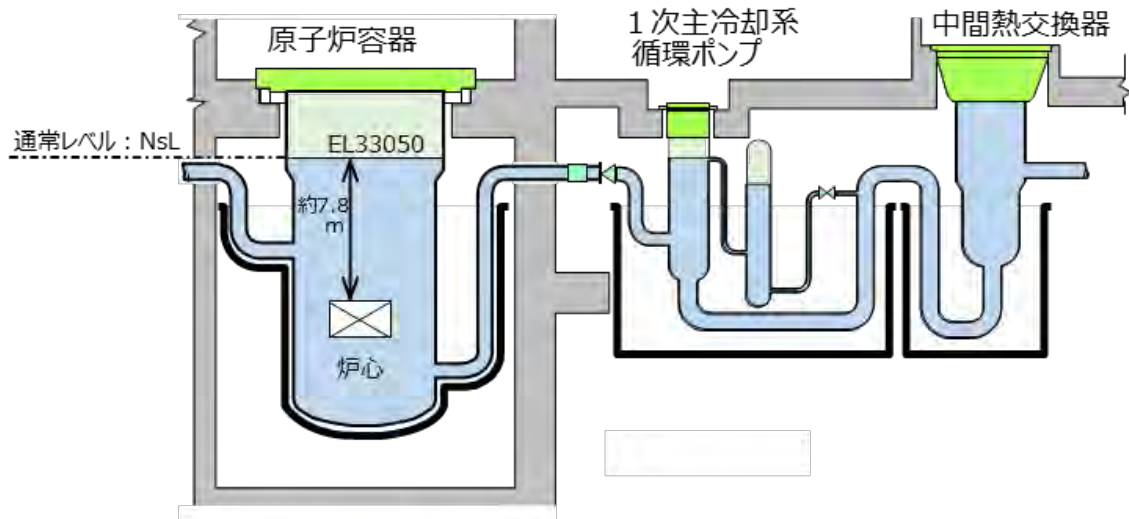
別図3-1 第2段階(前半)への移行に伴うプラント状態の変化 (1) 全体概要



別図 3-1 第2段階 (前半) への移行に伴うプラント状態の変化 (2) ナトリウム系統

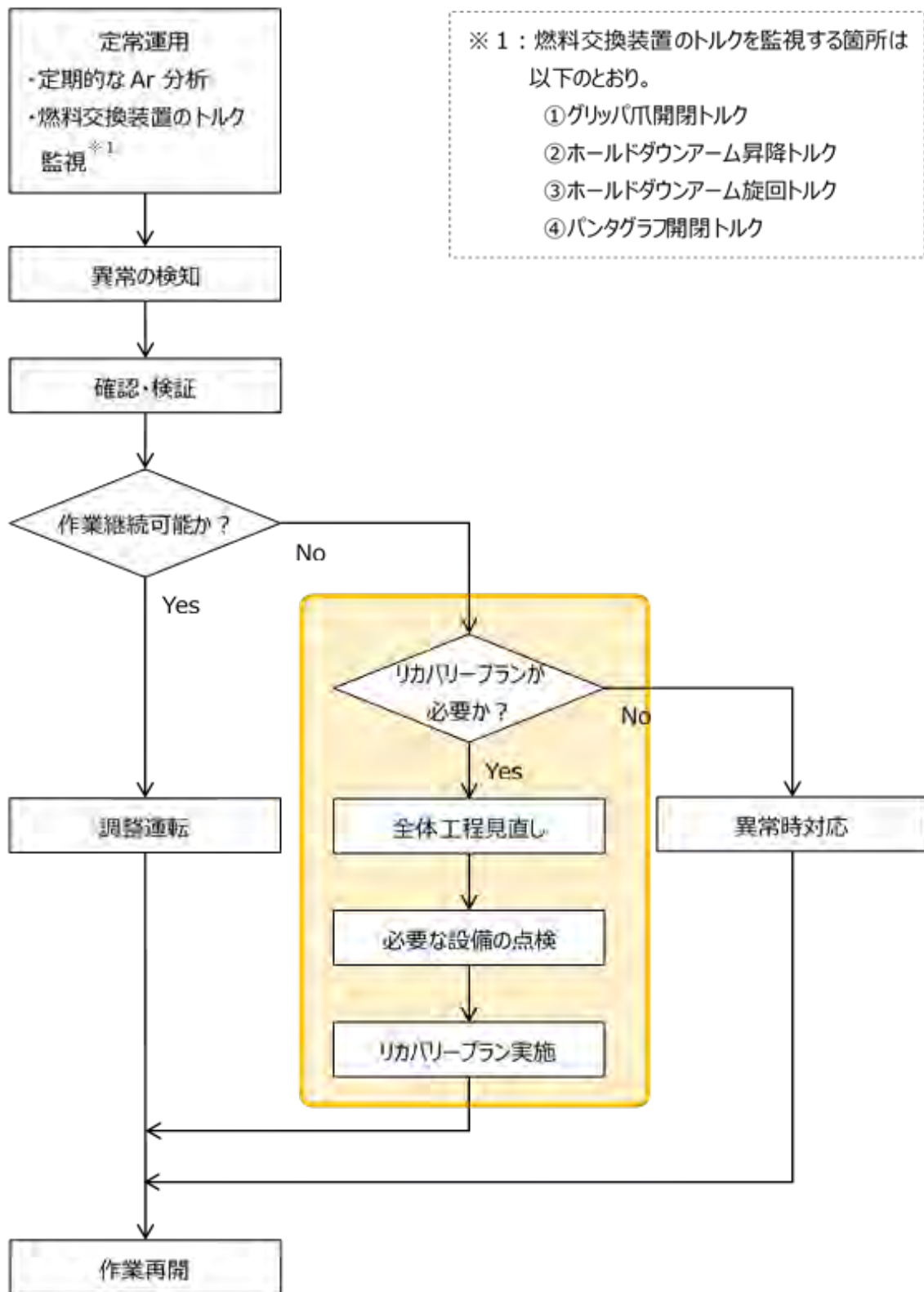


(a) メンテナンス冷却系を用いたナトリウム純化状態



(b) 原子炉容器内ナトリウム液位 NsL 状態
(1次主冷却系全ループナトリウム充填状態)

別図 3-1 第2段階 (前半) への移行に伴うプラント状態の変化
(3) リカバリープラン時の系統状態



別図 3-1 第 2 段階（前半）への移行に伴うプラント状態の変化
 (4) リカバリープランの適用プロセス

3. 2 第2段階（前半）のプラント状態における安全機能の抽出

3. 2. 1 第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方

上記「2.2 安全確保が変化するマイルストーン」及び「3.1 第2段階（前半）への移行に伴うプラント状態の変化」に基づき、「第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」を以下のとおり策定した。

(1) 原子力災害の防止

① 第2段階（前半）で重要な安全機能を維持する。

第2段階（前半）の開始時点において、燃料体が燃料池及び新燃料受入貯蔵設備に保管されている。このため、第2段階（前半）のプラント状態においても、これらの燃料体を安全に管理できるよう、燃料池及び新燃料受入貯蔵設備まわりの「止める」「冷やす」機能を第2段階（前半）で重要な安全機能として維持する。

また、「閉じ込める」については、上述の通り燃料体をはじめ、施設内には放射性物質が内包されていることを踏まえ、放射性物質の外部への漏えいを防止する機能を維持するとともに、一般公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低減するために必要な放射線遮蔽並びに燃料体及び固体廃棄物の貯蔵に必要な機能を維持する。

② 大規模損壊対応に必要な機能を維持する。

第1段階においては、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって大規模損壊が発生した場合の周辺環境への影響緩和を目的にしていた。第2段階においてもこの大規模損壊への対応は変わらないことから、第1段階で維持してきたすべての機能について引き続き維持する。

(2) 廃止措置の安全確保

③ もんじゅの特殊性を考慮した必要な機能を維持する。

第2段階（前半）の開始時点において、液体のナトリウムが原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽に保管されていることから、これらのナトリウムを安全に管理できるよう、必要な機能を維持する。

加えて、第2段階（前半）において、「しゃへい体等取出し作業」を実施することから、第1段階において維持してきた「燃料体を取扱う機能」を「しゃへい体等の取扱いに係る機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持していく。また、工程管理上のリスクへの対応策として導入する「リカバリープラン」を実施するために必要な機能についても、「しゃへい体等の取扱いに係る機能」と同様に維持していく。

④ その他、プラントの安全確保上、必要な機能を維持する。

上記①～③の機能維持に必要な施設に対するサポート機能については、サポート対象の施設に対する機能維持要求がなくなるまでの間、維持する。

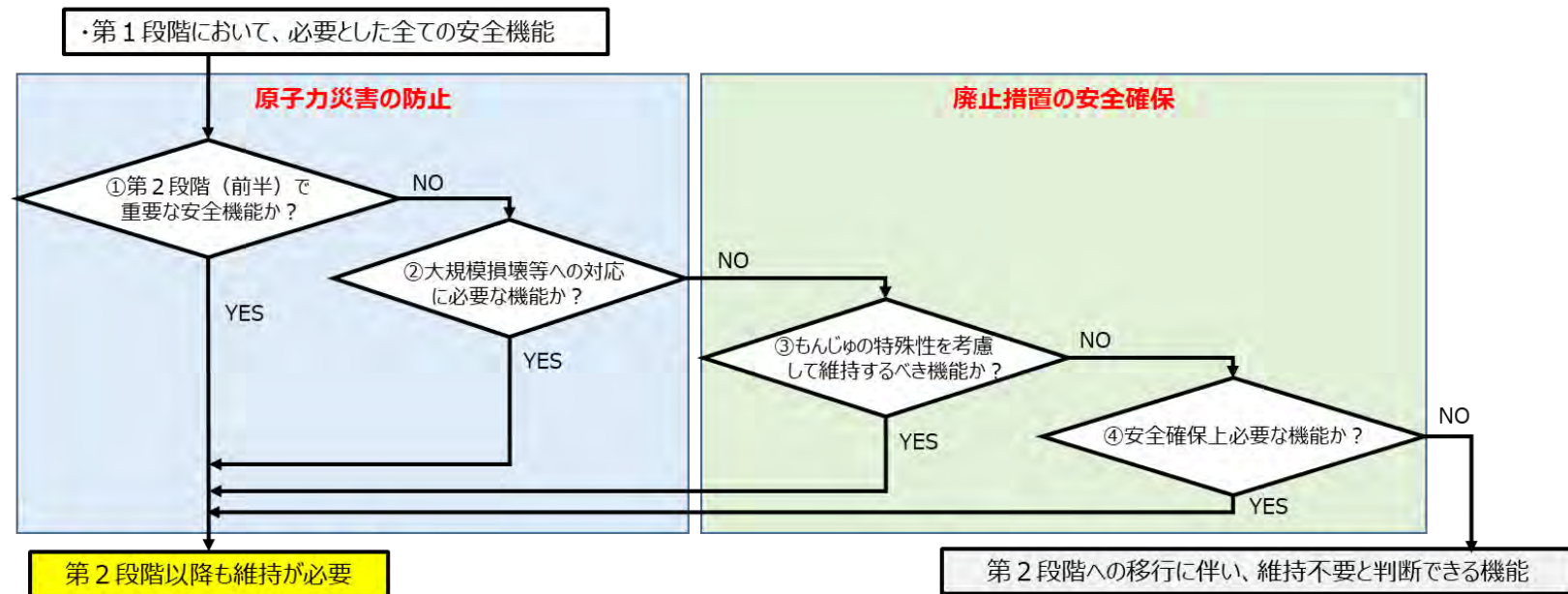
また、廃止措置作業の安全確保に必要な機能（放射線管理機能、換気機能等）についても、プラント状態に合わせて適切に維持する。

- 第2段階前半のプラント状態を踏まえ、「安全確保の基本的な考え方」を以下のとおり定める。

＜第2段階前半の安全確保の基本的な考え方＞

- **原子力災害の防止** …… 燃料池まわりを中心に、必要な安全機能を維持
 - ① 第2段階（前半）で重要な安全機能を維持する。
 - ② 大規模損壊対応に必要な機能を維持する。
- **廃止措置の安全確保** …… 廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、最適な設備運用を選択
 - ③ もんじゅの特殊性を考慮した必要な機能を維持する。
 - ④ その他、プラントの安全確保上、必要な機能を維持する。

- 第1段階において必要とした全ての安全機能について、以下のフローに基づき再評価した。



別図3-2 (1) 第2段階（前半）の安全確保の基本的な考え方

3. 2. 2 第2段階（前半）のプラント状態における安全機能の抽出結果

上記「3.2.1 第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」にて定めた基本的な考え方に基づき、第2段階（前半）のプラント状態における安全機能を抽出した。また、この結果を踏まえ、第2段階（前半）のプラント状態における重要な安全機能の維持に必要な性能、その他の安全確保上必要な機能の維持に必要な性能を評価した。今後、機能要求があるものは性能維持施設として管理していく。

以下に、抽出した主な安全機能と当該機能を構成する主な設備を示す。また、各安全機能の性能、維持期間及び機能維持に必要な設備の詳細は、「別表-1 第2段階（前半）のプラント状態における安全機能の抽出結果」に示す。

(1) 原子力災害の防止

① 第2段階（前半）で重要な安全機能を維持する。

- 「止める」機能については、燃料池及び新燃料受入貯蔵設備の「放射性物質の貯蔵機能（未臨界維持機能）」を維持する。

なお、燃料体取出しの完了及び原子炉の運転停止に関する恒久的な措置（新燃料貯蔵ラックからの移送経路の閉鎖）の実施に伴い、今後は原子炉容器内に燃料体が存在しないプラント状態となったことから、以下の機能については、第2段階への移行に伴い維持不要とする。

- ・ 未臨界維持の監視機能（中性子計装）
- ・ 未臨界維持機能（主炉停止系調整棒、後備炉停止棒）
- ・ 炉心形状の維持機能

（炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、炉内構造物、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイレランス集合体、固定吸収体、原子炉容器）

- 「冷やす」機能については、燃料池の「冷却機能」及び「冷却水保有機能」を維持する。

なお、燃料体取出しの完了に伴い、今後は炉外燃料貯蔵槽内に燃料体が存在しないプラント状態となったことから、以下の機能については、第2段階への移行に伴い維持不要とする。

- ・ 冷却機能（炉外燃料貯蔵槽冷却設備）

- 「閉じ込める」機能については、放射性物質の外部への漏えいを防止する機能を維持するとともに、一般公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低減するために必要な放射線遮蔽機能並びに燃料体及び固体廃棄物の貯蔵に必要な機能として、以下の機能を維持する。

- ・ 放射性物質漏えい防止機能（原子炉建物、原子炉補助建物）
- ・ 放射性物質の貯蔵機能（燃料池、新燃料受入貯蔵設備）
- ・ 放射線遮蔽機能（原子炉建物、原子炉補助建物）

また、燃料体が燃料池に貯蔵されており、今後の燃料体搬出作業等のための燃料池内での燃料体取扱い操作を実施する際に必要となることから、以下の機能を維持する。

- ・ 燃料を安全に取り扱う機能（燃料移送機）

ただし、燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料池及び新燃料貯蔵ラック以外での燃料体取扱い操作は不要となることから、以下の機能については、第 2 段階以降は維持不要とする。

- ・ 燃料を安全に取り扱う機能（燃料検査設備、燃料缶詰装置）

なお、第 2 段階（前半）においてしゃへい体等取出し作業を実施することから、以下の機能については「しゃへい体等を取り扱う機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持していく。（③もんじゅの特殊性に位置付ける）

- ・ 燃料を安全に取り扱う機能（燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備、燃料洗浄設備、水中台車、しゃへいプラグ）

② 大規模損壊対応に必要な機能を維持する。

第 1 段階で維持してきたすべての機能について引き続き維持する。具体的には以下の機能を維持する。

- 電源応急復旧機能
（電源供給機能（移動式電源車）、
移動式電源車燃料供給機能（タンクローリー））
- がれき撤去機能（ホイールローダー）
- 大規模火災に対する消火機能（泡消火機能）、燃料池の水位確保機能（燃料池への給水機能）及び放射性物質拡散抑制機能（可搬型消火設備）
- 可搬型ポンプ運転補助機能（消火水源確保機能）（水槽）
- 海水供給機能（海水汲み上げ用水中ポンプ）
- 火災対応用設備運搬機能（不整地走行用特殊車両）

(2) 廃止措置の安全確保

③ もんじゅの特殊性を考慮した必要な機能を維持する。

➤ 「しゃへい体等の取扱いに係る機能」については、しゃへい体等の取扱いにおいて直接必要な機能に加え、しゃへい体等取出し作業時のプラント状態の維持（ナトリウムの取扱い）に必要な機能として、以下に示す機能を維持する。

- ✓しゃへい体等の取り扱いでのみ使用する機能
 - ・しゃへい体等を取扱う機能及びナトリウム酸化防止機能
(燃料交換設備、燃料出入設備)
 - ・予熱機能（地下台車予熱機能）
 - ・放射性物質漏えい防止機能（1次アルゴンガス・サンプリング装置）
- ✓ナトリウムの取扱いに係る機能
 - ・ナトリウムの保持機能、予熱・保温機能
(原子炉容器、炉外燃料貯蔵設備)
 - ・原子炉容器内ナトリウム液位確保機能（ガードベッセル）
 - ・ナトリウム酸化防止機能
(1次主冷却系設備、2次主冷却系設備、炉外燃料貯蔵設備)
 - ・ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能
(原子炉容器室窒素雰囲気調節装置)
 - ・プラント状態の測定・監視機能（原子炉容器ナトリウム液面計装）
 - ・機器洗浄機能（共通保修設備）
 - ・雰囲気圧力の監視機能（原子炉格納容器雰囲気計装）

なお、上記「3.1 第2段階（前半）への移行に伴うプラント状態の変化」に記載の通り、「燃料体の取出し」作業の完遂に伴い、原子炉容器液位を「通常液位」とする必要がなくなったことから、ナトリウム関連システムのドレン・固化が完了しており、今後は当該系統内に液体ナトリウムが充填されないプラント状態となったことから、以下の機能については、第2段階以降は維持不要とする。

- ・ナトリウムの保持機能、浄化機能、予熱・保温機能
(2次主冷却系設備、炉外燃料貯蔵槽冷却設備)
- ・ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能
(ナトリウム漏えい検出設備、蒸気発生器室換気装置)
- ・プラント状態の測定・監視機能
(補助冷却設備計装)

➤ 工程管理上のリスクへの対応策として導入する「リカバリープラン」でのみ使用する機能については、リカバリープランで使用する 1 次系まわりの以下の機能について維持する。ただし、施設管理の負担軽減に資するべく、リカバリープランが発動しない限り休止設備扱いとする（具体的な運用方法については、下記「3.2.3 第2段階（前半）における設備運用計画」を参照）。

- ・ ナトリウムの保持機能（1次主冷却系設備、1次メンテナンス冷却系）
- ・ 原子炉容器内ナトリウム液位確保機能
（1次ナトリウムオーバフロー系）
- ・ ナトリウムの浄化機能（1次ナトリウム純化系）
- ・ ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気維持、ナトリウムドレン機能）（1次ナトリウム充填ドレン系）
- ・ プラント状態の測定・監視機能（ナトリウム漏えい監視、温度・液位・流量・純度の測定・監視）（ナトリウム補助設備計装）
- ・ 雰囲気温度の監視機能（ナトリウム漏えい監視）
（原子炉格納容器雰囲気計装）
- ・ 予熱・保温機能（1次主冷却系設備、1次メンテナンス冷却系）
- ・ 冷却機能（機器冷却系設備）
- ・ 放射線監視機能
（1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ）

④ その他、プラントの安全確保上、必要な機能を維持する。

➤ 「上記①～③の機能維持に必要な施設に対するサポート機能（ユーティリティ、冷却、監視に係る設備）」として、以下の機能を維持する。

- ・ 浄化機能（燃料池の水浄化機能）
- ・ 電源供給機能（電気設備）
- ・ 冷却機能（原子炉補機冷却水設備、原子炉補機冷却海水設備）
- ・ プラント運転補助機能（制御用圧縮空気設備、補助蒸気設備）
- ・ プラント監視・操作機能（中央制御室、燃料取扱設備操作室）
- ・ ナトリウム酸化防止機能（アルゴンガス供給系設備）
- ・ ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能
（窒素ガス供給系設備）
- ・ 放射線監視機能
（エリアモニタリング設備（一部）、排気筒モニタ、排水モニタ）
- ・ 放出管理機能（排気筒モニタ、排水モニタ）

ただし、燃料体取出し作業の完了に伴う原子炉の運転停止に関する恒久的な措置の変更（炉心からの制御棒引き抜き防止⇒新燃料貯蔵ラックからの移送経路の閉鎖）を踏まえ、以下の機能については、第2段階以降は維持不要とする。

- ・ 制御棒駆動機構の保持監視機能（制御棒位置指示計装）
- ・ 屋内管理用の放射線監視機能（原子炉格納容器排気モニタ）

また、「放射線監視機能」については、監視対象エリアの視点で機能維持の要否を評価した結果、汚染の恐れがない以下のエリアに設置されているエリアモニタリング設備の一部について維持不要と判断した。この結果、既許認可の維持台数（54個）のうち9個が維持不要となり、今後の維持台数は45個となる。

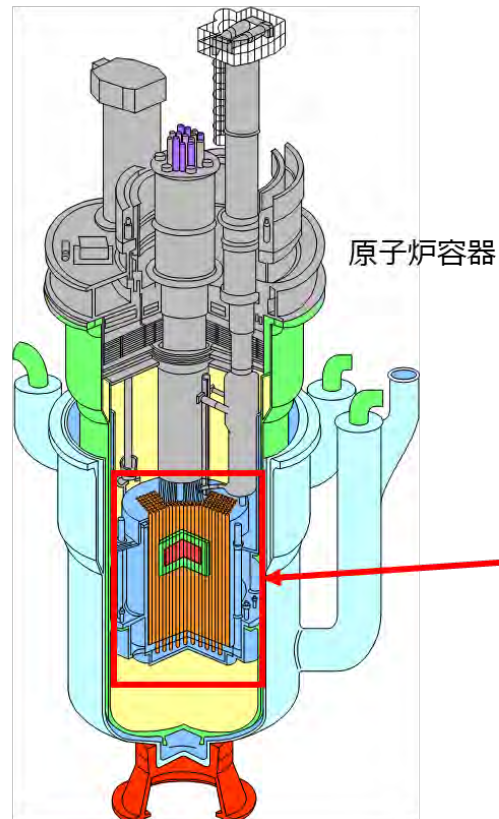
- ① 第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることによって、1次アルゴンガス系統内に放射性希ガスが発生することがなくなり、放射線レベルの変動する可能性が著しく低いため、第2段階ではエリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア
- ② 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備（燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等）の点検期間も含め、放射線レベルに有意な変動がなかったことから、第1段階と同様の作業を行う第2段階においても放射線レベルの変動する可能性は著しく低いため、エリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア

（詳細は別紙ー1参照）

- 「廃止措置作業の安全確保に必要な機能」については、以下の機能を維持する。
- ・ 放射線管理機能（出入管理設備及び汚染管理設備）
 - ・ 放射線監視機能（放射線サーベイ設備）
 - ・ 換気機能
 - ・ 通信機能（通信設備）
 - ・ 消火機能（消火設備（火災検知設備））
 - ・ 通信・連絡機能（事務管理建物（緊急時対策所））
 - ・ 放射性廃棄物処理機能（廃ガス圧縮機、廃液蒸発濃縮装置）
 - ・ 機器移送機能（共通保修設備）
 - ・ 機器の支持機能（ディーゼル建物、タービン建物）
 - ・ 照明機能（非常用照明設備）

原子炉容器、炉外燃料貯蔵槽からの使用済燃料取出しが終了したため、不要となる維持機能がある。

- ・炉心形状の維持機能
- ・未臨界維持機能
- ・燃料を安全に取り扱う機能（燃料検査機能）



維持期間が終了する設備

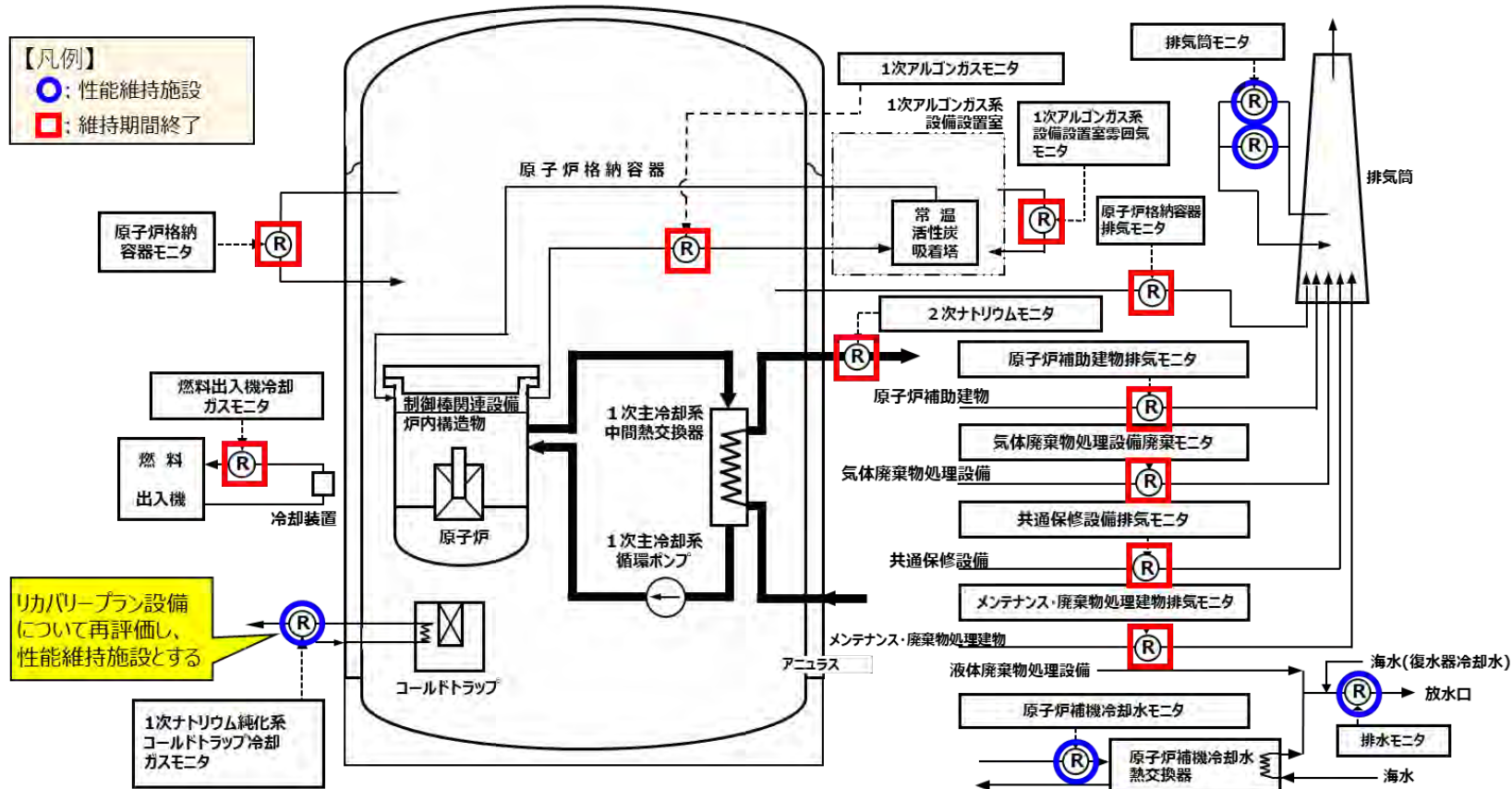
- ・炉心燃料集合体
- ・ブランケット燃料集合体
- ・炉内構造物
- ・主炉停止系調整棒
- ・後備炉停止棒
- ・中性子源集合体
- ・中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体
- ・固定吸収体

※ 併せて、燃料検査設備についても維持不要と判断した

別図3-2 (2) 第2段階への移行に伴い、運用を停止する施設（原子炉まわり）

プロセスモニタリング設備（系統内や環境へ放出する放射性物質の放出管理、放射線監視機能を担う設備）

- ・ 燃料体取出し作業が完了したことにより、汚染の恐れが無くなる範囲の機能維持は不要と判断した。
- ・ ただし、環境へ放出する放射性物質の放出管理、放射線監視は、管理区域を解除するまで維持する。

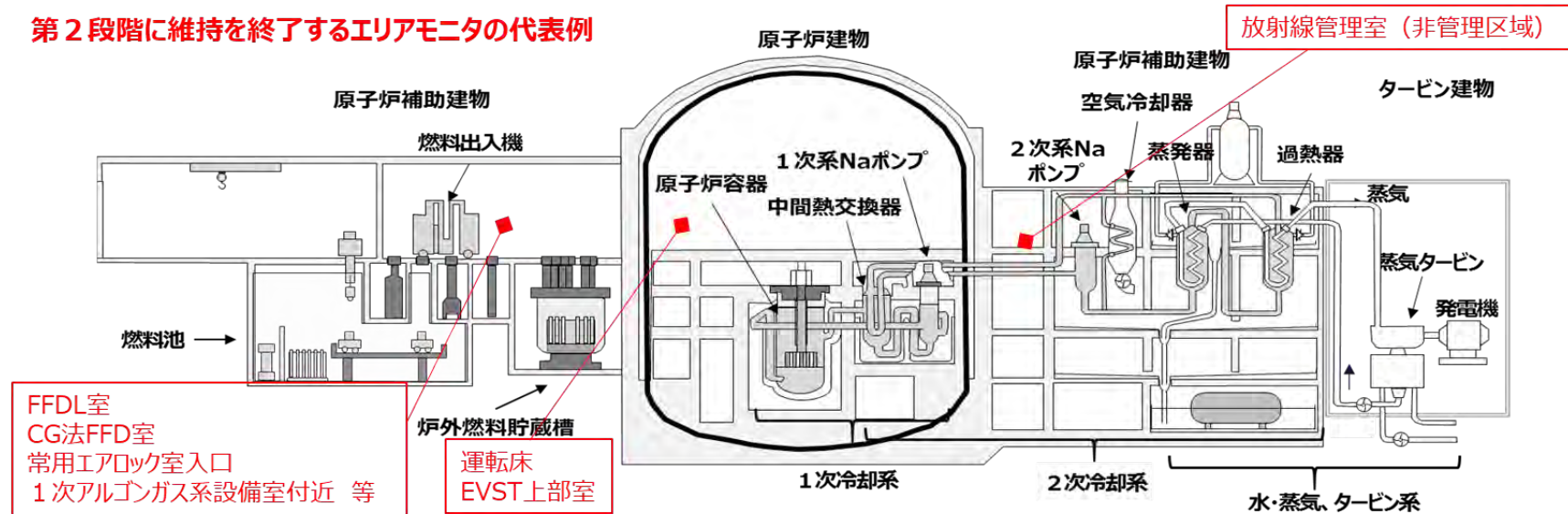


別図 3-2 (2) 第 2 段階への移行に伴い、維持を終了する施設（プロセスモニタリング設備）

エリアモニタリング設備（管理区域内の人の立入制限等の管理を行うための放射線監視を担う設備）

- 燃料体取出し作業が完了したことにより、1次アルゴンガス系統内に放射性希ガスが発生しないこと、これまでの燃料体取出し作業の経験（点検期間中を含む）を踏まえ、第2段階以降、放射線レベルが変動する可能性が著しく低いエリアを把握できたことを踏まえ、以下のエリアに係る放射線監視機能は維持不要と判断した。
 - ① 燃料体取出し完了に伴い、放射線レベルの変動可能性がないエリア
 - ② これまでの作業において放射線レベルに有意な変動がなく、今後も変動可能性が著しく低いエリア
 - ③ 今後実施する“原子炉起動用中性子源集合体の燃料池への移送作業”の完了に伴い、常時監視が不要となるエリア
- ただし、燃料体を保管する燃料池や気体・液体・固体廃棄物処理系付近等については、機能維持を継続する。

第2段階に維持を終了するエリアモニタの代表例



別図 3-2 (2) 第2段階への移行に伴い、維持を終了する施設（エリアモニタリング設備）

3. 3 第2段階（前半）における設備の維持・運用計画

上記「3.2.2 第2段階（前半）のプラント状態における安全機能の摘出結果」に示した通り、今後、機能要求があるものは性能維持施設として管理していく。

一方で、プラントの安全機能を満足しつつ、廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、以下のとおり施設管理方法の合理化を図り、それによる余剰リソースを廃止措置工事等の検討に投入していく。

①しゃへい体等取出し時の原子炉容器内ナトリウム液位の設定について

②その他の運用合理化

- 作業等による立入りを除く換気装置の停止
- 冬期における空調用冷凍機の停止
- 1次アルゴンガス系の循環停止

プラントの運用方針

- 原子炉容器からの取出し対象が「燃料体」から「しゃへい体等」に変わることに伴い、安全上のリスクが低減。
- ナトリウム漏えいリスクを低減するため、液体ナトリウムを保有する範囲を可能な限り縮小。
- このため、1次冷却系のナトリウムはドレン・固化※¹し、原子炉容器のナトリウム液位「低液位」状態でしゃへい体等取出し作業を実施。



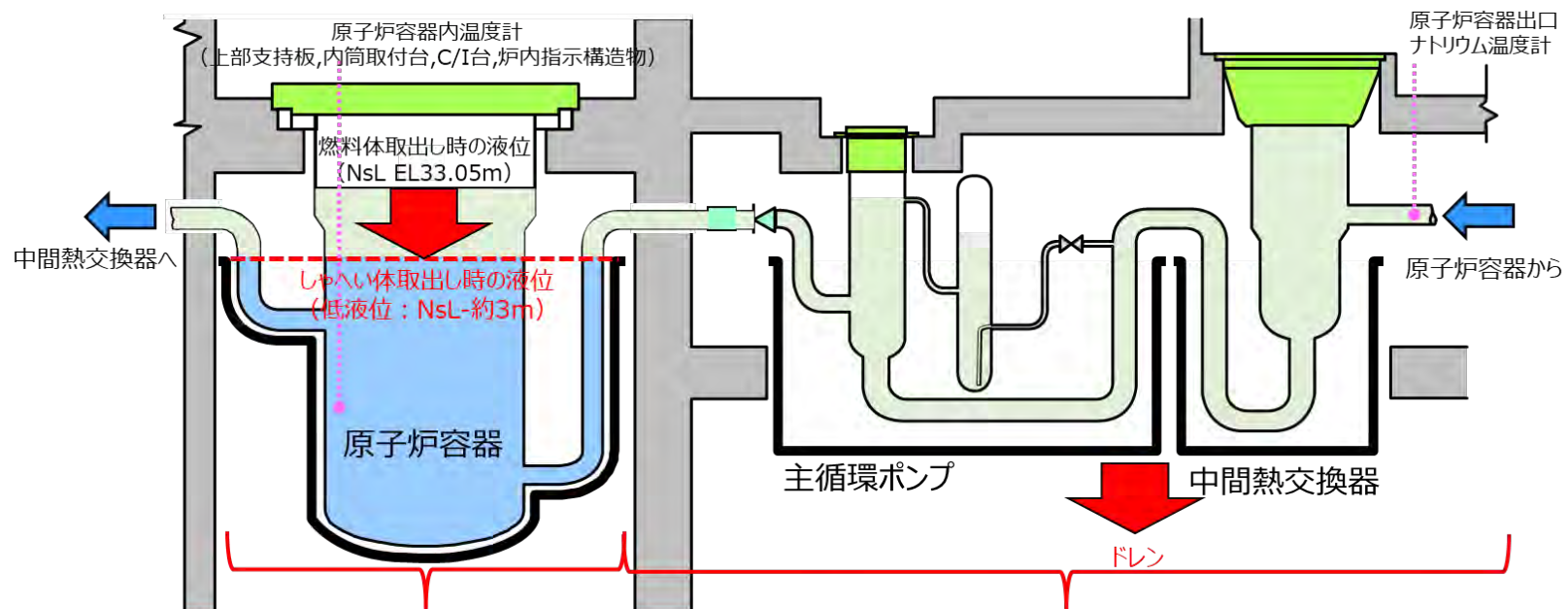
※ 1 : 1次系ナトリウムは再充填する可能性があるため、関連する設備は性能維持施設として維持。

液体ナトリウム保有範囲の縮小により期待できる効果

- ① ナトリウム漏えいが発生する可能性のある範囲の縮小。【プラント安全】
 - 1次系の液体ナトリウムを保有する系統数を約80%削減
 - ・ 必要な系統 : 原子炉容器
 - ・ 削減できる系統 : 1次主冷却系、オーバフロー系、純化系、充填ドレン系
 - 1次系の液体ナトリウム保有量を約56%削減
 - ・ 保有量 : 約839m³ ⇒ 約370m³ (200℃換算)
- ② 点検範囲・物量の縮小。【コスト】
 - ・ 年間の点検コストを約17%削減
- ③ 運転員の負担軽減。【リソース】
 - 原子炉容器通常液位の場合、ナトリウム漏えい発生時の原子炉容器の液位確保及び1次系漏えいループのドレン操作等が必要となるが、低液位とすることにより当該操作は不要となる。
必要運転員数を削減。(主な対応は中央制御室からの監視)
 - ・ 必要運転員数の削減 (5名⇒4名)

別図3-3 第2段階(前半)における設備運用の合理化

①しゃへい体等取出し作業時の原子炉容器内ナトリウム液位について (その1)



ナトリウム液位を「通常液位」から「低液位」に変更する。
液体ナトリウム保持・監視に必要な以下の機能を維持

- ①ナトリウム保持機能
- ②ナトリウム酸化防止機能
- ③予熱・保温機能
- ④原子炉冷却材液位確保機能
- ⑤プラント状態の測定・監視機能
 - ・ナトリウム液位、温度
 - (“原子炉容器出口ナトリウム温度計”から“原子炉容器内温度計”に変更)
 - ・ナトリウム漏えい【詳細はSH33】
- ⑥炉心形状の維持機能、未臨界維持機能※1

ナトリウムをドレンする。
残留ナトリウムのリスク低減に必要な以下の機能を維持

- ①ナトリウム保持機能※2
- ②ナトリウム酸化防止機能
- ③予熱・保温機能※2
- ④ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能※2
- ⑤プラント状態の測定・監視機能※2
 - ・ナトリウム液位、温度※2
 - ・ナトリウム漏えい※2
- ⑥ナトリウムの浄化機能※2

※1:維持期間終了
※2:リカバリープラン設備 (使用前に必要な点検を実施)

別図3-3 第2段階(前半)における設備運用の合理化

①しゃへい体等取出し作業時の原子炉容器内ナトリウム液位について (その2)

従来の運用

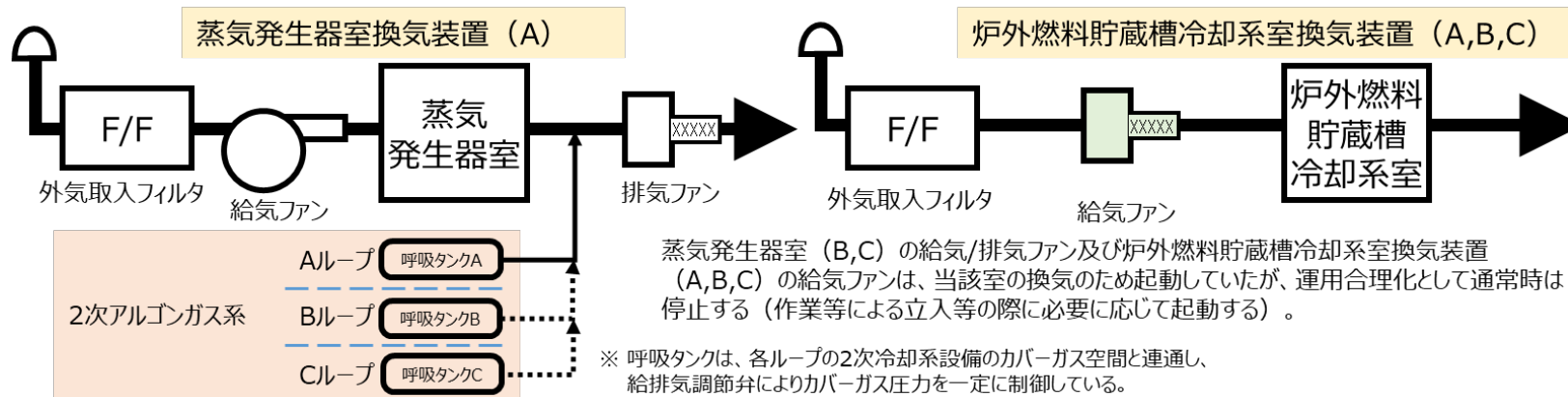
2次冷却設備及び炉外燃料貯蔵槽冷却区画の換気のため、換気装置の連続運転を実施。

運用合理化

- 廃止措置の進捗に伴い、対象区画に設置されている機器からの発熱が減少したことに伴い、入域頻度が少ない区画の換気装置を通常停止状態とし、入域時のみ起動。
(蒸気発生器室換気装置B,C、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置A,B,C)
- 2次冷却設備の酸化防止機能の維持として、従来はループ毎に2次アルゴンガス系の圧力制御を実施し、その排気ガスを各ループの蒸気発生器室換気装置から大気放出。今回2次系B,Cループの換気装置を停止しても、当該ループの酸化防止機能を維持するため、排気ガスを換気装置Aへ接続。

運用合理化による効果

- 換気装置の運転時間を短くすることにより、機器の故障リスクを低減。
- トラブル対応による運転員、保守員の負荷軽減。
- 外気取入フィルタの清掃頻度減少等。



別図3-3 第2段階（前半）における設備運用の合理化

② その他の運用合理化について（作業等による立入りを除く換気装置の停止）

従来の運用

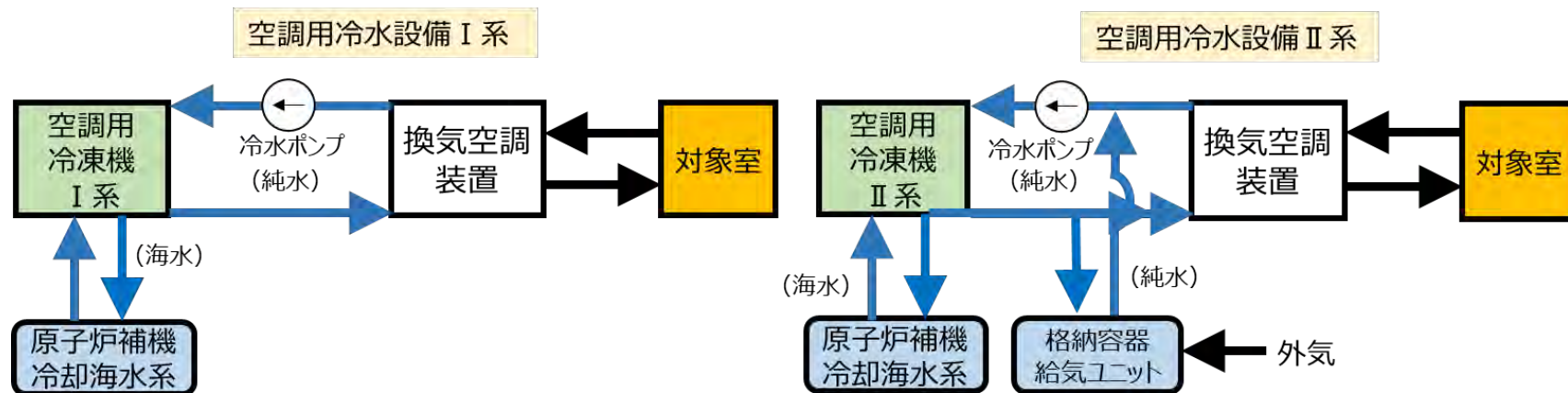
原子炉補助建物、ディーゼル建物等の空調のため、冷凍機により冷却した冷水を換気空調装置に通水し室温を維持。

運用合理化

- 空調用冷水設備Ⅰ系
外気温度、海水温度が低下する冬期において、換気空調装置の冷却源である空調用冷凍機を停止し、海水により冷却された冷水(純水)の循環で除熱する換気空調装置により対象室を換気。
- 空調用冷水設備Ⅱ系
空調用冷水設備Ⅰ系の運用に加え、格納容器給気ユニットを利用した外気との熱交換により除熱。

運用合理化による効果

- 冷凍機の運転時間を短くすることにより、機器の故障リスクを低減。
- トラブル対応による運転員、保守員の負荷軽減。



別図3-3 第2段階(前半)における設備運用の合理化

② その他の運用合理化について(冬期における空調用冷凍機の停止)

従来の運用

原子炉容器カバーガス圧力制御、カバーガス純度測定、燃料破損の検出を目的に、1次アルゴンガス系による循環運転の実施。

運用合理化（しゃへい体等取出し作業時を除く期間の運用※）

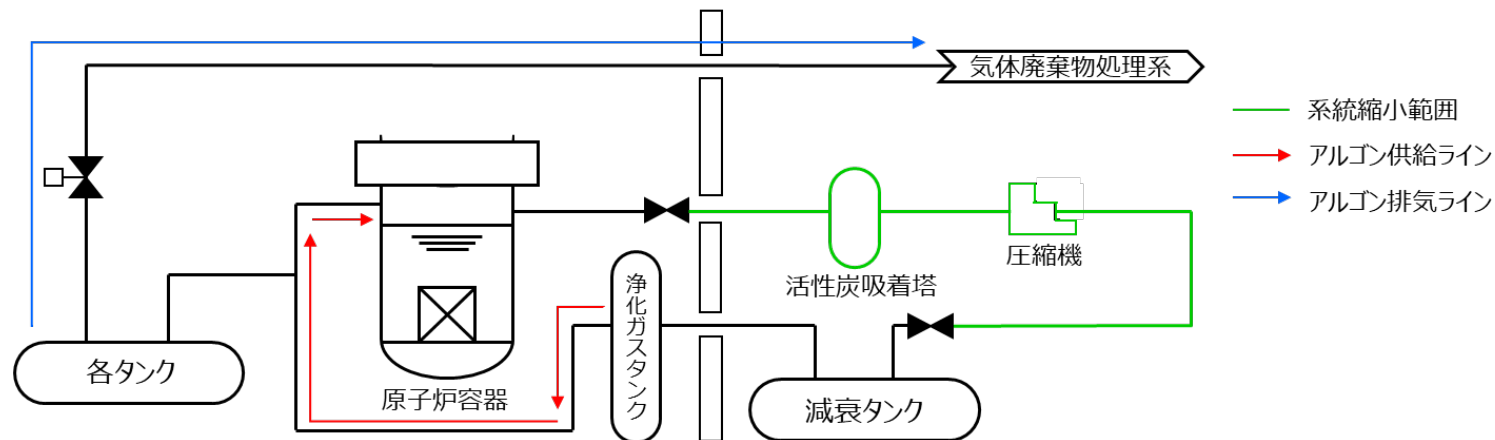
燃料取り出し完了に伴い、燃料破損の検出が不要となったこと及びR/V液位の「低液位」運用により原子炉容器カバーガス圧力の変動を伴う操作・作業が無くなったことから、原子炉容器カバーガス圧力の正圧維持及びカバーガス純度測定は循環運転をせずとも、以下の運用により可能である。

- 原子炉容器カバーガス圧力は、気圧による変動程度であり手動による圧力制御にて正圧維持(酸化防止機能の維持)が可能である。
- カバーガス純度測定は系統圧力と気廃系の圧力差を利用し、サンプリングが可能。

※しゃへい体等取出し作業がナトリウム純度に影響を与えないことを評価できた場合、通年の運用とする。

運用合理化による効果

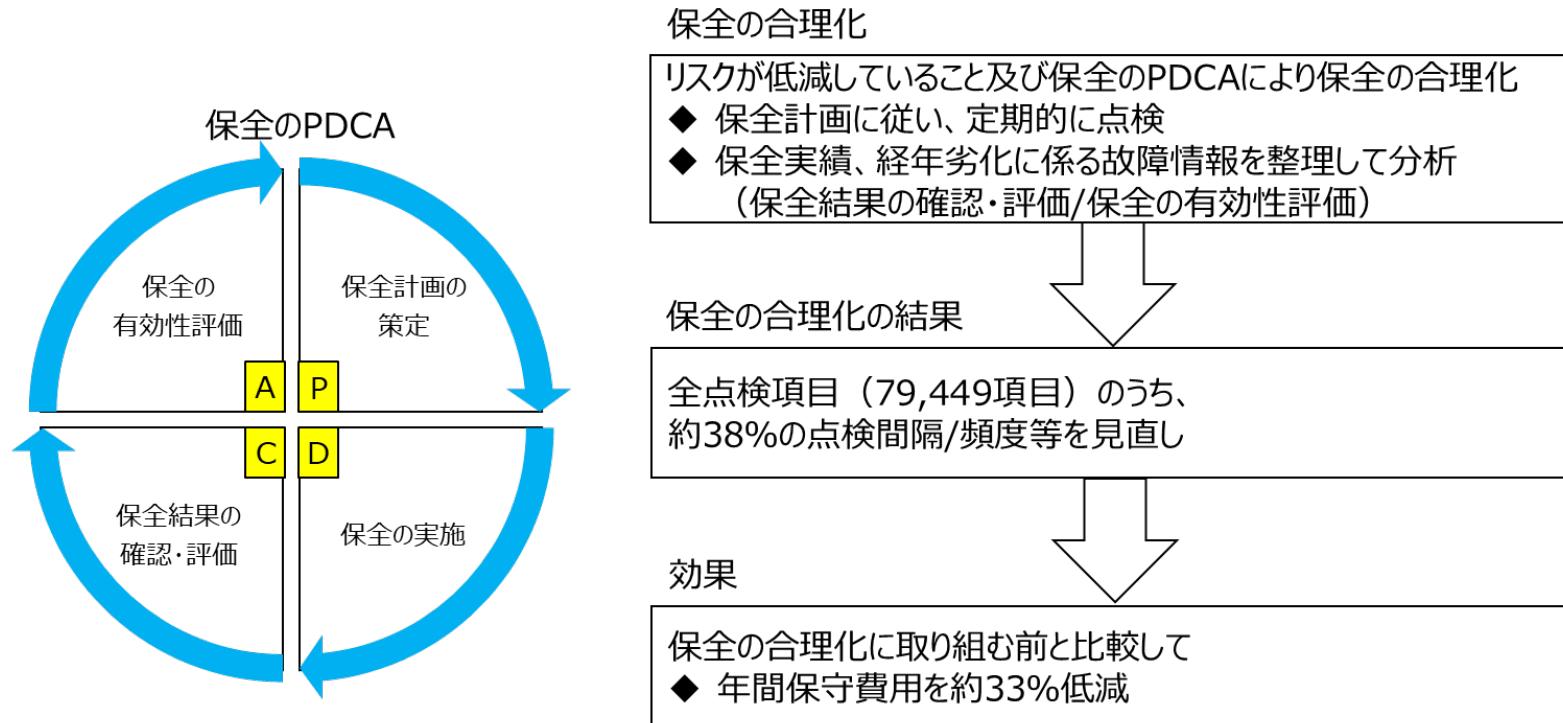
- 1次アルゴンガス系の循環停止運用に伴い、管理する系統範囲が縮小。
- 動的機器の停止に伴い、機器の故障リスク及びアルゴンガス漏えいリスクが低減。



別図3-3 第2段階（前半）における設備運用の合理化

② その他の運用合理化について（1次アルゴンガス系の循環停止）

廃止措置段階に移行したことを踏まえて、保安規定に基づき保全のPDCAを回して保全を合理化
・原子炉の運転が無くなったことから供用段階と比べて相対的にリスクは低下



全ての使用済み燃料を原子炉等から取出し、燃料池に保管したことからリスクは一段と低下
➡ 今後、更なる保全の合理化に、積極的に取り組んでいく。

別図3-3 第2段階(前半)における設備運用の合理化
③廃止措置段階への移行に伴う保全の合理化について(点検間隔/頻度等の見直し)

4. 第2段階（後半）への移行に向けた対応状況

4. 1 最適な設備の維持・運用計画の策定に向けた今後の検討方針

上記「2. 廃止措置段階の性能維持施設の考え方」において、プラント状態の変化を踏まえた安全機能を設定した。

プラントの安全機能を満足しつつ、廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、更に施設維持管理方法の合理化を積極的に実施し、それによる余剰リソースを廃止措置工事等の検討に投入していく必要がある。

このような状況を踏まえ、設備の状況に応じた最適な設備運用計画の策定に向け、更に以下の検討を実施していく。その際、効果が大きいと考えられるものから順次検討し、「設備更新計画」「設備改造・代替設備への移行計画」として取り纏め、第2段階（後半）に移行するまでに、適宜、廃止措置計画に反映して認可を受ける。

<検討方針>

- ・効果が大きいと考えられるものから順次検討し、できる限り速やかに実施していく。
- ・その際、設備の経年劣化や交換部品の確保可否等の設備上の課題を考慮するとともに、廃止措置作業との関係（スペース、工程取り合い等）についても配慮しながら検討を進めていく。
- ・また、各性能維持施設を構成する機器単位で、万が一、当該機器が故障した場合の復旧までの時間余裕等を考慮しながら点検期間延長の可否や機器の停止可否について検討し、一時的な停止が可能と判断した機器については休止設備と見做して特別な保全計画へ移行するなど、更なる保全の合理化に積極的に取り組んでいく。

4. 2 第2段階（後半）への移行に向けた検討状況

現在、「もんじゅ」においては、燃料池に貯蔵した使用済燃料からの崩壊熱除去及び燃料池のライニング付コンクリート構造の健全性維持のため燃料池水を冷却するとともに、燃料池上部方向の水しゃへいのため燃料池の液位を保持している。「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定」では、燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、燃料池の液温「65℃以下」及び液位「通常液位(NwL) -400mm 以上」を施設運用上の基準としている。

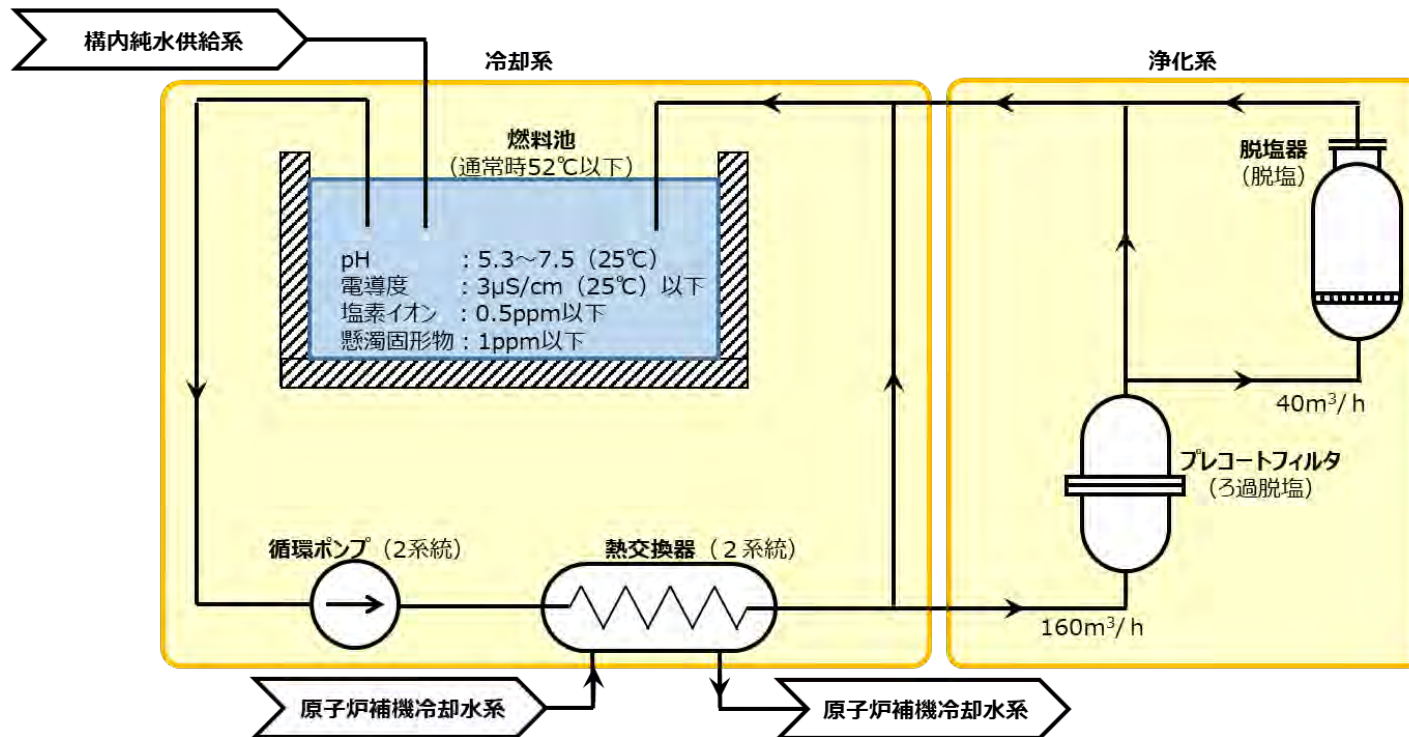
しかしながら、「もんじゅ」は定格出力運転の経験がなく、また、長期にわたって原子炉の出力運転を停止していた状態にあったことから、燃料体の崩壊熱が低く燃料池の液温上昇への寄与は小さい状態にある。したがって、燃料池水冷却浄化装置による冷却をしなくても、65℃以下となることを見込まれることに加え、燃料池水の蒸発による液位低下も小さいことから、給水しなくても通常液位(NwL) -400mm 以上を長期間維持できることが期待できる。

よって、廃止措置のプラント状態に応じた設備の維持管理の適切性に資する観点から、燃料池水冷却浄化装置の冷却を停止した場合の燃料池の液温及び液位を評価及び実測によって確認し、燃料池水冷却浄化装置による冷却機能の維持を不要とすることを検討している。

- 燃料池の冷却が停止した場合の燃料池の水温・水位の変化に関する評価を実施した。(令和3年5月12日面談資料2-3参照)
 - ・施設運用上の基準(65℃以下)の維持を達成できる可能性が高い。
 - ・しゃへいに必要な水位は、給水しない場合でも74日間維持できる。
- 気温が高い夏季に燃料池の冷却を停止し、燃料池の水温・水位の変化を実測する。(2023年6~9月予定)

【期待される効果】

- 冷却機能(燃料池水冷却浄化装置)、電源供給機能(ディーゼル発電機)が不要となる。

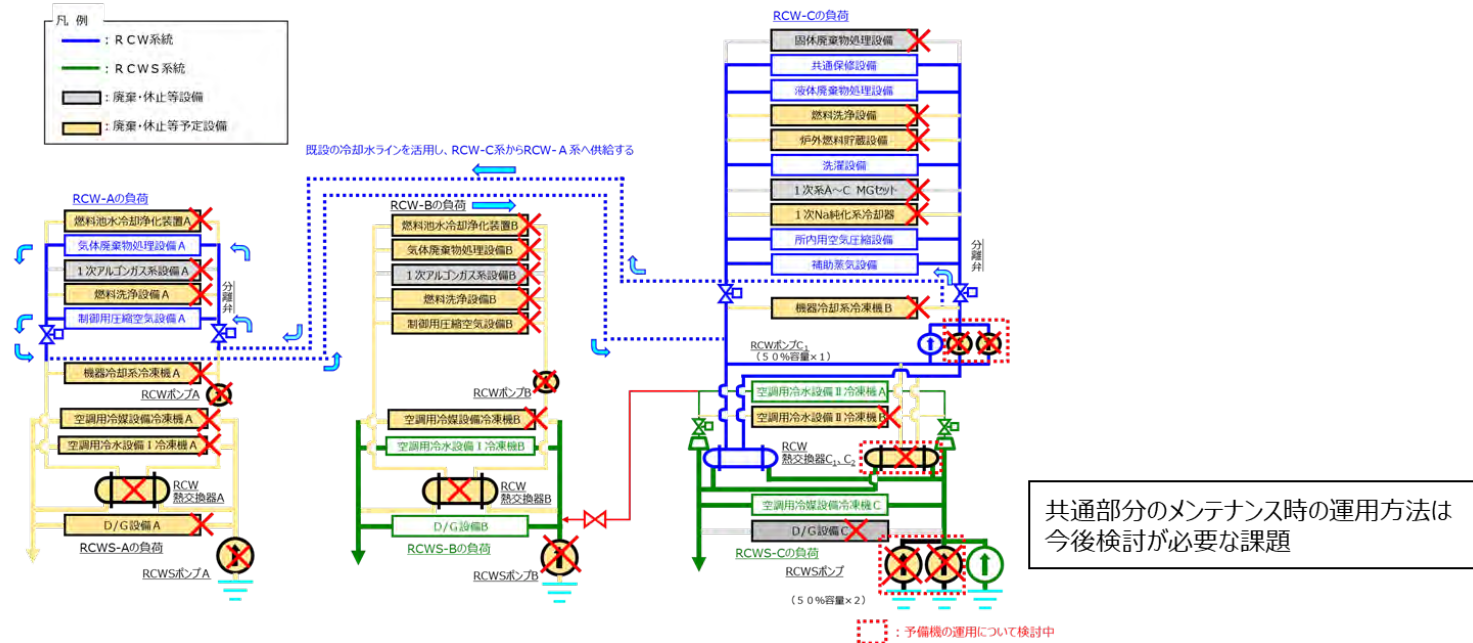


参考-2 第2段階(後半)への移行に向けた設備改造計画(案)

燃料池の強制冷却機能の維持要求解除に向けた検討状況(燃料池水冷却浄化装置の運用見直し)

独立性及び多重性の維持が不要となった状態を想定し、RCWS系統のタイライン追設を検討中。

- 現在（廃止措置第1段階）のプラント状態におけるRCW/RCWSの実際の熱負荷データを取得し、この熱負荷データを基に、必要となるRCW/RCWS冷却水流量を評価済（机上）
- 次年度以降、上記にて評価した冷却水流量にて実機運転を行い、机上評価の妥当性確認を実施予定
- 追設するタイライン配管の配置検討及び耐震評価を実施中
【最適化による期待される効果】
- コスト削減：施設の維持管理費、廃棄・休止等予定設備の点検費
- 業務負荷低減：保守管理及び定期事業者検査対応



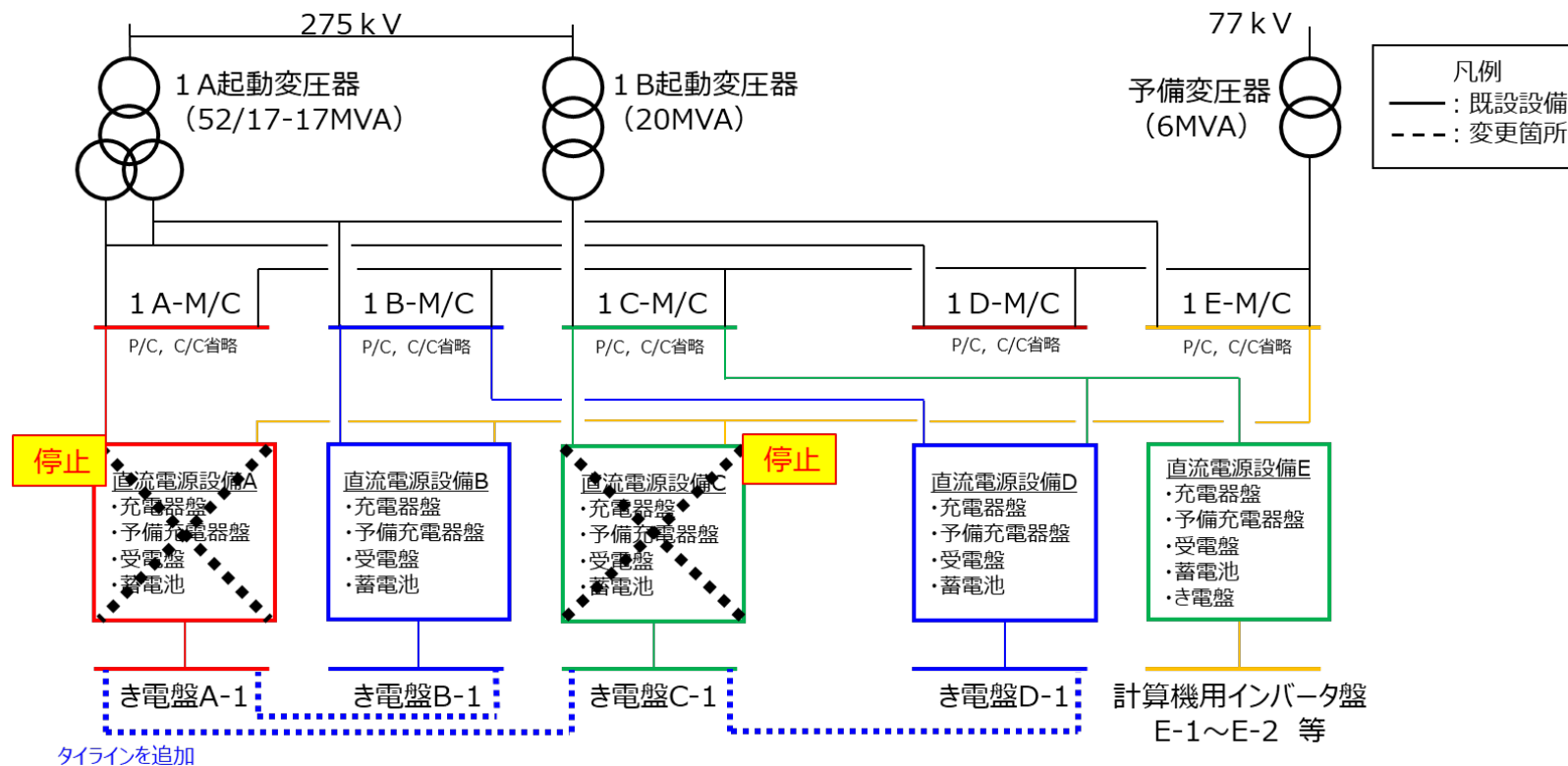
参考-2 第2段階（後半）への移行に向けた設備改造計画（案）
燃料池の冷却に係る設備の最適化（RCW/RCWS）

「燃料池の冷却が不要」&「リカバリープランが不要」なプラント状態を想定し、負荷の電源容量を算出。

- 負荷の電源容量に合わせて電源構成を最適化
- 上流停止した場合でも下流の負荷へ給電できるようタイラインを追加

【最適化により期待される効果】

- 系統数が削減（5 → 3 系統）し、設備維持に要していた費用、点検期間の削減が期待できる。



参考-2 第2段階（後半）への移行に向けた設備改造計画（案）
燃料池の冷却に係る設備の最適化（電源）

5. 廃止措置計画変更認可申請の補正について

5. 1 本文六、七に係る補正

(1)「廃止措置段階の性能維持施設の考え方」の反映

廃止措置の進捗に伴い低減するリスクに応じて、性能を維持すべき設備を合理的に最小化させるとともに、性能を維持すべき設備に対しても合理的な運用を適用することが基本原則である。今般、基本原則を踏まえた「廃止措置段階の性能維持施設の考え方」として、「設備の維持・運用方針」を策定するとともに、「安全機能が変化
するマイルストーン」を設定した。

この「廃止措置段階の性能維持施設の考え方」は、今後の廃止措置を安全、確実に
つでける限り速やかに推進するために重要な考え方となることから、以下に示す趣
旨の記載を廃止措置計画（六 性能維持施設）に追記する。

- ① 今後の廃止措置の進捗による設備の要求条件、状況の変化を踏まえて、適宜、
設備の維持・運用について再評価を行い、性能を維持する設備についてはプラ
ント状態や設備の状況に応じて最適な運用方針を選択する。また、廃止措置の
進捗に伴い安全機能を満たす上で維持・運用の必要性がなくなった設備は速
やかに設備の性能維持を終了する。
- ② 現時点において今後実施する廃止措置工事の内容が明確になっていないこと
を踏まえ、今後の検討の進捗に応じて、順次、見直しを図っていく。

(2)「第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」の反映

第1段階における燃料体取出し作業の完了に伴い、化学的に活性なナトリウムを
保有する炉心等に燃料体が存在するという残留リスクは解消した状態となった。こ
れを踏まえ、「第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」
として、以下に示す趣旨の記載を廃止措置計画（六 性能維持施設）に追記する。

- ① 原子力災害の防止のため、燃料池まわりを中心に必要な安全機能を維持する
とともに、大規模損壊対応に必要な機能を維持する。
- ② 廃止措置を安全、確実につでける限り速やかに推進できるよう、もんじゅの特
殊性を考慮した必要な機能を維持するとともに、その他、プラントの安全確保
上、必要な機能を維持する。

(3)「リカバリープラン設備」の具体化

しゃへい体等取出し作業に係る工程管理上のリスクへの対応策（リカバリープラン）
として、必要に応じてメンテナンス冷却系を用いたナトリウム純化を行うことや
原子炉容器ナトリウム液位を「低液位」から「通常液位」とすることができるように
する。

このリカバリープランに使用する設備の具体化を図ったことから、その結果を廃
止措置計画（七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維

持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難しい特別な事情がある場合はその内容) に追記する。

5. 2 添付書類六及び第 6 - 1 表に係る補正

(1) 機能要求のある設備の維持台数の適正化

上記「2.1(3) 設備の維持・運用計画の策定」に基づき、プラントの安全機能を満たす上で維持・運用の必要がある設備は、第 1 段階と同様、既往の許認可に基づく維持台数を、維持期間が終了となるまで維持する。

(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

リカバリープランに使用する設備について、しゃへい体等の取出しが完了するまで維持することとしたため、維持期間を「ナトリウムをタンク等に固化するまで」から「しゃへい体等の取出しが完了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで」に詳細化する。

(3) 維持期間が終了となった設備の識別

維持期間内にある性能維持施設を明確化するため、維持期間が終了した性能維持施設の機能、性能欄を斜線にて識別する。

(4) 燃料池水冷却浄化装置脱塩器の維持台数の見直し

燃料池に保管する燃料体被覆管健全性確保の観点から、水質維持について万全を期すために、燃料池水冷却浄化装置の脱塩器を性能維持施設として燃料体の搬出完了まで維持する。

(5) 新燃料受入貯蔵設備の維持期間見直し

新燃料受入貯蔵設備の維持期間が保守的であったため、「当該区域・系統の管理区域を解除するまで」から「新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで」に見直す。

(6) 予熱計装設備の維持範囲の明確化

プロセス計装である予熱計装設備について、性能維持範囲が明確となるよう設備名称を記載するよう見直す(「液体ナトリウムの充填範囲」→「原子炉容器、1 次主冷却系設備、1 次ナトリウム補助設備、1 次メンテナンス冷却系」)。

(7) エリアモニタリング設備の性能維持理由に関する説明を追加

エリアモニタリング設備の性能維持理由に関する説明として別紙-1「エリアモニタリング設備の性能維持について」の内容を添付書類六に反映する。

(8) その他、表現の適正化

- ① モニタリングカーの維持台数「1台」⇒「1式」
- ② 不整地走行用特殊車両の維持台数「1台」⇒「1式」
- ③ 第6-1表の注記
「3. 2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」⇒
「3. 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」
- ④ 添付書類六で維持期間が設備毎に異なるものは、それぞれ分割して記載
- ⑤ 添付書類六の燃料取扱設備室換気装置、放射線管理室空調装置に対する「」(鍵
かっこ)の付け忘れ
- ⑥ その他、表現の適正化

5. 3 添付書類六及び第6-1表に係る変更内容(補正の必要の無い変更内容)

令和4年6月28日の変更申請内容のうち、今回補正の必要がない事項を以下に示す。

(1) 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)

性能維持施設の性能等について「既許認可どおり」としていたものについて、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出して具体化した。

(2) しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定

燃料体の取出し作業終了に伴い、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」を追加し、性能、維持期間を設定した。

また、新燃料受入貯蔵設備の予熱機能(地下台車予熱機能)については、第一段階においては「新炉心構成要素等の予熱が可能である状態であること」が求められていたが、しゃへい体等取出し作業においては新炉心構成要素等の取扱いは予定していないことから、「ドリップパンの予熱が可能である状態であること」のみを性能として設定した。

(3) 燃料体の取出し作業終了に伴う機能、維持期間の見直し

燃料体の取出し作業終了に伴い、炉心冷却のための冷却材確保は不要となり、ナトリウムが系統内に安全に保持されていることが機能として要求されることから、機能を見直した。

また、燃料体の取出し作業終了に伴い、炉外燃料貯蔵槽の未臨界維持機能は不要となることから維持期間を見直し、維持終了とした。

(4) しゃへい体等の取出し終了に伴う維持期間の適正化

燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備は、しゃへい体等の取出し終了後の機器洗浄によりナトリウムが除去され、ナトリウム酸化防止機能が不要となることか

ら維持期間を見直した。

また、1次アルゴンガスサンプリング装置は「当該区域・系統の管理区域を解除するまで」と保守的な期間を設定していたが、しゃへい体等取出し作業終了に伴い、必要性がなくなることから、維持期間を見直した。

(5) 使用済燃料の強制冷却機能に関する維持期間の見直し

燃料体は運転停止期間が長く、崩壊熱が低い状態にあるため、使用済燃料の強制冷却機能が不要と判断できた段階で維持期間を終了することができる。従って、その旨を反映した維持期間に見直した。

(6) 原子炉格納容器雰囲気計装の維持期間の見直し

原子炉格納容器雰囲気計装はナトリウムが液体上で保有されている区画が窒素雰囲気中で保たれていることを確認するものであり、ナトリウムのドレン及び固化により、当該機能は不要となることから維持期間を見直した。

(7) 中性子エリアモニタの維持期間の明確化

中性子エリアモニタは、燃料体と中性子源集合体が燃料池に保管された後には監視不要となる。従ってその旨を反映した維持期間に見直した。

(8) 安全に寄与しない設備を性能維持施設から除外

非管理区域の換気機能（補助建物一般換気装置、蒸気発生器室換気装置、メンテナンス冷却系室換気装置、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置）、プラント運転補助機能（排水処理機能）は安全に寄与しないことから、性能維持施設から除外した。

(9) その他、表現の適正化

- ① 蒸発器の機能「ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（2次アルゴンガス系による正圧保持機能）」⇒ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（2次アルゴンガス系による正圧保持機能））
- ② 設備等の区分「1次ナトリウム補助設備」の重複記載を解消
- ③ 「所内用空気圧縮設備」⇒「所内用圧縮空気設備」
- ④ 1次アルゴンガス系計装の維持期間に関する説明理由の適正化

以上

別表-1 第2段階（前半）のプラント状態における安全機能の抽出結果

(1) 原子力災害の防止

・ 引き続き維持する必要がある機能

・ 維持不要となる機能

(2) 廃止措置の安全確保

・ 引き続き維持する必要がある機能

・ 維持不要となる機能

・ 別添：プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由

(1) 原子力災害の防止（引き続き維持する必要のある機能）【1 / 3】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考	
① 第 2 段階 （前半）で 重要な安全 機能	止める	放射性物質の貯蔵機能 （未臨界維持機能）	燃料体が臨界に達するような変 形等の有意な損傷がない状態 であること	燃料体の搬出が完了するまで	燃料池	現行の維持期間は、保守的に「当該区域・系統の管理区 域を解除するまで」としていたが、新燃料の搬出が完了した 時点で当該機能は不要になることから、維持期間を「燃料 体の搬出が完了するまで」に変更する。
		新燃料が臨界に達するような変 形等の有意な損傷がない状態 であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出 が完了するまで	新燃料受入貯蔵設備（新燃料 検査装置を除く）		
	冷やす	冷却機能 （燃料池の水冷却機能）	燃料池水冷却浄化装置循環 ポンプの運転に異常がない状態 であること	使用済燃料の強制冷却が不要と なるまで	燃料池水冷却浄化装置	現行の維持期間は「燃料体の搬出が完了するまで」としてい るが、今後、燃料池水冷却浄化装置を停止した状態での 燃料池の水位・水温の変化を評価・実測し、当該機能維 持の要否を判断することを踏まえ、維持期間を「使用済燃料 の強制冷却が不要となるまで」に変更する。
		冷却水保有機能 （冷却水保有機能）	燃料池の冷却水が漏えいする ような有意な損傷がない状態 であること	燃料体の搬出が完了するまで	燃料池	
閉じ込める	放射性物質漏えい防止機能 （管理区域形成による放射 性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいす るような有意な損傷がない状態 であること	当該区域・系統の管理区域を解 除するまで	原子炉建物		
				原子炉補助建物		
				メンテナンス・廃棄物処理建物		
				固体廃棄物貯蔵庫		
				アニュラス循環排気ファン		
				1次ナトリウム純化系		
				1次ナトリウム充填ドレン系		
				炉外燃料貯蔵槽		
				炉外燃料貯蔵槽冷却設備		
				原子炉本体しゃへい		
				1次主冷却系しゃへい		
				原子炉格納容器外部しゃへい		
燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい						
	放射性物質漏えい防止機能 （ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいが ない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解 除するまで	1次主冷却系中間熱交換器		
	放射性物質漏えい防止機能 （事故時の密閉性及び格納	外部へ放射性物質が漏えいす るような有意な損傷がない状態	当該区域・系統の管理区域を解 除するまで	原子炉格納容器 外部しゃへい建物及びアニュラス部		

(1) 原子力災害の防止 (引き続き維持する必要がある機能) 【2 / 3】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
① 第 2 段階 (前半) で 重要な安全 機能 (つづき)	閉じ込める (つづき)	容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	であること		原子炉格納容器付属設備 (非管理区域設置貫通部)		
		放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること	燃料体の搬出が完了するまで 新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで	燃料池 新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	現行の維持期間は、保守的に「当該区域・系統の管理区域を解除するまで」としていたが、新燃料の搬出が完了した時点で当該機能は不要になることから、維持期間を「燃料体の搬出が完了するまで」に変更する。	
		放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで	固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵プール		
		放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで	原子炉建物 原子炉補助建物 メンテナンス・廃棄物処理建物 固体廃棄物貯蔵庫 原子炉本体しゃへい 1次主冷却系しゃへい 原子炉格納容器外部しゃへい 補助しゃへい 燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい		
		燃料を安全に取り扱う機能 (燃料キャスク装荷機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	燃料搬出設備		
		燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	燃料移送機		
		燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)		

(1) 原子力災害の防止 (引き続き維持する必要のある機能) 【3 / 3】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考
②大規模損壊等への対応に必要な機能	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	移動式電源車	
	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供給機能)	燃料を供給できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	タンクローリー	
	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転に異常がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	ホイールローダー	
	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能 (泡消火機能、燃料池への給水及び放射性物質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	可搬型消火設備 (可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	
	可搬型ポンプ運転補助機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	水槽	
	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプが使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	海水汲み上げ用水中ポンプ	
	火災対応用設備運搬機能 (火災対応用設備運搬機能)	不整地走行用特殊車両が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	不整地走行用特殊車両	

(1) 原子力災害の防止（維持不要となる機能）【1 / 5】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考
11①第2段階 （前半）で 重要な安全 機能	止める	未臨界維持の監視機能 （中性子束レベル測定・監視 機能）	中性子束のレベルを測定できる 状態であること 警報設定値において警報を発 信する状態であること	計数率が検出限界値未満となる まで	線源領域系	炉心から100体の燃料体を取り出された（2019年10月11日に100体取り出し完了）ことにより、中性子束が減少し、検出限界値未満となったことから「未臨界維持の監視機能（中性子束レベル測定・監視機能）」は維持不要。 2019年11月8日に検出限界値未満を確認したことから、維持期間を終了した。
		未臨界維持機能 （未臨界維持機能）	主炉停止系調整棒と駆動軸が 切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	主炉停止系調整棒	炉心からすべての燃料体を取り出されたこと及び運転停止に関する恒久的な措置（炉心への核燃料物質装荷経路閉鎖措置）により、臨界の可能性がないため、「未臨界維持機能（未臨界維持機能）」は維持不要。 2022年4月21日に炉心から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
		放射性物質漏えい防止機能 （未臨界維持機能）	炉外燃料貯蔵槽から炉心構成 要素を異常なく引抜き、また、 装荷できること	炉心等から燃料体を取り出すまで	炉外燃料貯蔵槽	炉外燃料貯蔵槽からすべての燃料体を取り出されたこと及び運転停止に関する恒久的な措置（炉心への核燃料物質装荷経路閉鎖措置）により炉外燃料貯蔵槽にも燃料体が装荷されなくなることから、臨界の可能性がないため、「放射性物質漏えい防止機能（未臨界維持機能）」は維持不要。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
		炉心形状の維持機能 （炉心形状の維持機能）	ブランケット燃料集合体の炉心 からの引抜き及び炉心への装 荷を異常なくできる状態であるこ と	炉心から燃料体を取り出すまで	ブランケット燃料集合体	炉心からすべての燃料体を取り出され、水中燃料貯蔵設備（燃料池）への移送が完了したことにより、「炉心形状の維持機能（炉心形状の維持機能）」は維持不要。 2022年4月21日に炉心から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
			炉心構成要素の炉心からの引 抜き及び炉心への装荷を異常 なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	炉内構造物 原子炉容器	同上 同上
			中性子しゃへい体及びサーベイ ランス集合体の炉心からの引抜 き及び炉心への装荷を異常なく できる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	中性子しゃへい体及びサーベイラ ンス集合体	同上

(1) 原子力災害の防止（維持不要となる機能）【2 / 5】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考
			中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	中性子源集合体	同上
			固定吸収体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	固定吸収体	同上
			後備炉停止棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	後備炉停止棒	同上
① 第 2 段階 （前半）で 重要な安全 機能 （つづき）	止める （つづき）	炉心形状の維持機能 （炉心形状の維持機能） （つづき）	主炉停止系調整棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	主炉停止系調整棒	同上
			炉心燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	炉心燃料集合体	同上
	冷やす	冷却機能 （冷却機能）	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ及び空気冷却器の運転に異常がない状態であること	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	炉外燃料貯蔵槽から燃料体を取り出されたこと及び運転停止に関する恒久的な措置（炉心への核燃料物質装荷経路閉鎖措置）により炉外燃料貯蔵槽にも燃料体が装荷されなくなることから、発熱源がなくなったため、「冷却機能（冷却機能）」は維持不要である。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
			燃料を安全に取り扱う機能 （燃料検査機能）	燃料体を検査できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	燃料検査設備

(1) 原子力災害の防止（維持不要となる機能）【3 / 5】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考					
閉じ込める (つづき)	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態 であること	2018 年度の燃料体の処理完了 (2019 年 1 月)まで	燃料缶詰装置	令和元年 12 月 13 日の認可（原規規発第 1912135 号）にて、今後缶詰缶を使用しないことから、燃料を安全に取り扱う機能のうち、燃料体の缶詰機能について維持期間を、2018 年度の燃料体の処理完了（2019 年 1 月）までに変更済み。 よって、「燃料を安全に取り扱う機能（燃料体の缶詰機能）」は維持不要。 2019 年 1 月 25 日に 2018 年度の燃料体の処理が完了したことから維持期間を終了した。					
					缶詰雰囲気調整装置	同上					
					燃料交換装置	炉心から燃料体を取り出され、以後燃料体を取り扱う機会がないため、「燃料を安全に取り扱う機能（燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能）」は維持不要。 2022 年 4 月 21 日に炉心から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。 （第 2 段階では「しゃへい体等を取り扱う機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持する。「別表-1（2）廃止措置の安全確保」参照。）					
	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、 吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しない よう正常に動作する状態である こと 取扱中に動力源が喪失した場 合においても燃料が保持される 状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	燃料交換装置	燃料交換装置	炉心から燃料体を取り出され、以後燃料体を取り扱う機会がないため、「燃料を安全に取り扱う機能（燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能）」は維持不要。 2022 年 4 月 21 日に炉心から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。 （第 2 段階では「しゃへい体等を取り扱う機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持する。「別表-1（2）廃止措置の安全確保」参照。）					
							取扱中に燃料体が破損しない よう正常に動作する状態である こと 取扱中に動力源が喪失した場 合においても燃料体が保持され る状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	燃料出入設備	燃料出入設備	炉心、炉外燃料貯蔵槽から燃料体を取り出され、以後燃料体を取り扱う機会がないため、「燃料を安全に取り扱う機能（燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能）」は維持不要。 2022 年 10 月 13 日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。 （第 2 段階では「しゃへい体等を取り扱う機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持する。「別表-1（2）廃止措置の安全確保」参照。）

(1) 原子力災害の防止 (維持不要となる機能) 【4 / 5】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考
	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の保持機能及び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	炉内中継装置	炉心から燃料体を取り出され、以後燃料体を取り扱う機会がないため、「燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の保持機能及び回転移送機能)」は維持不要。 2022年4月21日に炉心から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。 (第2段階では「しゃへい体等を取り扱う機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持する。「別表-1 (2) 廃止措置の安全確保」参照。)
	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	燃料洗浄設備	炉心、炉外燃料貯蔵槽から燃料体を取り出され、以後燃料体を取り扱う機会がないため、「燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)」は維持不要。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。 (第2段階では「しゃへい体等を取り扱う機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持する。「別表-1 (2) 廃止措置の安全確保」参照。)
	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	水中台車	同上 (ただし、「燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)」を「燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能)」に読み替える。)
① 第2段階 (前半) で重要な安全機能 (つづき)	燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	しゃへいプラグ	炉心から燃料体を取り出され、以後燃料体を取り扱う機会がないため、「燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)」は維持不要。 2022年4月21日に炉心から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。 (第2段階では「しゃへい体等を取り扱う機能」とし、放射性ナトリウム搬出工程のクリティカルに影響を及ぼす可能性のある重要な機能として維持する。「別表-1 (2) 廃止措置の安全確保」参照。)

(1) 原子力災害の防止（維持不要となる機能）【5 / 5】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考
②大規模損壊等への対応に必要な機能					

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【1 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能	しゃへい体等の取り扱いに係る設備等	しゃへい体等の取り扱いでのみ使用する設備	しゃへい体等を取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	しゃへいプラグ	しゃへい体等取出し作業を確実に進めるため、新たに機能を追加する。
			しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	燃料交換装置	しゃへい体等取出し作業を確実に進めるため、新たに機能を追加する。
			しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の保持機能及び回転移送機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	炉内中継装置	しゃへい体等取出し作業を確実に進めるため、新たに機能を追加する。
			しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで	燃料出入設備	しゃへい体等取出し作業を確実に進めるため、新たに機能を追加する。
			しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで	燃料洗浄設備	しゃへい体等取出し作業を確実に進めるため、新たに機能を追加する。
			しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の水中移送機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで	水中台車	しゃへい体等取出し作業を確実に進めるため、新たに機能を追加する。
			ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	燃料交換装置 炉内中継装置 燃料出入設備	現行の維持期間は、「ナトリウムを安定化処理するまで」としていたが、しゃへい体等取出し作業後の機器洗浄により当該機能は不要となることから維持期間を「炉心からしゃへい体等を取り出すまで」に変更する。
			予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリップパンの予熱が可能な状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	現行の維持期間は、「炉心から燃料体を取り出すまで」としていたが、しゃへい体等取出し作業においても当該機能を要することから維持期間を「炉心等からしゃへい体等を取り出すまで」に変更する。

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【2 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能 (つづき)	しゃへい体等の取り扱いに係る設備等 (つづき)	しゃへい体等の取り扱いでのみ使用する設備 (つづき)	放射性物質漏えい防止機能 (放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能)	1次アルゴンガスを採取できる状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	1次アルゴンガス・サンプリング装置	現行の維持期間は、「当該区域・系統の管理区域を解除するまで」とし、燃料体破損を想定した保守的な期間を設定していた。燃料体取出し作業完了後、当該機能は不要となったが、しゃへい体等取出し作業におけるナトリウムの純度監視においても当該装置を用いることから維持期間を「炉心からしゃへい体等を取り出すまで」に変更する。
		ナトリウムの取り扱いに係る設備等	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉容器	
			ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、液位監視及び温度監視機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウムの液位、温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	炉外燃料貯蔵槽	
			ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	
			原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (漏えいナトリウムの貯留機能)	ガードベッセル及びその支持構造物に傷、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	ガードベッセル	
			ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	炉心上部機構 主炉停止系調整棒案内管 後備炉停止棒案内管 原子炉容器 しゃへいプラグ 1次主冷却系循環ポンプ 1次主冷却系配管 1次ナトリウムオーバーフロー系 1次ナトリウム充填ドレン系 1次メンテナンス冷却系	
		ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス (アルゴンガス) に	ナトリウムを安定化処理するまで	2次主冷却系循環ポンプ		

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【3 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能 (つづき)	しゃへい体等の取り扱いに係る設備等 (つづき)	ナトリウムの取り扱いに係る設備等 (つづき)	(不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	て正圧保持している状態であること	蒸発器	
					過熱器	
					ナトリウム・水反応生成物収納設備	
					2次主冷却系配管	
					補助冷却設備配管	
					2次メンテナンス冷却系	
					2次ナトリウムオーバフロー系	
					2次ナトリウム純化系	
		2次ナトリウム充填ドレン系				
		ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること 不活性ガス (アルゴンガス) が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	1次アルゴンガス系設備	
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	2次アルゴンガス系設備 炉外燃料貯蔵槽 炉外燃料貯蔵槽冷却設備			
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク			
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (窒素ガス供給設備からの窒素ガス供給機能))	不活性ガスにて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	主蒸気系設備 (ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気内に維持するための範囲)			
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力、流量を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	1次アルゴンガス系計装			

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【4 / 14】

判断プロセス			維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能 (つづき)	しゃへい体等の取り扱いに係る設備等 (つづき)	ナトリウムの取り扱いに係る設備等 (つづき)		不活性ガス (アルゴンガス) の圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること		蒸気発生器計装	
			ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能、窒素雰囲気維持機能)	ライナに有意なひび割れや損傷がない状態であること 1 次系ナトリウムを保有する部屋が窒素雰囲気の状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉建物 (ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	
			ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ライナ等によるナトリウム-コンクリート反応抑制機能)	ライナ等に有意なひび割れや損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉補助建物 (ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	
			ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能)	原子炉容器室からの漏えいナトリウムを貯留できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	貯留槽	
			ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気維持機能)	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	
			プラント状態の測定・監視機能 (原子炉容器内ナトリウムの液位測定・監視機能)	原子炉容器ナトリウムの液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉容器ナトリウム液面計装	
			プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度等の測定・監視機能)	しゃへいプラグ、回転プラグフリーズシール等の温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉容器計装	

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【5 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能 (つづき)	しゃへい体等の取り扱いに係る設備等 (つづき)	ナトリウムの取り扱いに係る設備等 (つづき)	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能)	1次主冷却系ナトリウムの流量、温度、液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	主冷却系計装	
			プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムを内蔵する機器・配管からのナトリウム漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	ナトリウム漏えい検出設備	
			雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能)	1次冷却系関連室の雰囲気圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉格納容器雰囲気計装	現行の維持期間は、保守的に「当該区域・系統の管理区域を解除するまで」としていたが、ナトリウムのドレン及び固化により、当該機能は不要となることから維持期間を「ナトリウムをタンク等に固化するまで」に変更する。
			予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉容器	
				予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	炉外燃料貯蔵槽	予熱計装設備
			機器洗浄機能 (機器等に付着するナトリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状態であること	機器洗浄が完了するまで	機器洗浄設備	
			リカバリープランでのみ使用する設備 ※リカバリープランで使用する1次系各ループの機能については維持するが、リカバリープランが発動しない限り休止設備扱いとする。	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム温度確認のために循環できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次主冷却系循環ポンプ
ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで			1次主冷却系中間熱交換器	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。	
					1次主冷却系配管		
1次ナトリウムオーバフロー系							

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【6 / 14】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能 (つづき) ※リカバリープランで使用する1次系各ループの機能については維持するが、リカバリープランが発動しない限り休止設備扱いとする。				1次ナトリウム純化系		
				1次ナトリウム充填ドレン系		
				1次メンテナンス冷却系		
	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保する(汲み上げ)機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保(汲み上げ)できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次ナトリウムオーバフロー系	1次ナトリウムオーバフロー系	現行の維持機能は、「炉内冷却材の液位測定・監視機能」としていたが、燃料体取出し作業の完了に伴い、炉心の冷却が不要となったことから、当該機能名称を「原子炉容器内ナトリウムの液位測定・監視機能」に変更する。 また、リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系への移送機能)	ナトリウムの純化系に移送可能な状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次ナトリウムオーバフロー系	1次ナトリウムオーバフロー系	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、1次ナトリウムオーバフロー系のナトリウムの純化系への移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 1次ナトリウムオーバフロー系のナトリウムの純化系への移送ができる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次ナトリウム純化系	1次ナトリウム純化系	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次ナトリウム純化系	1次ナトリウム純化系 1次ナトリウム充填ドレン系	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気維持機能)	窒素雰囲気が維持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	主冷却系窒素雰囲気調節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること 中間熱交換器1次側出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	原子炉容器出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度	原子炉容器出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。	

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【7 / 14】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能 (つづき)	リカバリープランでのみ使用する設備 (つづき)	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量測定・監視機能)	1次主冷却系の流量を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次主冷却系流量	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
	※リカバリープランで使用する1次系各ループの機能については維持するが、リカバリープランが発動しない限り休止設備扱いとする。	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	ナトリウム補助設備計装	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次オーバフロー系電磁ポンプ室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次オーバフロー系電磁ポンプ室 雰囲気温度	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。	
		配管室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること		配管室雰囲気温度		
		ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること		1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)		
	1次冷却系関連室の雰囲気温度を監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) 原子炉格納容器雰囲気計装				
	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次主冷却系設備 1次ナトリウムオーバフロー系	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間	

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【8 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能 (つづき)	リカバリープランでのみ使用する設備 (つづき)			まで	1次ナトリウム純化系	を変更する。
					1次ナトリウム充填ドレン系	
					1次メンテナンス冷却系	
	※リカバリープランで使用する1次系各ループの機能については維持するが、リカバリープランが発動しない限り休止設備扱いとする。	冷却機能 (自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	電磁ポンプ冷却設備	リカバリープラン適用時のみ必要となる機能であることを明確化するため維持期間を変更する。
	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	現行の維持期間は、「炉心等から燃料体を取り出すまで」としていたが、リカバリープラン適用時において、当該機能を要することから維持期間を「しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで」に変更する。 「別添：プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由」参照	

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【9 / 14】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
④安全確保上 必要な機能	①～③の関連 機能 (ユーティ リティ、冷却、監 視に係る設 備)	浄化機能 (燃料池の水浄化機能)	燃料池水を浄化できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	燃料池水冷却浄化装置	
		電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	送電線	
					特高開閉所	
					1 A 起動変圧器	
					1 B 起動変圧器	
					予備変圧器	
					所内高圧系統	
					所内低圧系統	
		直流電源及び交流無停電電源設備				
		電線路				
		電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。) (電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。))	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	ディーゼル発電機	現行の維持期間は「燃料体の搬出が完了するまで」としているが、燃料池水冷却浄化装置を停止した状態で燃料池の水位・水温の変化を評価・実測し、燃料池の水冷却機能を不要とした際、当該機能も併せて不要となることから維持期間を変更する。
		冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	原子炉補機冷却水熱交換器	
					配管 (原子炉補機冷却水設備)	
原子炉補機冷却水サージタンク						
配管 (原子炉補機冷却海水設備)						
冷却機能 (自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	原子炉補機冷却水ポンプ			
			原子炉補機冷却海水ポンプ			

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【10 / 14】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
④安全確保上 必要な機能 (つづき)	①～③の関連 機能 (ユーティ リティ、冷却、監 視に係る設 備) (つづき)	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所定の水 位に維持できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完 了するまで	補給水タンク	
		プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッダ蒸気圧力が所 定の範囲内に維持できる状態 であること	当該放射性廃棄物の処理が完 了するまで	補助蒸気ヘッダ	
		プラント運転補助機能 (淡水供給機能)	性能維持施設へ淡水を供給で きる状態であること	当該設備の解体に着手するま で	淡水供給設備	
		プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供 給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了す るまで	制御用圧縮空気設備	
					所内用圧縮空気設備	
		プラント運転補助機能 (補助蒸気供給機能)	性能維持施設へ補助蒸気を供 給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了す るまで	補助蒸気設備	
		燃料を安全に取り扱う機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状 態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であるこ と	燃料体の搬出が完了するまで	燃料取扱設備操作室	
		プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状 態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であるこ と	各系統の期間に応じる	中央制御室	
		ナトリウム酸化防止機能 (アルゴンガス供給機能)	性能維持施設 (ナトリウム系) にアルゴンガスを供給できる状態 であること	ナトリウムを安定化処理するまで	アルゴンガス供給系設備	
ナトリウム漏えい時の熱的・化 学的影響の緩和機能 (窒素ガス供給機能)	性能維持施設 (ナトリウム系) に窒素ガスを供給できる状態 であること	ナトリウムをタンク等に固化するま で	窒素ガス供給系設備			

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【11 / 14】

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考		
④安全確保上 必要な機能 (つづき)	①～③の関連 機能 (ユーティ リティ、冷却、監 視に係る設 備) (つづき)	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	排気筒モニタ	「別添：プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由」参照	
					排水モニタ	「別添：プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由」参照	
					原子炉補機冷却水モニタ	「別添：プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由」参照	
			第2段階の期間維持する。 ただし、原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとする。 注) 第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	エリアモニタリング設備	中性子エリアモニタについては、燃料体及び中性子源集合体が燃料池に保管された後、維持不要となるため維持期間を変更する。		
			発電所敷地境界及び周辺の空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	管理区域を解除するまで	固定モニタリング設備		
			発電所周辺地域の環境モニタリングを行える状態であること	管理区域を解除するまで	モニタリングカー		
			環境試料中の放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで	環境放射能測定設備		
			放出管理機能 (放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	排気筒モニタ	
		排水モニタ					
		発電所敷地内で各種気象データを収集できる状態であること			気象観測設備		

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【12 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考
④安全確保上 必要な機能 (つづき)	廃止措置作業 の安全	放射線管理機能 (放射線管理機能)	管理区域への人の出入り及び 物品の搬出入に伴う汚染の管 理を行える状態であること	管理区域を解除するまで	出入管理設備及び汚染管理設備	
			放射性試料の放射能測定を行 える状態であること		ホット分析室	
			放射線業務従事者の外部被ば く管理及び内部被ばく管理を行 える状態であること		個人管理関係設備	
		放射線監視機能 (放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物質の 濃度を測定できる状態であるこ と	管理区域を解除するまで	放射線サーベイ設備	
		換気機能 (自動起動及び事 故時の負圧維持機能並びによ う素除去機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態 であること	当該区域・系統の管理区域を 解除するまで	アニュラス循環排気ファン	
		換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態 であること	当該区域・系統の管理区域を 解除するまで	格納容器換気装置	
					格納容器空気雰囲気調節装置	
		換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態 であること	当該区域・系統の管理区域を 解除するまで	メンテナンス・廃棄物処理建物換気 装置	
					換気対象区画内の設備の撤去 が完了するまで	電気設備室換気装置
		換気機能 (よう素除去機能を 除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態 であること	換気対象区画内の設備の撤去 が完了するまで	中央制御室空調装置	
				当該区域・系統の管理区域を 解除するまで	燃料取扱設備室換気装置	
						放射線管理室空調装置
		通信機能 (通信機能)	通信ができる状態にあること	当該設備の解体に着手するま で	通信設備	
消火機能 (消火機能)	消火設備が使用できる状態で あること	当該設備の解体に着手するま で	消火設備 (火災検知設備/水消 火設備/炭酸ガス消火設備/泡消 火設備/可搬式消火器)			

(2) 廃止措置の安全確保 (引き続き維持する必要のある機能) 【13 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考
④安全確保上 必要な機能 (つづき)	廃止措置作業 の安全 (つづき)	通信・連絡機能 (通信・連絡機能)	発電所内外との通信・連絡設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	事務管理建物 (緊急時対策所)	
		放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	廃ガス圧縮機 廃ガス貯槽	
		放射性廃棄物処理機能 (活性炭吸着機能は除く) (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	活性炭吸着塔装置	
		放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	排気筒	
		放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	廃液受入タンク	
					廃液蒸発濃縮装置	
					凝縮液タンク	
					脱塩塔	
					廃液モニタタンク	
					洗濯廃液受入タンク	
					洗濯廃液モニタタンク	
		放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能) 放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること 放射性固体廃棄物を圧縮減容できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	粒状廃樹脂タンク	
					粉末廃樹脂タンク	
			廃液濃縮液タンク			
			ペイラ			
機器移送機能 (機器移送機能)	メンテナンス台車及びメンテナンスクレーンの運転に異常がない状態であること	機器移送が完了するまで	機器移送設備			
機器の支持機能 (ディーゼル発電機等の支持機能)	性能維持施設 (ディーゼル発電機等) の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで	ディーゼル建物			
機器の支持機能 (補助蒸気ヘッダ等の支持機能)	性能維持施設 (補助蒸気ヘッダ等) の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで	タービン建物			

(2) 廃止措置の安全確保（引き続き維持する必要のある機能）【14 / 14】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考
④安全確保上 必要な機能 （つづき）	廃止措置作業 の安全 （つづき）	照明機能 （照明機能）	非常用照明（交流非常灯及 び直流非常灯）が点灯できる 状態にあること	当該設備の解体に着手するま で	非常用照明設備	

(2) 廃止措置の安全確保（維持不要となる機能）【1 / 4】

判断プロセス			維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考
③もんじゅの特 殊性を考慮し て維持するべ き機能	しゃへい体等の 取り扱いに係る 設備等	しゃへい体等の 取り扱いでのみ 使用する設備 ナトリウムの取り 扱いに係る設備 等					
			ナトリウムの保持機能 （ナトリウム温度確認のための 循環機能、ナトリウムの密閉 機能）	循環するナトリウムの流量、温 度に異常がない状態であること 内包するナトリウムの漏えいがな い状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	2次主冷却系循環ポンプ	2次系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「ナト リウムの保持機能（ナトリウム温度確認のための循環機能、 ナトリウムの密閉機能）」は維持不要。 2019年1月2日に2次系ナトリウムのドレン及び固化が 完了したことから、維持期間を終了した。
			ナトリウムの保持機能 （ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいがな い状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	蒸発器	同上（ただし、「ナトリウムの保持機能（ナトリウム温度確認 のための循環機能、ナトリウムの密閉機能）」を「ナトリウムの 保持機能（ナトリウムの密閉機能）」に読み替える。）
						過熱器	同上
						2次主冷却系配管	同上
						補助冷却設備空気冷却器	同上
						補助冷却設備配管	同上
						2次ナトリウムオーバフロー系	同上
						2次ナトリウム純化系	同上
						2次ナトリウム充填ドレン系	同上
			炉外燃料貯蔵槽冷却設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備のナトリウムは各タンクに貯留、 固化されたため、「ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉 機能）」は維持不要。 2022年11月2日に炉外燃料貯蔵槽冷却設備のドレン 及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。			
		ナトリウムの浄化機能 （コールドトラップ温度制御機 能、ナトリウムを移送する機 能）	ナトリウムの純度に異常がない 状態であること 2次ナトリウム純化系電磁ポン プの運転に異常がない状態であ ること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	2次ナトリウム純化系	2次系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたことから純 度悪化することがなく、「ナトリウムの浄化機能（コールドトラ ップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能）」は維持不 要。 2019年1月2日に2次系ナトリウムのドレン及び固化が 完了したことから、維持期間を終了した。	
		ナトリウムの浄化機能 （ナトリウムを移送する機 能）	2次ナトリウム純化系電磁ポン プの運転に異常がない状態であ ること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	2次ナトリウム充填ドレン系	同上（ただし、「ナトリウムの浄化機能（コールドトラップ温度 制御機能、ナトリウムを移送する機能）」は「ナトリウムの浄 化機能（ナトリウムを移送する機能）」に読み替える。）	

(2) 廃止措置の安全確保（維持不要となる機能）【2 / 4】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考
しゃへい体等の取り扱いに係る設備等（つづき）	ナトリウムの取り扱いに係る設備等（つづき）	ナトリウムの浄化機能（コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムの移送機能）	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 炉外燃料貯蔵槽 1 次補助ナトリウム系汲上ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	燃料体取出し作業が完了し、燃料貯蔵槽冷却系のナトリウムはタンクに貯留、固化されたため、「ナトリウムの浄化機能（コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムの移送機能）」は維持不要。 2022 年 11 月 2 日に炉外燃料貯蔵槽冷却設備のドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。
		予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	2 次主冷却系設備	2 次系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「予熱・保温機能（予熱・保温機能）」は維持不要。 2019 年 1 月 2 日に 2 次系ナトリウムのドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。
③もんじゅの特殊性を考慮して維持すべき機能（つづき）					補助冷却設備	同上
					2 次ナトリウムオーバフロー系	同上
					2 次ナトリウム純化系	同上
					2 次ナトリウム充填ドレン系	同上
					炉外燃料貯蔵槽冷却設備	炉外燃料貯蔵槽冷却系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「予熱・保温機能（予熱・保温機能）」は維持不要。 2022 年 11 月 2 日に炉外燃料貯蔵槽冷却設備のドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。
					2 次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2 次系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「予熱・保温機能（予熱・保温機能）」は維持不要。 2019 年 1 月 2 日に 2 次系ナトリウムのドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。
		ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（ナトリウムドレン機能）	ナトリウム漏えい時に内包するナトリウムの早期ドレンが可能な状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	2 次ナトリウム充填ドレン系	同上（ただし、「予熱・保温機能（予熱・保温機能）」は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（ナトリウムドレン機能）」に読み替える。）
		ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（2 次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能）	インタロック設定値においてインタロック信号が発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	ナトリウム漏えい検出設備	2 次系及び炉外燃料貯蔵槽冷却設備のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（2 次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能）」は維持不要。 2022 年 11 月 2 日に 2 次系及び炉外燃料貯蔵槽冷却設備のドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。

(2) 廃止措置の安全確保（維持不要となる機能）【3 / 4】

判断プロセス		維持機能	性能	維持期間	設備（建物）名称	備考
		ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 （窒素雰囲気隔離機能）	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	蒸気発生器室換気装置	2次系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気隔離機能）」は維持不要。 2019年1月2日に2次系ナトリウムのドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。
					メンテナンス冷却系室換気装置	同上
					炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気隔離機能）」は維持不要。 2022年11月2日に炉外燃料貯蔵槽冷却設備の固化が完了したことから、維持期間を終了した。
		プラント状態の測定・監視機能 （ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能）	補助冷却設備ナトリウムの流量、温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	補助冷却設備計装	2次系のナトリウムは各タンクに貯留、固化されたため、「プラント状態の測定・監視機能（ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能）」は維持不要。 2019年1月2日に2次系ナトリウムの固化が完了したことから、維持期間を終了した。
リカバリープランでのみ使用する設備 ※リカバリープランで使用する1次系各ループの機能については維持するが、リカバリープランが発動しない限り休止設備扱いとする。						

(2) 廃止措置の安全確保 (維持不要となる機能) 【4 / 4】

(2) 廃止措置の安全確保 (維持不要となる機能)

判断プロセス	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	備考	
④安全確保上 必要な機能	①～③の関連 機能 (ユーティ リティ、冷却、監 視に係る設 備)	制御棒駆動機構の保持監視 機能 (制御棒駆動機構の上限位 置監視機能)	制御棒の位置を測定できる状 態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	制御棒位置指示計装	炉心からすべての燃料体を取り出されたこと及び運転停止に 関する恒久的な措置を炉心への核燃料物質装荷経路閉鎖 措置にすることで、監視の必要性がなくなったため、「制御棒 駆動機構の保持監視機能 (制御棒駆動機構の上限位置 監視機能)」は維持不要。 2022年4月21日に炉心から燃料体の取り出しが完了し たことから、維持期間を終了した。
		放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定でき る状態であること 警報設定値において警報を発 信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すま で	原子炉格納容器モニタ	「別添：プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由」 参照
					気体廃棄物処理設備排気モニタ	同上
					原子炉格納容器排気モニタ	同上
					原子炉補助建物排気モニタ	同上
					メンテナンス・廃棄物処理建物排気 モニタ	同上
					共通保修設備排気モニタ	同上
					1次アルゴンガスモニタ	同上
		ナトリウムをタンク等に固化するま で	2次ナトリウムモニタ	同上		
		炉心等から燃料体を取り出すま で	燃料出入機冷却ガスモニタ	同上		
廃止措置作業 の安全						

別添：プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由

(1) 原子炉格納容器モニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	原子炉格納容器モニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	原子炉格納容器モニタ （ガスモニタ、ダストモニタ、よう素モニタ）	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器床上雰囲気中の放射性物質濃度の把握を目的とし、格納容器床上雰囲気中に含まれる放射性ガス、放射性ダスト、放射性よう素の濃度を測定するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中に放射線レベルの優位な変動はなく、第2段階に実施するしゃへい体等取出し作業においても、原子炉格納容器内に放射性物質の発生の可能性は著しく低い。また、作業管理において必要に応じて可搬型設備等による監視も可能であるため性能維持は不要と判断した。なお、格納容器床上雰囲気は換気空調系により換気され、排気は排気筒に導かれることから排気筒モニタによっても監視されている。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						原子炉格納容器内1次アルゴンガス系室雰囲気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の1次アルゴンガス系機器を設置している部屋で原子炉格納容器内の1次アルゴンガス系室内の各機器から雰囲気への放射性ガスの漏えい検知のため、雰囲気中に含まれる放射性ガス濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、1次アルゴンガス系統内に放射性ガスの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						炉上部ピット雰囲気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 遮へいプラグの原子炉カバーガスバウンダリの確認のために遮へいプラグ上から炉上部ピット雰囲気への原子炉カバーガスの漏えい検知を行うべく、雰囲気中の放射化アルゴン（Ar-41）濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、1次アルゴンガス系統内に放射化アルゴンの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						原子炉容器室雰囲気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉容器ガードベッセル外の原子炉カバーガスバウンダリの確認のために、原子炉容器室雰囲気への原子炉カバーガスの漏えい検知を行うべく、雰囲気中の放射化アルゴン（Ar-41）濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、1次アルゴンガス系統内に放射化アルゴンの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						1次主冷却系室雰囲気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 1次主冷却系循環ポンプ外ケーシングの1次主冷却系循環ポンプカバーガスバウンダリの確認のために、1次主冷却系循環ポンプ外ケーシングから1次主冷却系室雰囲気への1次主冷却系循環ポンプカバーガスの漏えい検知を行うべく、雰囲気中の放射化アルゴン（Ar-41）濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、1次アルゴンガス系統内に放射化アルゴンの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(2) 気体廃棄物処理設備排気モニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	気体廃棄物処理設備排気モニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	気体廃棄物処理設備排気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 気体廃棄物処理設備が正常に運転されていることを確認するため、気体廃棄物処理設備から排出される排ガスに含まれる放射性ガス濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中に放射線レベルの優位な変動はなく、第2段階に実施するしゃへい体等取出し作業においても、気体廃棄物処理設備に放射性ガスを含む排ガスが流入する可能性は著しく低いことから、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(3) 原子炉格納容器排気モニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	原子炉格納容器排気モニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	原子炉格納容器排気モニタ （ガスモニタ、ダストモニタ）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の各機器から雰囲気への放射性物質の漏えい検知及び換気空調系の運転管理のために、格納容器から排出される排気中に含まれる放射性ガス、放射性ダスト濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中に放射線レベルの優位な変動はなく、第2段階に実施するしゃへい体等取出し作業においても原子炉格納容器内に放射性物質の発生の可能性は著しく低い。また、原子炉施設の「閉じ込める」機能は排気筒モニタにより監視できることから、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(4) 原子炉補助建物排気モニタ

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉補助建物排気モニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	原子炉補助建物排気モニタ (ガスモニタ、ダストモニタ)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建物の燃料取扱設備室内の各機器から雰囲気への放射性物質の漏えい検知及び換気空調系の運転管理のために燃料取扱設備室から排出される排気中に含まれる放射性ガス、ダスト濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中に放射線レベルの優位な変動はなく、第2段階に実施するしゃへい体等取出し作業においても原子炉補助建物内に放射性物質の発生の可能性は著しく低い。また、原子炉施設の「閉じ込める」機能は排気筒モニタにより監視できることから、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						原子炉補助建物内1次アルゴンガス系室雰囲気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建物の1次アルゴンガス系室内の各機器から雰囲気への放射性ガスの漏えい検知のため、雰囲気中に含まれる放射性ガス濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、放射性ガスの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						気体廃棄物処理設備廃ガス貯蔵室雰囲気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 気体廃棄物処理系廃ガス貯蔵室の各機器から雰囲気への漏えい検知のため、雰囲気中に含まれる放射性ガス濃度の監視を行うモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、気体廃棄物処理設備に放射性ガスを含む排ガスが流入する可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						中央制御室給気モニタ (ガスモニタ、ダストモニタ)	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の健全性確認のため、中央制御室換気循環空気中に含まれる放射性ガス、放射性ダスト濃度の監視を行うモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、中央制御室内に放射性物質が流入する可能性は著しく低いため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						放射線管理室排気モニタ (ガスモニタ、ダストモニタ)	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理室(ホット分析室、ランドリー室等)から排出される排気中に含まれる放射性ガス、放射性ダスト濃度の監視を行うモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中に放射線レベルの優位な変動はなく、第2段階に実施するしゃへい体等取出し作業においても放射線管理室内に放射性物質の発生の可能性は著しく低く、また、原子炉施設の「閉じ込める」機能は排気筒モニタにより監視できることから、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(5) メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ (ガスモニタ、ダストモニタ)	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンス・廃棄物処理建物内の機器から雰囲気への放射性物質の漏えいを検知するため、メンテナンス・廃棄物処理建物から排出される排気中の放射性ガス、放射性ダスト濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中に放射線レベルの優位な変動はなく、第2段階に実施するしゃへい体等取出し作業においてもメンテナンス・廃棄物処理建物内に放射性物質の発生の可能性は著しく低い。また、原子炉施設の「閉じ込める」機能は排気筒モニタにより監視できることから、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						固体廃棄物処理設備ベントガスモニタ (ガスモニタ、よう素モニタ)	<ul style="list-style-type: none"> 固体廃棄物処理系設備が正常に運転されていることを確認するために、固体廃棄物処理系配管中の放射性ガス、放射性よう素濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、放射性ガス、放射性よう素を含む固体廃棄物処理の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						メンテナンス・廃棄物処理建物雰囲気モニタ (ガスモニタ、ダストモニタ)	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンス・廃棄物処理建物の保守エリア(M-501)で定検時等の各機器から雰囲気への放射性物質の漏えい検知のため、雰囲気中に含まれる放射性ガス、放射性ダスト濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中に放射線レベルの優位な変動はなく、第2段階に実施するしゃへい体等取出し作業においてもメンテナンス・廃棄物処理建物内に放射性物質の発生の可能性は著しく低い。また、作業管理において必要に応じて可搬型設備による監視も可能であるため性能維持は不要と判断した。なお、保守エリア(M-501)は換気空調系により換気され、排気は排気筒に導かれることから、排気筒モニタによっても監視されている。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						液体廃棄物処理設備出口モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物処理設備から排出される排水に含まれる放射性物質濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業期間中においても放射線レベルの優位な変動はなく、液体廃棄物処理水の放射能測定、排水モニタにより放射性物質濃度の監視は可能であるため、燃料体取出し作業完了に伴い、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(6) 共通保守設備排気モニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	共通保守設備排気モニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	共通保守設備排気モニタ（ガスモニタ、よう素モニタ）	<ul style="list-style-type: none"> 共通保守設備が正常に運転されていることを確認するため、共通保守設備より排出される排ガス中に含まれる放射性ガス、放射性よう素濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、放射性ガス、放射性よう素を含むナトリウム付着機器を洗浄する可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(7) 1次アルゴンガスモニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	1次アルゴンガスモニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	1次アルゴンガスモニタ	<ul style="list-style-type: none"> 燃料破損の監視のために1次アルゴンガス系を循環する炉上部カバーガス中の放射性物質濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、系統内において放射性ガスの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						1次アルゴンガス系高圧サージタンクモニタ	<ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系の常温活性炭吸着塔での1次アルゴンガス中の核分裂生成物の減衰状況を把握するため、常温活性炭吸着塔出口での1次アルゴンガス中に含まれる放射性ガス濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、系統内において放射性ガスの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						1次アルゴンガス系減衰タンクモニタ	<ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系の常温活性炭吸着塔、減衰タンク等で処理された浄化1次アルゴンガスを原子炉容器に再循環するときに1次アルゴンガス中に含まれる核分裂生成物の減衰状況を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、系統内において放射化アルゴンの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。
						1次アルゴンガス系設備設置室雰囲気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系設備を設置している部屋（常温活性炭吸着塔室）の各機器から雰囲気への漏えい検知のため、雰囲気中に含まれる放射性ガス濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料体取出し作業完了に伴い、系統内において放射化アルゴンの発生の可能性はないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(8) 1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	<ul style="list-style-type: none"> 1次ナトリウム純化系コールドトラップ伝熱管破損により1次ナトリウム配管から冷却ガス配管側への漏えいを検知するため、1次ナトリウム純化系の冷却ガス配管内を流れる窒素ガス中の放射性物質（Na-22）濃度を監視するモニタ。 1次冷却材中には放射化ナトリウムが含まれており、リカバリープラン適用時において、上記の機能を要することから「しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで」性能を維持することとした。

(9) 原子炉補機冷却水モニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	原子炉補機冷却水モニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	原子炉補機冷却水モニタ（A, B, C）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機類からの放射性物質の漏えいを検知するため、原子炉補機冷却水配管を流れる冷却水中の放射性物質（Co-60等）濃度を監視するモニタ。 液体廃棄物処理系から原子炉補機冷却水への放射性物質の漏えいを検知するため、放射性廃棄物の処理が完了するまで性能を維持する。

(10) 燃料出入機冷却ガスモニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）	燃料出入機冷却ガスモニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	燃料出入機冷却ガスモニタ（A, B）	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱作業中における燃料破損の検知のために、燃料出入機本体の気相部の放射性物質濃度を監視するモニタ。 第1段階の燃料取出し作業完了に伴い、燃料取扱作業は実施しないため、性能維持は不要と判断した。 2022年10月13日に炉心及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了したことから、維持期間を終了した。

(11) 2次ナトリウムモニタ

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	2次ナトリウムモニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	2次ナトリウムモニタ(A, B, C)	<ul style="list-style-type: none"> 1次主冷却系中間熱交換器から2次主冷却系への漏えいを検知するため、2次主冷却系配管内を流れるNa冷却材中の放射性物質(Na-24)濃度を監視するモニタ。 2次主冷却系がドレンされている状態であれば、伝熱管の漏えいであっても1次系ナトリウムは中間熱交換器内に収まり格納容器の貫通部を越えないことから、性能維持は不要と判断した。 2019年1月2日に2次系ナトリウムのドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。
						2次メンテナンス冷却系ナトリウムモニタ	<ul style="list-style-type: none"> 1次メンテナンス冷却系中間熱交換器の伝熱管から2次主冷却系への漏えいを検知するため、2次メンテナンス冷却系配管を流れるナトリウム冷却材中の放射性物質(Na-22)濃度を監視するモニタ。 廃止措置段階では1次メンテナンス冷却系及び2次メンテナンス冷却系はドレンされた状態である。また、リカバリープラン適用時においては、中間熱交換器にナトリウムを充填しないものの、万が一、流入した場合に備えて2次メンテナンス冷却系のカバーガス圧力を1次メンテナンス冷却系より高く保持することから、1次系ナトリウムが2次メンテナンス冷却系配管に流入する可能性はなく、性能維持は不要と判断した。 2019年1月2日に2次系ナトリウムのドレン及び固化が完了したことから、維持期間を終了した。

(12) 排気筒モニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	排気筒モニタ（A, B）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時及び事故時の排気筒から系外（環境）へ放出される排気中に含まれる放射性物質の放射量把握のため、放射性ガス、放射性ダスト、放射性よう素の濃度を測定するモニタ。 ・放出される放射性気体廃棄物の監視及び放出管理のため、放射性廃棄物の処理が完了するまで性能を維持する。

(13) 排水モニタ

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持機能	性能	維持期間	モニタ内訳	設置の目的と維持期間の判断理由
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ（A, B）	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所より系外（環境）へ放出される排水中に含まれる放射性物質濃度を把握するため、発電所外への排水の最終端である放水口における排水中の放射性物質の濃度を測定するモニタ。 ・放出される放射性液体廃棄物の監視及び放出管理のため、放射性廃棄物の処理が完了するまで性能を維持する。

<別紙-1>

エリアモニタリング設備の性能維持について

目 次

1. はじめに
2. エリアモニタリング設備の要求事項
3. 性能を維持するエリアモニタの選定
4. 原子炉施設保安規定への反映

1. はじめに

高速増殖原型炉もんじゅ（以下は「もんじゅ」という。）のエリアモニタリング設備について、「別図 3-2 (1) 第 2 段階（前半）の安全確保の基本的な考え方」に従い、原子炉施設内の放射線環境の常時監視、放射線業務従事者の被ばく管理の観点から「④安全確保上必要な施設」として第 2 段階において性能を維持するエリアモニタを選定した。

第 1 段階では、燃料体取出し作業を実施していたことから、原子炉運転中における事故対応用の放射線モニタとして設置されていた原子炉格納容器内の工学的安全施設作動信号を発信するエリアモニタ及び高レンジエリアモニタの運用を停止するに留めた。しかし、第 2 段階では、燃料体取出し作業が完了しているなど、プラント状態が変化することから、エリアモニタにより放射線環境を常時監視する必要のないエリアが生じる。そのため、第 2 段階において性能を維持するエリアモニタを選定するに当たっては、第 1 段階に維持したエリアモニタリング設備のうち、このように監視不要となるエリアのエリアモニタを抽出、運用を停止することとした。これにより、性能維持台数を削減し、メンテナンス期間の短縮、設備保全の効率的な実施、設備保全要員の業務軽減等を図る。

本資料は、もんじゅの廃止措置計画変更認可申請書「六 性能維持施設」、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」及び原子炉施設保安規定第 9 4 条（放射線計測器類の管理）のうち、エリアモニタリング設備に係る記載事項について説明する。

2. エリアモニタリング設備の要求事項

エリアモニタリング設備は、管理区域内空間の外部放射線に係る線量当量を把握するため、管理区域内の主要部分における外部放射線に係る線量当量率を連続測定し、放射線環境の常時監視を行う設備であり、機能及び性能は以下に示すとおりである。

設備（建物）名称	機能	性能
エリアモニタリング設備	放射線監視機能 （放射線監視機能）	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること

上記機能を担保するよう、第 2 段階のプラント状態を考慮して性能を維持すべきエリアモニタを選定する。

3. 性能を維持するエリアモニタの選定

(1) 選定方針

第2段階におけるプラント状態を考えると、第1段階で炉心等からの燃料体取出しが完了している。また、第2段階は、ナトリウム機器解体へ向けた準備期間であり、管理区域で中心となる作業は、炉心等に残るしゃへい体等の取出しと、系統内に残るバルクナトリウムの抜取り・施設外への搬出であり、核燃料物質によって汚染された1次系機器の解体は行わない。更に、エリアモニタとは別に、サーベイメータ等を使用した定期的な放射線測定、或いは作業時の放射線測定は、第1段階と同様に継続する。

これらのことを踏まえ、第2段階において性能を維持すべきエリアモニタの選定に当たっては、放射線レベルの変動の可能性が著しく低く、放射線環境を常時監視する必要のないエリアのエリアモニタの運用を停止し、それ以外のエリアモニタは性能を維持する。運用を停止するエリアモニタは具体的には次に示すエリアに設置されるモニタとする。

- ① 第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることによって、1次アルゴンガス系統内に放射性希ガスが発生することがなくなり、放射線レベルの変動する可能性が著しく低いため、第2段階ではエリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア

1次アルゴンガス系設備付近通路、FFDL室、CG法FFD室

- ② 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備（燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等）の点検期間も含め、放射線レベルに有意な変動がなかったことから、第1段階と同様の作業を行う第2段階においても放射線レベルの変動する可能性は著しく低いため、エリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア

常用エアロック室、廃棄物・共通保設備リレー盤室、ホット計器修理室、放射線管理室、保修エリア（一部）

- ③ 原子炉起動用中性子源集合体取出し完了までは中性子線による放射線レベルの変動を監視する必要があるが、燃料池保管に伴い、エリアモニタによる中性子線の常時監視が不要になると判断したエリア

運転床（2台）、炉外燃料貯蔵槽（EVST）上部室

一方、燃料体を保管する燃料池等の線量変動監視や作業環境把握の必要なエリア及びパトロール等で立ち入る代表的なエリアのエリアモニタは性能を維持する。加えて、気体、液体、固体廃棄物処理系設備付近のエリアモニタについても性能を維持することから、原子炉施設内の放射線環境の常時監視、放射線業務従事者の被ばく管理は可

能であり、エリアモニタリング設備の放射線監視機能は維持される。

(2) 選定結果

「(1) 選定方針」により選定した、第2段階に運用を停止するエリアモニタを表-1「第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表」に示す。また、第2段階に性能を維持するエリアモニタを表-2「性能を維持するエリアモニター一覧表」及び図-1「エリアモニタ配置図」に示す。

ガンマ線エリアモニタについては、9台の運用を停止し、性能維持台数を49台から40台に削減する。また、中性子線エリアモニタについては、第2段階において5台を維持するが、原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に保管された後、3台の運用を停止し、性能維持台数を5台から2台に削減する。

また、第2段階において性能を維持するエリアモニタについても、今後検討される第3段階以降の解体計画等を踏まえ、エリアモニタ毎に維持期間を明確にし、第3段階に入るまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

今後、エリアモニタの運用を停止したエリアについて、第3段階以降に放射線監視が必要とされた場合は、各エリアで実施される作業の内容及び放射線環境に応じて、サーベイメータ等、適切な測定器を用いて放射線監視を行うこととする。

なお、管理区域は、原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物の建物及び構築物により形成し、放射線の遮蔽、放射性物質の漏えい防止を図っている。管理区域の通常出入口は出入管理室の1箇所とし、管理区域境界における外部放射線に係る線量は管理区域の建物外壁で管理している。また、換気についても建物内各エリアで共用し、管理区域全体として負圧を維持している。このため、今回、管理区域内のエリアモニタについても一部運用を停止したが、当該管理区域のエリアは引き続き管理区域として管理することとし、将来的には管理区域内機器の解体・撤去、その後必要となる廃棄体の保管場所も検討し、管理区域解除に向けた具体的な方法等を定めた上で、管理区域を解除する。

4. 原子炉施設保安規定への反映

保安規定第94条（放射線計測器類の管理）及び別表94にて、エリアモニタの数量等を規定しているため、上述の維持台数の変更を保安規定に反映する。

以上

表-1 第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表 (1/3)

モニタ名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針
A/B ガンマ線エリア モニタ 8 (SSD)	通路(1次アルゴンガス系設備室 付近通路)	<ul style="list-style-type: none"> ・1次アルゴンガス系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系統内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	①
A/B ガンマ線エリア モニタ 9 (SSD)	通路(1次アルゴンガス系設備室 付近通路)	<ul style="list-style-type: none"> ・1次アルゴンガス系圧縮機、圧縮機前置・後置フィルタなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系統内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	①
A/B ガンマ線エリア モニタ 14 (SSD)	FFDL室	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料破損時に原子炉カバーガス中に移行したタグガスを分析するタギング法破損燃料検出装置(タギング法FFDL※)が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系統内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 <p>※ FFDL: Failed Fuel Detection & Location</p>	①
A/B ガンマ線エリア モニタ 17 (SSD)	CG法FFD室	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料破損時に原子炉カバーガス中に移行したガス状の核分裂生成物を検出することにより燃料破損を検出するためのカバーガス法破損燃料検出装置(CG法FFD※)が設置される部屋において定期点検で作業員が立ち入ることを考慮し線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系統内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 <p>※ CG法FFD: Cover Gas法Failed Fuel Detection</p>	①

表-1 第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表 (2 / 3)

モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針
A/B ガンマ線エリア モニター 21 (SSD)	放射線管理室(出入管理室(A) 着衣室)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域立入を管理するための放射線管理室付近(非管理区域)において、作業員が滞在することを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口付近通路のエリアモニター(A/B ガンマ線エリアモニター 29(SSD))でも監視可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②
A/B ガンマ線エリア モニター 27 (SSD)	常用エアロック室	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②
A/B ガンマ線エリア モニター 31 (SSD)	ホット計器修理室	<ul style="list-style-type: none"> ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②
M/B ガンマ線エリア モニター 42 (SSD)	廃棄物・共通保修設備リレー盤室	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②

表ー 1 第 2 段階で運用を停止するエリアモニター一覧表 (3 / 3)

モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針
M/B ガンマ線エリア モニター 44 (SSD)	保守エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cs-137、Co-60、Na-22 等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保守を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 第 1 段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかったため、第 2 段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第 1 段階と同様、放射線レベルが変動する可能性は著しく低いものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニター (M/B ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)) により可能であることから、第 2 段階移行時に運用を停止することとした。 	②
R/B 中性子線エリア モニター 1	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源が無くなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③
R/B 中性子線エリア モニター 2	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源が無くなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③
A/B 中性子線エリア モニター 3	E V S T 上部室	<ul style="list-style-type: none"> ・ E V S T 上部室において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、E V S T での中性子線発生源が無くなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③

表－２ 性能を維持するエリアモニター一覧表（１／２）

モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエ リアモニターの選定方針)	維持期間	
R/Bガンマ線エリアモニタ1 (SSD)	原子炉建 物	炉上部ピット	○	第2段階の期間維持する。
R/Bガンマ線エリアモニタ2 (SSD)		1次主循環ポンプモータ室(A)	○	第2段階の期間維持する。
R/Bガンマ線エリアモニタ3 (SSD)		1次主循環ポンプモータ室(B)	○	第2段階の期間維持する。
R/Bガンマ線エリアモニタ4 (SSD)		1次主循環ポンプモータ室(C)	○	第2段階の期間維持する。
R/Bガンマ線エリアモニタA (IC)		運転床	○	第2段階の期間維持する。
R/Bガンマ線エリアモニタB (IC)		運転床	○	第2段階の期間維持する。
R/B中性子線エリアモニタ1		運転床	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。
R/B中性子線エリアモニタ2		運転床	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ5 (SSD)	原子炉補 助建 物	通路 (気体廃棄物処理系室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ6 (SSD)		通路 (気体廃棄物処理系エゼクタ室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ7 (SSD)		通路 (EVST 1次アルゴンガス系室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ8 (SSD)		通路 (1次アルゴンガス系設備室付近通路)	－ (①)	第2段階移行時に維持終了。
A/Bガンマ線エリアモニタ9 (SSD)		通路 (1次アルゴンガス系設備室付近通路)	－ (①)	第2段階移行時に維持終了。
A/Bガンマ線エリアモニタ10 (SSD)		通路 (気体廃棄物処理系再生ガス機器室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ11 (SSD)		通路 (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ12 (SSD)		燃料取扱設備操作室	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ13 (SSD)		中央制御室	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ14 (SSD)		FFDL室	－ (①)	第2段階移行時に維持終了。
A/Bガンマ線エリアモニタ15 (SSD)		燃料取扱設備室換気装置室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ16 (SSD)		EVST 1次コールドトラップ冷却系室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ17 (SSD)		CG法FFD室	－ (①)	第2段階移行時に維持終了。
A/Bガンマ線エリアモニタ18 (SSD)		燃料取扱設備室換気装置室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ19 (SSD)		燃料取扱設備室換気装置室 (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ20 (SSD)		燃料洗浄設備配管室 (燃料缶詰室付近)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ21 (SSD)		放射線管理室 (出入管理室 (A) 着衣室)	－ (②)	第2段階移行時に維持終了。
A/Bガンマ線エリアモニタ22 (SSD)		アニュラス循環排気装置・放射線モニタラック室	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ23 (SSD)		燃料出入設備通路	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ24 (SSD)		新燃料取扱室	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニタ25 (SSD)		燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。

表-2 性能を維持するエリアモニター一覧表 (2/2)

モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエリアモニターの選定方針)	維持期間
A/Bガンマ線エリアモニター26 (SSD)	燃料搬出入エリア (I) (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニター27 (SSD)	常用エアロック室	- (②)	第2段階移行時に維持終了。
A/Bガンマ線エリアモニター28 (SSD)	化学分析室 (A) (ホット分析室)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニター29 (SSD)	通路 (ハッチ) (管理区域出入口付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニター30 (SSD)	化学分析室 (C) (ホット分析室)	○	第2段階の期間維持する。
A/Bガンマ線エリアモニター31 (SSD)	ホット計器修理室	- (②)	第2段階移行時に維持終了。
A/B中性子線エリアモニター3	EVST上部室	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。
A/B中性子線エリアモニター4	新燃料取扱室	○	第2段階の期間維持する。
A/B中性子線エリアモニター5	燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター32 (SSD)	通路 (燃料交換機器洗浄室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター33 (SSD)	通路 (サンプリング室 (A) 付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター34 (SSD)	サンプリング室 (A)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター35 (SSD)	通路 (燃料出入機点検査付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター36 (SSD)	通路 (廃液タンク 設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター37 (SSD)	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター38 (SSD)	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター39 (SSD)	サンプリング室 (B)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター40 (SSD)	通路 (ベントガス処理室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター41 (SSD)	保修エリア	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター42 (SSD)	廃棄物・共通保修設備リレー盤室	- (②)	第2段階移行時に維持終了。
M/Bガンマ線エリアモニター43 (SSD)	ドラム搬出入エリア	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター44 (SSD)	保修エリア	- (②)	第2段階移行時に維持終了。
M/Bガンマ線エリアモニター45 (SSD)	廃棄物・共通保修設備操作室	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター46 (SSD)	濃縮装置保修室	○	第2段階の期間維持する。
M/Bガンマ線エリアモニター47 (SSD)	M/B換気装置室	○	第2段階の期間維持する。

枠内は機密情報のため公開できません

別1-9

図-1 エリアモニタ配置図(1/6)

枠内は機密情報のため公開できません

別1-10

図-1 エリアモニタ配置図(2/6)

枠内は機密情報のため公開できません

別1-11

図-1 エリアモニタ配置図(3/6)

枠内は機密情報のため公開できません

別1-12

図-1 エリアモニタ配置図(4/6)

枠内は機密情報のため公開できません

別1-13

図-1 エリアモニタ配置図(5/6)

枠内は機密情報のため公開できません

別1-14

図-1 エリアモニタ配置図(6/6)

参考- 3

高速増殖原型炉もんじゅ

原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表（本文 六、七）

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
<p>本文六 性能維持施設</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p><u>廃止措置を安全に進めるうえで</u>、燃料体取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p><u>廃止措置を安全に進めるうえで</u>、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p><u>廃止措置に移行した原子炉施設は、プラント運転中と異なり、原子炉運転に係る原子力災害の発生リスクがなく、廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。廃止措置の進捗に伴い低減するリスクに応じて、性能を維持すべき設備を合理的に最小化させるとともに、性能を維持すべき設備に対しても合理的な運用を適用することが基本原則である。</u></p> <p><u>このため、今後の廃止措置の進捗による設備の要求条件、状況の変化を踏まえて、適宜、設備の維持・運用について再評価を行い、性能を維持する設備についてはプラント状態や設備の状況に応じて最適な運用方針を選択する。また、廃止措置の進捗に伴い安全機能を満たす上で維持・運用の必要性がなくなった設備は速やかに設備の性能維持を終了する。</u></p> <p><u>なお、今後も廃止措置の進捗に応じて、設備の維持・運用に関する評価を行うとともに、第2段階(後半)及び第3段階に移行するまでに、順次、見直しを図っていく。その結果、第6-1表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>(1) 第1段階及び第2段階(前半)のプラント状態における安全確保の基本的な考え方</u> <u>①第1段階における安全確保の基本的な考え方</u> <u>廃止措置第1段階においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在するという残留リスクを持つ状態であった。これを踏まえ、ナトリウムを安全に管理するための施設について性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、安全を担保しながら燃料体取出し作業を最優先に実施することを廃止措置の基本方針として定め、この基本方針に基づき、燃料体取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放</u></p>	<p>廃止措置を安全、確実にできる限り速やかに推進するためには設備の維持負担軽減していくことが重要であることから、そのための「廃止措置段階の性能維持施設の考え方」を明確にして補正する。 (5.1(1)①参照)</p> <p>今後実施する廃止措置工事内容が明確になっていない現状を踏まえ、検討の進捗に応じて見直しを図る計画であることを明確にして補正する。(5.1(1)②参照)</p> <p>安全確保の基本的な考え方を第1段階、第2段階(前半)で分けて記載して補正する。(5.1(2)①②参照)</p> <p>上記補正に伴い、令和4年6月28日の変更申請から、「しゃへい体等取出し作業」を削除する。</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</p> <p>性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>燃料体取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗浄設備等について、燃料体取出し作業が完了するまでの期間、維持管理する。ただし、</p>	<p>放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</p> <p>性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体及びしゃへい体等を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗浄設備等を、燃料体取出し作業及びし</p>	<p>射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</p> <p><u>②第2段階（前半）における安全確保の基本的な考え方</u> <u>廃止措置第2段階においては、燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料は燃料池及び新燃料貯蔵ラックに貯蔵している状態となり、残留リスクが解消した状態となった。また、今後の廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。このような廃止措置プラントの特徴を踏まえ、プラントの安全機能要求を満足しつつ、廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、設備維持上の課題や廃止措置作業との関係についても考慮しながら最適な設備運用を選択することが重要となる。</u> <u>このため、第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方を以下のとおりとする。</u> <u>a. 原子力災害の防止のため、燃料池まわりを中心に必要な安全機能を維持するとともに、大規模損壊対応に必要な機能を維持する。</u> <u>b. 廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、もんじゅの特殊性を考慮した必要な機能を維持するとともに、その他、プラントの安全確保上、必要な機能を維持する。</u> <u>上記の考え方に基づき、性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p><u>(2) 性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方</u> 燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体及びしゃへい体等を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗浄設備等を、燃料体取出し作業及びし</p>	<p>「第2段階（前半）のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」を明記して補正する。 (5.1 (2) ①②参照)</p> <p>第2段階前半で実施するしゃへい体等取出し作業後、共通保修設備にて洗浄を行うことで、設備内にナトリ</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p><u>燃料体取出し作業が完了した後もこれらの設備内にはナトリウムが残留しているため、これらの設備に係る不活性ガス供給機能については、ナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</u>また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラック、<u>使用済燃料の冷却</u>にかかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅにおける核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることから、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。</p> <p>核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。</p> <p>管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、必要となる監視設備について維持管理する。</p> <p>核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を</p>	<p><u>ゃへい体等取出し作業</u>が完了するまでの期間、維持管理する。また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラックにかかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。<u>ただし、燃料池の水冷却機能は、使用済燃料の強制冷却が不要となるまでの期間、維持管理する。</u></p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅにおける核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることから、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。</p> <p>核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。</p> <p>管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、必要となる監視設備について維持管理する。</p> <p>核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を</p>	<p><u>ゃへい体等取出し作業</u>が完了するまでの期間、維持管理する。また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラックにかかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。<u>ただし、燃料池の水冷却機能は、使用済燃料の強制冷却が不要となるまでの期間、維持管理する。</u></p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅにおける核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることから、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。</p> <p>核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。</p> <p>管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、必要となる監視設備について維持管理する。</p> <p>核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を</p>	<p>ウムがなくなることを踏まえ、不活性ガス供給機能の維持期間を変更したことに伴う記載削除</p> <p>使用済燃料の冷却機能維持期間の変更に伴う記載修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。</p> <p>ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</p> <p>また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。</p> <p>その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。</p> <p>以上の基本的な考え方に基づく <u>具体的な性能維持施設、維持機能及び維持期間を第 6-1 表に示す。廃止措置の進捗に応じて、第 6-1 表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設</p>	<p>有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。</p> <p>ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</p> <p>また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。</p> <p>その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。</p> <p>以上の基本的な考え方に基づく <u>性能維持施設の機能、性能、プラント状態に応じて性能を発揮するために必要な維持台数及び維持期間を第 6-1 表に示す。廃止措置の進捗に応じて、第 6-1 表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設</p>	<p>有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。</p> <p>ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</p> <p>また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。</p> <p>その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。</p> <p>以上の基本的な考え方に基づく <u>性能維持施設の機能、性能、プラント状態に応じて性能を発揮するために必要な維持台数及び維持期間を第 6-1 表に示す。</u></p> <p>なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設</p>	<p>廃止措置の進捗に応じた変更認可については、基本的な考え方に示したことから、削除して補正する。</p>

高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 (本文 六、七)

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	(別紙 第 6-1 表 性能維持施設変更前後比較表参照)	(別紙 第 6-1 表 性能維持施設変更前後比較表参照)	(別紙 第 6-1 表 性能維持施設変更前後比較表参照)	変更無し

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
<p>本文七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則 10 号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第 6-1 表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第 6-1 表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「定期事業者検査」^{*2}という。）によって確認する。なお、第 6-1 表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。</p> <p>定期事業者検査については、2018 年 12 月から実施する定期設備点検に合わせて実施するものとし、2018 年 12 月までに定める保全計画に定期事業者検査の内容を反映する。2018 年 12 月までの期間における性能維持施設の保全については建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未点検機器を発生させないよう万全を期す。</p> <p>もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれらの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則 10 号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第 6-1 表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第 6-1 表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「定期事業者検査」^{*2}という。）によって確認する。なお、第 6-1 表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。</p> <p>定期事業者検査については、2018 年 12 月から実施する定期設備点検に合わせて実施するものとし、2018 年 12 月までに定める保全計画に定期事業者検査の内容を反映する。2018 年 12 月までの期間における性能維持施設の保全については建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未点検機器を発生させないよう万全を期す。</p> <p>もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれらの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則 10 号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第 6-1 表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第 6-1 表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「定期事業者検査」^{*2}という。）によって確認する。なお、第 6-1 表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。</p> <p>定期事業者検査については、2018 年 12 月から実施する定期設備点検に合わせて実施するものとし、2018 年 12 月までに定める保全計画に定期事業者検査の内容を反映する。2018 年 12 月までの期間における性能維持施設の保全については建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未点検機器を発生させないよう万全を期す。</p> <p>もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれらの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>全かつ確実に実施するために、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備について平成 22 年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認する。</p> <p>(2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>(3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。</p> <p>(4) メーカー等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できるよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p>	<p>全かつ確実に実施するために、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備について平成 22 年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認する。</p> <p>(2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>(3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。</p> <p>(4) メーカー等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できるよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p><u>(5) リカバリープラン設備の保守管理</u> <u>しゃへい体等取出し作業の実施におけるリカバリープラン設備として、一次冷却設備に関連する以下の設備を中心に、一部の機能を特別な保全計画により維持管理する。なお、原子炉容器液位を SsL で運用した作業実績を評価し、リカバリープランの最適化を図る。</u></p> <p><u>1 次主冷却系設備</u></p> <p><u>1 次ナトリウム補助設備 (オーバフロー系、純化系、充填ドレン系)</u></p>	<p>全かつ確実に実施するために、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備について平成 22 年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認する。</p> <p>(2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>(3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。</p> <p>(4) メーカー等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できるよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p><u>(5) リカバリープラン設備の保守管理</u> <u>しゃへい体等取出し作業の実施におけるリカバリープラン設備として、一次冷却設備に関連する以下の設備を中心に、一部の機能を特別な保全計画により維持管理する。</u></p> <p><u>1 次主冷却系設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>1 次主冷却系循環ポンプ</u> ➢ <u>1 次主冷却系中間熱交換器</u> ➢ <u>1 次主冷却系配管</u> ➢ <u>1 次主冷却系設備</u> <p><u>1 次ナトリウム補助設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>1 次ナトリウムオーバフロー系</u> 	<p>しゃへい体等取出し作業時のリスク対応として用意するリカバリープランに用いる設備及びその保守管理方法を追記 (5.1 (3) 参照) 性能維持施設の維持に関する基本方針については本文六に記載するため、(5)に記載した方針は削除して補正する</p> <p>リカバリープラン設備を見直して補正する</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>※1:もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅについては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位</p>	<p><u>メンテナンス冷却系設備 (1次メンテナンス冷却系)</u> <u>プロセス計装 (ナトリウム漏えい検出設備、予熱計装設備)</u></p> <p><u>機器冷却系設備</u></p> <p>※1:もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅについては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位</p>	<p>➤ <u>1次ナトリウム純化系</u> ➤ <u>1次ナトリウム充填ドレン</u> <u>メンテナンス冷却系設備</u> ➤ <u>1次メンテナンス冷却系</u> <u>プロセス計装</u> ➤ <u>原子炉容器出口ナトリウム温度</u> ➤ <u>中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度</u> ➤ <u>1次主冷却系流量</u> ➤ <u>ナトリウム補助設備計装</u> ➤ <u>原子炉格納容器雰囲気計装</u> ➤ <u>1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度</u> ➤ <u>配管室雰囲気温度</u> ➤ <u>1次主冷却系中間熱交換器G/V内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)</u> ➤ <u>1次主冷却系循環ポンプG/V内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)</u> ➤ <u>ナトリウム漏えい検出設備</u> ➤ <u>予熱計装設備</u> <u>屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)</u> ➤ <u>1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ</u> <u>主冷却系窒素雰囲気調節装置</u> ➤ <u>主冷却系窒素雰囲気調節装置</u> <u>機器冷却系設備</u> ➤ <u>電磁ポンプ冷却設備</u> ➤ <u>1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備</u></p> <p>※1:もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅについては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位</p>	<p>リカバリープラン設備を見直して補正する</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。 ※2：2020 年 3 月までは事業者自主検査。</p> <p>(略)</p>	<p>置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p><u>燃料体取出し作業後は、化学的に活性なナトリウムを保有するリスクの低減として、非放射性及び放射性バルクナトリウムの所外搬出を安全、確実かつ速やかに完了させることと、速やかに第 3 段階におけるナトリウム設備の解体に着手する観点から、放射性バルクナトリウム搬出のクリティカル工程となっているしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</u></p> <p>併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。 ※2：2020 年 3 月までは事業者自主検査。</p> <p>(略)</p>	<p>置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p><u>燃料体取出し作業後は、化学的に活性なナトリウムを保有するリスクの低減として、非放射性及び放射性バルクナトリウムの所外搬出を安全、確実かつ速やかに完了させることと、速やかに第 3 段階におけるナトリウム設備の解体に着手する観点から、放射性バルクナトリウム搬出のクリティカル工程となっているしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</u></p> <p>併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。 ※2：2020 年 3 月までは事業者自主検査。</p> <p>(略)</p>	<p>廃止措置第 2 段階においても化学的に活性なナトリウムを保有するリスクが存在することから、リスク低減に必要な作業を最優先に実施することを追記</p>

参考- 4

高速増殖原型炉もんじゅ

原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表（添付書類 六）

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
添付書類 六 性能維持施設 及びその性能 並びにその性 能を維持すべ き期間に関す る説明書	添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持 すべき期間に関する説明書	添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持 すべき期間に関する説明書	添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持 すべき期間に関する説明書	変更無し

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>1. 性能維持施設の維持する性能について</p> <p>第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する性能については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能を基本とする。しかしながら、以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。</p> <p>(1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能</p> <p>もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが生じた場合には確実に検知できることとしている。</p> <p>廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器 (以下「SID」という。)による漏えい検出に期待できない状態となる。</p> <p>なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件 (約 200℃) の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリウム漏えい検出器 (以下「DPD」とする。)による漏えい検出を維持する。また、これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。</p> <p>以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、</p>	<p>1. 性能維持施設の維持する性能及び維持台数について</p> <p>第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する性能については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能を基本とする。しかしながら、<u>出力運転を前提として設計された機器は廃止措置段階において過剰な性能となることから、廃止措置段階の必要なプラント運用状態に基づき、性能を発揮するために必要な維持台数を定めた。</u></p> <p><u>なお、</u>以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。</p> <p>(1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能</p> <p>もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが生じた場合には確実に検知できることとしている。</p> <p>廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器 (以下「SID」という。)による漏えい検出に期待できない状態となる。</p> <p>なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件 (約 200℃) の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリウム漏えい検出器 (以下「DPD」とする。)による漏えい検出を維持する。また、これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。</p> <p>以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、</p>	<p>1. 性能維持施設の維持する性能及び維持台数について</p> <p>第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する性能及び維持台数については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能及び維持台数を基本とする。しかしながら、以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。</p> <p>(1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能</p> <p>もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが生じた場合には確実に検知できることとしている。</p> <p>廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器 (以下「SID」という。)による漏えい検出に期待できない状態となる。</p> <p>なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件 (約 200℃) の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリウム漏えい検出器 (以下「DPD」とする。)による漏えい検出を維持する。また、これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。</p> <p>以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、</p>	<p>廃止措置に必要な機能を有する設備は、既往の許認可に基づく維持台数を確保する方針に補正する</p> <p>この補正に伴い、令和 4 年 6 月 28 日に変更申請を行った性能維持施設の維持台数を見直す</p> <p>(5.2 (1) 参照)</p> <p>(5.3 (1) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>検出時間の変更を伴うが、廃止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはない。</p> <p>(2) ディーゼル発電機 第8回工事計画認可申請(Ⅲ-2-5)に記載したディーゼル発電機の負荷のうち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負荷等を除き、母線連絡して給電可能な2台を維持する。</p> <p>(3) その他の施設(火災対応設備除く。) 移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。 具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニタ用電源及び緊急時対策所であり、これら給電先の合計負荷は約260kVAであるため、300kVAの電源容量を持つ移動式電源車を維持する。 タンクローリーは、移動式電源車を1週間以上運用できる燃料を輸送できる性能を有していることである。移動式電源車が1日で消費する燃料に余裕をみて最大容量4,000ℓ/台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を1台ずつ行えるよう2台配備する。 消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。 なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。 ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。</p>	<p>検出時間の変更を伴うが、廃止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはない。</p> <p>(2) ディーゼル発電機 第8回工事計画認可申請(Ⅲ-2-5)に記載したディーゼル発電機の負荷のうち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負荷等を除き、母線連絡して給電可能な2台を維持する。</p> <p>(3) その他の施設(火災対応設備除く。) 移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。 具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニタ用電源及び緊急時対策所であり、これら給電先の合計負荷は約260kVAであるため、300kVAの電源容量を持つ移動式電源車を維持する。 タンクローリーは、移動式電源車を1週間以上運用できる燃料を輸送できる性能を有していることである。移動式電源車が1日で消費する燃料に余裕をみて最大容量4,000ℓ/台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を1台ずつ行えるよう2台配備する。 消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。 なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。 ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。</p>	<p>検出時間の変更を伴うが、廃止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはない。</p> <p>(2) ディーゼル発電機 第8回工事計画認可申請(Ⅲ-2-5)に記載したディーゼル発電機の負荷のうち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負荷等を除き、母線連絡して給電可能な2台を維持する。</p> <p>(3) その他の施設(火災対応設備除く。) 移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。 具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニタ用電源及び緊急時対策所であり、これら給電先の合計負荷は約260kVAであるため、300kVAの電源容量を持つ移動式電源車を維持する。 タンクローリーは、移動式電源車を1週間以上運用できる燃料を輸送できる性能を有していることである。移動式電源車が1日で消費する燃料に余裕をみて最大容量4,000ℓ/台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を1台ずつ行えるよう2台配備する。 消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。 なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。 ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>(4) その他の施設 (火災対応設備) 火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりにである。</p> <p>(5) その他の施設 (2次冷却材一時保管タンク) 2次冷却系のナトリウム保有量 836 m³ (200℃) に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³ (161 m³/基×2基) 及び 483 m³ (161 m³/基×3基) であり、31 m³ のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³ の2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを2基設置する。</p> <p>2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について</p> <p>(1) 建物及び構築物</p> <p>a. 原子炉建物 原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有す</p>	<p>(4) その他の施設 (火災対応設備) 火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりにである。</p> <p>(5) その他の施設 (2次冷却材一時保管タンク) 2次冷却系のナトリウム保有量 836 m³ (200℃) に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³ (161 m³/基×2基) 及び 483 m³ (161 m³/基×3基) であり、31 m³ のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³ の2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを2基設置する。</p> <p>2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について</p> <p>(1) 建物及び構築物</p> <p>a. 原子炉建物 原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有す</p>	<p>(4) その他の施設 (火災対応設備) 火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりにである。</p> <p>(5) その他の施設 (2次冷却材一時保管タンク) 2次冷却系のナトリウム保有量 836 m³ (200℃) に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³ (161 m³/基×2基) 及び 483 m³ (161 m³/基×3基) であり、31 m³ のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³ の2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを2基設置する。</p> <p><u>(6) エリアモニタリング設備</u> <u>第2段階のプラント状態の変化に合わせ、放射線レベルの変動の可能性が著しく低く、放射線環境を常時監視する必要のないエリアに設置しているエリアモニタの運用を停止し、それ以外のエリアモニタ (ガンマ線エリアモニタ: 40台、中性子線エリアモニタ: 5台。ただし、中性子源集合体が燃料池に保管された以降は2台) は性能を維持する。別添-1「第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について」にその詳細を示す。</u></p> <p>2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について</p> <p>(1) 建物及び構築物</p> <p>a. 原子炉建物 原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有す</p>	<p>プラント状態の変化に合わせ、エリアモニタリング設備の維持台数を見直した理由を追記して補正する (5.2 (7) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>る系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. 原子炉補助建物 原子炉補助建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ等であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. ディーゼル建物 ディーゼル建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>d. タービン建物 タービン建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>e. メンテナンス・廃棄物処理建物 メンテナンス・廃棄物処理建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫</p>	<p>る系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. 原子炉補助建物 原子炉補助建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ等であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. ディーゼル建物 ディーゼル建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>d. タービン建物 タービン建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>e. メンテナンス・廃棄物処理建物 メンテナンス・廃棄物処理建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫</p>	<p>る系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. 原子炉補助建物 原子炉補助建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ等であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. ディーゼル建物 ディーゼル建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>d. タービン建物 タービン建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>e. メンテナンス・廃棄物処理建物 メンテナンス・廃棄物処理建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>固体廃棄物貯蔵庫で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>g. 事務管理建物（緊急時対策所）</p> <p>事務管理建物（緊急時対策所）で維持する機能は「通信・連絡機能」である。</p> <p>「通信・連絡機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 原子炉及び炉心</p> <p>a. 燃料集合体</p> <p>燃料集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内構造物</p> <p>原子炉容器内構造物で維持する機能は「炉心形状の維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 反応度制御設備</p> <p>反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 中性子源集合体</p> <p>中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>g. 事務管理建物（緊急時対策所）</p> <p>事務管理建物（緊急時対策所）で維持する機能は「通信・連絡機能」である。</p> <p>「通信・連絡機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 原子炉及び炉心</p> <p>a. 燃料集合体</p> <p>燃料集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内構造物</p> <p>原子炉容器内構造物で維持する機能は「炉心形状の維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 反応度制御設備</p> <p>反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 中性子源集合体</p> <p>中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>g. 事務管理建物（緊急時対策所）</p> <p>事務管理建物（緊急時対策所）で維持する機能は「通信・連絡機能」である。</p> <p>「通信・連絡機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 原子炉及び炉心</p> <p>a. 燃料集合体</p> <p>燃料集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内構造物</p> <p>原子炉容器内構造物で維持する機能は「炉心形状の維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 反応度制御設備</p> <p>反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 中性子源集合体</p> <p>中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <p>a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。</p> <p>「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、当該系統のナトリウムを安定化処理する</p>	<p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <p>a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「<u>しゃへい体等を取り扱う機能</u>」である。</p> <p>「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するた</p>	<p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <p>a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「<u>しゃへい体等を取り扱う機能</u>」である。</p> <p>「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するた</p>	<p>第2段階はしゃへいプラグを用いてしゃへい体等を取り出すため機能を追加 (5.3 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>まで維持する。</p> <p>c. 1次主冷却系設備</p> <p>1次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「原子炉冷却材液位確保機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「原子炉冷却材液位確保機能」、「ナトリウムの保持機能」、及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p>	<p>め、当該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。<u>「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>c. 1次主冷却系設備</p> <p>1次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの保持機能」、及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p>	<p>め、当該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。<u>「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>c. 1次主冷却系設備</p> <p><u>(a) 1次主冷却系循環ポンプ</u></p> <p><u>1次主冷却系循環ポンプで維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</u></p> <p><u>「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</u></p> <p><u>(b) 1次主冷却系中間熱交換器</u></p> <p><u>1次主冷却系中間熱交換器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。</u></p> <p><u>「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p><u>(c) 1次主冷却系配管</u></p> <p><u>1次主冷却系配管で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</u></p> <p><u>「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</u></p>	<p>機能を追加したため、その維持期間の説明を追加 (5.3 (2) 参照)</p> <p>設備毎に記載を分割して補正する (5.2 (8) ④参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する。 (5.2 (2) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する。 (5.2 (2) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する。 (5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>d. 2次主冷却系設備 2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」についてはナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(4) 工学的安全施設 a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格</p>	<p>d. 2次主冷却系設備 2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」についてはナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(4) 工学的安全施設 a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格</p>	<p><u>(d) ガードベッセル</u> <u>ガードベッセルで維持する機能は「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」である。</u> <u>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(e) 1次主冷却系設備</u> <u>1次主冷却系設備で維持する機能は「予熱・保温機能」である。</u> <u>「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>d. 2次主冷却系設備 2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」についてはナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(4) 工学的安全施設 a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格</p>	<p>炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更して補正する。 (5.3 (3) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する。 (5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. アニュラス循環排気装置</p> <p>アニュラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。「換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(5) 原子炉補助施設</p> <p>a. 1次ナトリウム補助設備</p> <p>1次ナトリウム補助設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「原子炉冷却材液位確保機能」である。</p> <p>「原子炉冷却材液位確保機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持す</p>	<p>納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. アニュラス循環排気装置</p> <p>アニュラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。「換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(5) 原子炉補助施設</p> <p>a. 1次ナトリウム補助設備</p> <p>1次ナトリウム補助設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」である。</p> <p>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化</p>	<p>納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. アニュラス循環排気装置</p> <p>アニュラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。「換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(5) 原子炉補助施設</p> <p>a. 1次ナトリウム補助設備</p> <p><u>(a) 1次ナトリウムオーバフロー系</u></p> <p><u>1次ナトリウムオーバフロー系で維持する機能は「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</u></p> <p><u>(b) 1次ナトリウム純化系</u></p> <p><u>1次ナトリウム純化系で維持する機能は</u></p>	<p>設備毎に記載を分割して補正する。</p> <p>(5.2 (8) ④参照)</p> <p>炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更して補正する。</p> <p>(5.3 (3) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する。</p> <p>(5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>る。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>b. メンテナンス冷却系設備 1次メンテナンス冷却系で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等</p>	<p>処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>b. メンテナンス冷却系設備 1次メンテナンス冷却系で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等</p>	<p><u>「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、及び「予熱・保温機能」である。</u> <u>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(c) 1次ナトリウム充填ドレン系</u> <u>1次ナトリウム充填ドレン系で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</u> <u>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</u></p> <p>b. メンテナンス冷却系設備 <u>1次メンテナンス冷却系で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</u> <u>「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」</u></p>	<p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する。 (5.2 (2) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する。 (5.2 (2) 参照)</p> <p>その他、表現の適正化 (5.2 (8) ⑥参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>2次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 2次ナトリウム補助設備</p> <p>2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 1次アルゴンガス系設備</p> <p>1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 2次アルゴンガス系設備</p> <p>2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p>	<p>に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>2次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 2次ナトリウム補助設備</p> <p>2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 1次アルゴンガス系設備</p> <p>1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 2次アルゴンガス系設備</p> <p>2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p>	<p>については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>2次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 2次ナトリウム補助設備</p> <p>2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 1次アルゴンガス系設備</p> <p>1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 2次アルゴンガス系設備</p> <p>2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p>	<p>よう変更して補正する。 (5.2 (2) 参照)</p> <p>その他、表現の適正化 (5.2 (8) ⑥参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>f. 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては、自動起動機能を除く。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水設備 原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては自動起動機能を除く。</p> <p>h. 燃料交換設備 燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、<u>燃料体の取出し完了後もナトリウムが機器に付着しているため、ナトリウムを安定化処理する</u>まで維持する。</p> <p>i. 燃料出入設備 燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。 「ナトリウム酸化防止機能」については、<u>燃料体の取出し完了後もナトリウムが機器に付着しているため、ナトリウムを安定化処理する</u>まで維持する。</p> <p>j. 炉外燃料貯蔵設備 炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷却機能」及び「予熱・保温機能」である。</p>	<p>f. 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては、自動起動機能を除く。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水設備 原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては自動起動機能を除く。</p> <p>h. 燃料交換設備 燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>については、<u>炉心からしゃへい体等を取り出す</u>まで維持する。</p> <p>i. 燃料出入設備 燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。 「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>については、<u>炉心等からしゃへい体等を取り出す</u>まで維持する。</p> <p>j. 炉外燃料貯蔵設備 炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷却機能」及び「予熱・保温機能」である。</p>	<p>f. 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては、自動起動機能を除く。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水設備 原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては自動起動機能を除く。</p> <p>h. 燃料交換設備 燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>については、<u>炉心からしゃへい体等を取り出す</u>まで維持する。</p> <p>i. 燃料出入設備 燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。 「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>については、<u>炉心等からしゃへい体等を取り出す</u>まで維持する。</p> <p>j. 炉外燃料貯蔵設備 炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷却機能」及び「予熱・保温機能」である。</p>	<p>第2段階は燃料交換設備を用いてしゃへい体等を取り出すため機能を追加 機能を追加したため、その維持期間の説明を追加 (5.3 (2) 参照) (5.3 (4) 参照)</p> <p>第2段階は燃料出入設備を用いてしゃへい体等を取り出すため機能を追加 機能を追加したため、その維持期間の説明を追加 (5.3 (2) 参照) (5.3 (4) 参照)</p> <p>未臨界維持機能は、燃料体</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>「放射性物質の漏えい防止機能」<u>について</u>は、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。「冷却機能」については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持する。</p> <p>k. 燃料検査設備 燃料検査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に使用する機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>l. 燃料処理設備 燃料処理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>m. 水中燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備で維持する機能は「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「冷却機能」、「浄化機能」<u>及び</u>「燃料を安全に取り扱う機能」である。</p> <p>「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」<u>、「冷却機能」</u>及び「浄化機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p>	<p>「放射性物質の漏えい防止機能」<u>のうち、未臨界維持機能については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能については</u>当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。「冷却機能」については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持する。</p> <p>k. 燃料検査設備 燃料検査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に使用する機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>l. 燃料処理設備 燃料処理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。<u>「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>m. 水中燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備で維持する機能は「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「冷却機能」、「浄化機能」<u>、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。</p> <p>「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」<u>及び「浄化機能」</u>については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「燃料を安全に取</p>	<p>「放射性物質の漏えい防止機能」<u>のうち、未臨界維持機能については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能については</u>当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。「冷却機能」については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持する。</p> <p>k. 燃料検査設備 燃料検査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に使用する機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>l. 燃料処理設備 燃料処理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。<u>「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>m. 水中燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備で維持する機能は「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「冷却機能」、「浄化機能」<u>、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。</p> <p>「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」<u>及び「浄化機能」</u>については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「燃料を安全に取</p>	<p>の貯蔵終了に伴い維持不要となるため、管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能を分割 (5.3 (3) 参照)</p> <p>第2段階は燃料処理設備を用いてしゃへい体等を処理するため機能を追加 機能を追加したため、その維持期間の説明を追加 (5.3 (2) 参照)</p> <p>第2段階は水中燃料貯蔵設備を用いてしゃへい体等を処理するため機能を追加 (5.3 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>なお、水中燃料貯蔵設備のうち、水中台車については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>n. 燃料搬出設備 燃料搬出設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>o. 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く） 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く）で維持する機能は「放射性物質の貯蔵機能」、「予熱機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>p. 燃料取扱設備操作室 燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>q. 共通保修設備 共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」である。 「機器洗浄機能」については、ナトリウム機器の洗浄時に使用することを主目的とした設備であることから、機器洗浄が完了するま</p>	<p>り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。<u>「冷却機能」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。</u></p> <p>なお、水中燃料貯蔵設備のうち、水中台車の、「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持し、「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>n. 燃料搬出設備 燃料搬出設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>o. 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く） 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く）で維持する機能は「放射性物質の貯蔵機能」、「予熱機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>p. 燃料取扱設備操作室 燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>q. 共通保修設備 共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」である。 「機器洗浄機能」については、ナトリウム機器の洗浄時に使用することを主目的とした設備であることから、機器洗浄が完了するま</p>	<p>り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。<u>「冷却機能」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。</u></p> <p>なお、水中燃料貯蔵設備のうち、水中台車の、「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持し、「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>n. 燃料搬出設備 燃料搬出設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>o. 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く） 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く）で維持する機能は「放射性物質の貯蔵機能」、「予熱機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、<u>新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p>p. 燃料取扱設備操作室 燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>q. 共通保修設備 共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」である。 「機器洗浄機能」については、ナトリウム機器の洗浄時に使用することを主目的とした設備であることから、機器洗浄が完了するま</p>	<p>使用済燃料の強制冷却が不要となった時点で機能が不要となることから維持期間を見直し (5.3 (5) 参照)</p> <p>機能を追加したため、各機能毎に維持期間の説明を追加 (5.3 (2) 参照)</p> <p>予熱機能はしゃへい体等を処理するために必要なため維持期間を変更する。 (5.3 (2) 参照)</p> <p>維持期間が保守的であったため維持期間を見直し (5.2 (5) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>で維持する。「機器移送機能」については、機器洗淨が完了したナトリウム機器を移送することを目的とした設備であることから、機器移送が完了するまで維持する。</p> <p>r. 試料採取設備 試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。「放射性物質漏えい防止機能」については、<u>当該区域・系統の管理区域を解除するまで</u>維持する。</p> <p>s. 機器冷却系設備 機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能（自動起動機能を除く。）」である。 「冷却機能（自動起動機能を除く。）」については、<u>炉心から燃料体を取り出すまで</u>維持する。</p> <p>(6) 計測制御系統施設</p> <p>a. 中性子計装 中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」である。 「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検出限界値未満となるまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内計装 原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. 制御棒位置指示計装 制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」である。 「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>d. プロセス計装 (a) 原子炉容器計装</p>	<p>で維持する。「機器移送機能」については、機器洗淨が完了したナトリウム機器を移送することを目的とした設備であることから、機器移送が完了するまで維持する。</p> <p>r. 試料採取設備 試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。「放射性物質漏えい防止機能」については、<u>炉心からしゃへい体等を取り出すまで</u>維持する。</p> <p>s. 機器冷却系設備 機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能（自動起動機能を除く。）」である。 「冷却機能（自動起動機能を除く。）」については、<u>ナトリウムをタンク等に固化するまで</u>維持する。</p> <p>(6) 計測制御系統施設</p> <p>a. 中性子計装 中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」である。 「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検出限界値未満となるまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内計装 原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. 制御棒位置指示計装 制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」である。 「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>d. プロセス計装 (a) 原子炉容器計装</p>	<p>で維持する。「機器移送機能」については、機器洗淨が完了したナトリウム機器を移送することを目的とした設備であることから、機器移送が完了するまで維持する。</p> <p>r. 試料採取設備 試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。「放射性物質漏えい防止機能」については、<u>炉心からしゃへい体等を取り出すまで</u>維持する。</p> <p>s. 機器冷却系設備 機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能（自動起動機能を除く。）」である。 「冷却機能（自動起動機能を除く。）」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで</u>維持する。</p> <p>(6) 計測制御系統施設</p> <p>a. 中性子計装 中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」である。 「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検出限界値未満となるまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内計装 原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. 制御棒位置指示計装 制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」である。 「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>d. プロセス計装 (a) 原子炉容器計装</p>	<p>炉心から全てのしゃへい体等を取り出すことで機能要求は終了するため維持期間を変更 (5.2 (4) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(b) 主冷却系計装 主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(c) 補助冷却設備計装 補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度 原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(f) 1次主冷却系流量 1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するま</p>	<p>原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(b) 主冷却系計装 主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(c) 補助冷却設備計装 補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度 原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(f) 1次主冷却系流量 1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するま</p>	<p>原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(b) 主冷却系計装 主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(c) 補助冷却設備計装 補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度 原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(f) 1次主冷却系流量 1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナ</p>	<p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>で維持する。</p> <p>(g) 1次アルゴンガス系計装 1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。炉心から燃料体を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、「ナトリウムをタンク等に固化するまで」維持する。</p> <p>(j) 原子炉格納容器雰囲気計装 原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は、「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」である。 「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」については、<u>当該区域・系統の管理区域を解除</u>するまで維持する。</p> <p>(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響</p>	<p>で維持する。</p> <p>(g) 1次アルゴンガス系計装 1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。炉心から燃料体及びしゃへい体等を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>「ナトリウムをタンク等に固化するまで」</u>維持する。</p> <p>(j) 原子炉格納容器雰囲気計装 原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は、「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」である。 「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」については、<u>ナトリウムをタンク等に固化</u>するまで維持する。</p> <p>(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響</p>	<p>トリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(g) 1次アルゴンガス系計装 1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。炉心から燃料体及びしゃへい体等を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u>ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(j) 原子炉格納容器雰囲気計装 原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は、「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」である。 「雰囲気温度の監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化</u>するまで維持する。「雰囲気圧力の監視機能」については、<u>ナトリウムをタンク等に固化</u>するまで維持する。</p> <p>(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響</p>	<p>出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p> <p>第2段階のプラント状態を考慮した説明追加。 (5.3 (9) ④参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p> <p>その他、表現の適正化 (5.2 (8) ⑥参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p> <p>設備の機能要求(ナトリウム漏えい検出)に合わせ、維持期間を変更 (5.3 (6) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(l) 予熱計装設備</p> <p>予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(m) その他計装</p> <p>その他計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、各系統の期間に応じて維持する。</p> <p>その他計装のうち、1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管室雰囲気温度、原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位、1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) 及び1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) においては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(l) 予熱計装設備</p> <p>予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(m) その他計装</p> <p>その他計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、各系統の期間に応じて維持する。</p> <p>その他計装のうち、1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管室雰囲気温度、原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位、1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) においては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p> <p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(l) 予熱計装設備</p> <p>予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。<u>原子炉容器、1次主冷却系設備、1次ナトリウム補助設備及び1次メンテナンス冷却系の「予熱・保温機能」</u>については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p><u>(m) 1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度</u></p> <p><u>1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度で維持する機能は、「プラント状態の測定・監視機能」である。</u></p> <p><u>「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(n) 配管室雰囲気温度</u></p> <p><u>配管室雰囲気温度で維持する機能は、「プラント状態の測定・監視機能」である。</u></p> <p><u>「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(o) 原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位</u></p> <p><u>原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</u></p> <p><u>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(p) 1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えい</u></p>	<p>予熱計装設備の維持範囲を明確化 (5.2 (6) 参照)</p> <p>(m) その他計装について、設備毎に分割して補正する (5.2 (8) ④参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>e. 中央制御室 中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。 「プラント状態の監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期間に応じる。</p> <p>(7) 電気設備</p> <p>a. 送電線 送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>b. 特高開閉所 特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>c. 主要変圧器 主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の</p>	<p>e. 中央制御室 中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。 「プラント監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期間に応じる。</p> <p>(7) 電気設備</p> <p>a. 送電線 送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>b. 特高開閉所 特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>c. 主要変圧器 主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の</p>	<p><u>ナトリウム液位 (A,B,C)</u> <u>1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) で維持する機能は、「プラント状態の測定・監視機能」である。「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(q) 1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)</u> <u>1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) で維持する機能は、「プラント状態の測定・監視機能」である。「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>e. 中央制御室 中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。 「プラント監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期間に応じる。</p> <p>(7) 電気設備</p> <p>a. 送電線 送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>b. 特高開閉所 特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>c. 主要変圧器 主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の</p>	<p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>解体に着手するまで維持する。</p> <p>d. 所内高圧系統 所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」である。 「電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」については、<u>燃料体の搬出が完了する</u>まで維持する。</p> <p>g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の</p>	<p>解体に着手するまで維持する。</p> <p>d. 所内高圧系統 所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」である。 「電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」については、<u>使用済燃料の強制冷却が不要となる</u>まで維持する。</p> <p>g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の</p>	<p>解体に着手するまで維持する。</p> <p>d. 所内高圧系統 所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」である。 「電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」については、<u>使用済燃料の強制冷却が不要となる</u>まで維持する。</p> <p>g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の</p>	<p>燃料池の冷却が不要となった時点で、ディーゼル発電機から給電が必要な動力負荷が無くなることから維持期間を変更 (5.3 (5) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>解体に着手するまで維持する。</p> <p>(8) タービン及び付属設備</p> <p>a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 補助蒸気ヘッド 補助蒸気ヘッドで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 主蒸気系設備 (蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲) 主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(9) 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 液体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性物質の貯蔵機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当</p>	<p>解体に着手するまで維持する。</p> <p>(8) タービン及び付属設備</p> <p>a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 補助蒸気ヘッド 補助蒸気ヘッドで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 主蒸気系設備 (蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲) 主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(9) 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 液体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性物質の貯蔵機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当</p>	<p>解体に着手するまで維持する。</p> <p>(8) タービン及び付属設備</p> <p>a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 補助蒸気ヘッド 補助蒸気ヘッドで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 主蒸気系設備 (蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲) 主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(9) 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 液体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性物質の貯蔵機能」である。 「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>該放射性廃棄物の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(10) 放射線管理施設</p> <p>a. しゃへい設備</p> <p>しゃへい設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>b. 屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備)</p> <p>屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備) で維持する機能は「放射線管理機能」である。</p> <p>「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)</p> <p>屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備) で維持する機能は「放射線監視機能」である。エリアモニタリング設備 <u>(ただし、事故時用に十分な測定範囲を有するエリアモニタ及び工学的安全施設作動設備に接続されているエリアモニタを除く。)</u> については第 1 段階の期間中維持することとし、第 2 段階以降については、第 1 段階の汚染の分布に関する評価結果等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、1 次冷却材の 2 次冷却材への漏えいを監視する 2 次ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系統への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p>	<p>該放射性廃棄物の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(10) 放射線管理施設</p> <p>a. しゃへい設備</p> <p>しゃへい設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>b. 屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備)</p> <p>屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備) で維持する機能は「放射線管理機能」である。</p> <p>「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)</p> <p>屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備) で維持する機能は「放射線監視機能」である。エリアモニタリング設備については第 2 段階の期間中維持することとし、第 3 段階以降については、第 2 段階における第 3 段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、1 次冷却材の 2 次冷却材への漏えいを監視する 2 次ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系統への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転時のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原</p>	<p>該放射性廃棄物の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(10) 放射線管理施設</p> <p>a. しゃへい設備</p> <p>しゃへい設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>b. 屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備)</p> <p>屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備) で維持する機能は「放射線管理機能」である。</p> <p>「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)</p> <p>屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備) で維持する機能は「放射線監視機能」である。エリアモニタリング設備については第 2 段階の期間中維持することとし、第 3 段階以降については、第 2 段階における第 3 段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、1 次冷却材の 2 次冷却材への漏えいを監視する 2 次ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系統への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転時のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原</p>	<p>エリアモニタリング設備の性能の詳細化により、本文ただし書き記載を削除及び維持期間の記載変更 (5.2 (7) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>る。運転時のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ、<u>1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ</u>及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。 「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。 排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。 「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(11) 発電所補助施設 a. 淡水供給設備 淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p>	<p>子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで維持する。<u>エリアモニタリング設備のうち原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。 「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。 排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。 「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(11) 発電所補助施設 a. 淡水供給設備 淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p>	<p>子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで維持する。<u>エリアモニタリング設備のうち原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタについては、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。 「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。 排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。 「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(11) 発電所補助施設 a. 淡水供給設備 淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p>	<p>第2段階のプラント状態を踏まえ、エリアモニタリング設備のうち、中性子エリアモニタ、1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタの維持期間を変更 (5.3 (7) 参照) リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>b. 格納容器換気装置 格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 格納容器空気雰囲気調節装置 格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>d. 補助建物一般換気装置 <u>補助建物一般換気装置で維持する機能は「換気機能」である。</u> <u>「換気機能」については、換気対象区域内の設備の撤去が完了するまで維持する。</u></p> <p>e. 主冷却系窒素雰囲気調節装置 主冷却系窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>f. 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>g. 中央制御室空調装置 中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 「換気機能（よう素除去機能を除く。）」については、換気対象区画内の設備の撤去が完</p>	<p>「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>b. 格納容器換気装置 格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 格納容器空気雰囲気調節装置 格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。 (削る)</p> <p>d. 主冷却系窒素雰囲気調節装置 主冷却系窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>e. 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>f. 中央制御室空調装置 中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 「換気機能（よう素除去機能を除く。）」については、換気対象区画内の設備の撤去が完</p>	<p>「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>b. 格納容器換気装置 格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 格納容器空気雰囲気調節装置 格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。 (削る)</p> <p>d. 主冷却系窒素雰囲気調節装置 主冷却系窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>e. 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>f. 中央制御室空調装置 中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 「換気機能（よう素除去機能を除く。）」については、換気対象区画内の設備の撤去が完</p>	<p>プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外機能の除外 (5.3 (8) 参照)</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持するよう変更して補正する (5.2 (2) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>了するまで維持する。</p> <p>h. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 <u>「換気機能」については換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</u>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>i. 電気設備室換気装置 電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>j. 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>k. 燃料取扱設備室換気装置 燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」である。 換気機能 (よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>l. 放射線管理室空調装置 放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」である。 換気機能 (よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>m. メンテナンス冷却系室換気装置 メンテナンス冷却系室換気装置で維持する</p>	<p>了するまで維持する。</p> <p>g. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>h. 電気設備室換気装置 電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>i. 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>j. 燃料取扱設備室換気装置 燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」である。 換気機能 (よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>k. 放射線管理室空調装置 放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」である。 換気機能 (よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>l. メンテナンス冷却系室換気装置 メンテナンス冷却系室換気装置で維持する</p>	<p>了するまで維持する。</p> <p>g. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>h. 電気設備室換気装置 電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>i. 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>j. 燃料取扱設備室換気装置 燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」である。 <u>「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」</u>については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>k. 放射線管理室空調装置 放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」である。 <u>「換気機能 (よう素除去機能を除く。)」</u>については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>l. メンテナンス冷却系室換気装置 メンテナンス冷却系室換気装置で維持する</p>	<p>プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外 (5.3 (8) 参照)</p> <p>誤記修正 (5.2 (8) ⑤参照)</p> <p>誤記修正 (5.2 (8) ⑤参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>機能は「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>n. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>o. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置 メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」である。</p> <p>「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>p. 制御用圧縮空気設備 制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>q. 所内用圧縮空気設備 所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>r. アルゴンガス供給系設備 アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>s. 窒素ガス供給系設備 窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p>	<p>機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>m. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>n. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置 メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」である。</p> <p>「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>o. 制御用圧縮空気設備 制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>p. 所内用圧縮空気設備 所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>q. アルゴンガス供給系設備 アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>r. 窒素ガス供給系設備 窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p>	<p>機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>m. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>n. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置 メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」である。</p> <p>「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>o. 制御用圧縮空気設備 制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>p. 所内用圧縮空気設備 所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>q. アルゴンガス供給系設備 アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>r. 窒素ガス供給系設備 窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p>	<p>プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外 (5.3 (8) 参照)</p> <p>プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外 (5.3 (8) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>t. 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>u. 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>v. <u>排水処理設備</u> <u>排水処理設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>(12) その他の施設</p> <p>a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供</p>	<p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>s. 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>t. 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>(削る)</p> <p>(12) その他の施設</p> <p>a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供</p>	<p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>s. 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>t. 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>(削る)</p> <p>(12) その他の施設</p> <p>a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供</p>	<p>プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外 (5.3 (8) 参照)</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
	<p>給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>d. 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>d. 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>d. 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
添付書類六 別添 1			<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> 枠内は機微情報につき公開できません。 </div> <p style="text-align: center; color: blue;">添付書類六 別添</p> <p>1. 第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について</p>	エリアモニタリング設備の性能維持理由に関する説明を追加

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由						
			<p><u>別添1 第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について</u></p> <p><u>1. はじめに</u></p> <p><u>本資料は、第2段階のエリアモニタリング設備に係る記載事項について説明する資料である。</u></p> <p><u>第1段階では、燃料体取出し作業を実施していたことから、原子炉運転中における事故対応用の放射線モニタとして設置されていた原子炉格納容器内の工学的安全施設作動信号を発信するエリアモニタ及び高レンジエリアモニタの運用を停止するに留めた。しかし、第2段階では、燃料体取出し作業が完了しているなど、プラント状態が変化することから、エリアモニタにより放射線環境を常時監視する必要のないエリアが生じる。そのため、第2段階において性能を維持するエリアモニタを選定するに当たっては、第1段階に維持したエリアモニタリング設備のうち、このように監視不要となるエリアのエリアモニタを抽出、運用を停止することとした。これにより、性能維持台数を削減し、メンテナンス期間の短縮、設備保全の効率的な実施、設備保全要員の業務軽減等を図る。</u></p> <p><u>2. エリアモニタリング設備の要求事項</u></p> <p><u>エリアモニタリング設備は、管理区域内空間の外部放射線に係る線量当量を把握するため、管理区域内の主要部分における外部放射線に係る線量当量率を連続測定し、放射線環境の常時監視を行う設備であり、機能及び性能は以下に示すとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1724 1749 2398 1923"> <thead> <tr> <th data-bbox="1733 1755 1881 1835"><u>設備(建物)名称</u></th> <th data-bbox="1887 1755 2125 1835"><u>機能</u></th> <th data-bbox="2131 1755 2389 1835"><u>性能</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1733 1839 1881 1919"><u>エリアモニタリン</u></td> <td data-bbox="1887 1839 2125 1919"><u>放射線監視機能(放射線監視機</u></td> <td data-bbox="2131 1839 2389 1919"><u>線量当量率を測定できる状態で</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>設備(建物)名称</u>	<u>機能</u>	<u>性能</u>	<u>エリアモニタリン</u>	<u>放射線監視機能(放射線監視機</u>	<u>線量当量率を測定できる状態で</u>	
<u>設備(建物)名称</u>	<u>機能</u>	<u>性能</u>								
<u>エリアモニタリン</u>	<u>放射線監視機能(放射線監視機</u>	<u>線量当量率を測定できる状態で</u>								

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由			
			<table border="1" data-bbox="1727 224 2412 420"> <tr> <td data-bbox="1727 224 1884 266"><u>グ設備</u></td> <td data-bbox="1890 224 2131 266"><u>能)</u></td> <td data-bbox="2136 224 2412 420"><u>あること 警報設定値にお いて警報を発信 する状態である こと</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1727 472 2412 598"><u>上記機能を担保するよう、第2段階のプラント 状態を考慮して性能を維持すべきエリアモニタ を選定する。</u></p>	<u>グ設備</u>	<u>能)</u>	<u>あること 警報設定値にお いて警報を発信 する状態である こと</u>	
<u>グ設備</u>	<u>能)</u>	<u>あること 警報設定値にお いて警報を発信 する状態である こと</u>					

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
			<p><u>3. 性能を維持するエリアモニタの選定</u></p> <p><u>(1) 選定方針</u></p> <p><u>第2段階におけるプラント状態を考えると、第1段階で炉心等からの燃料体取出しが完了している。また、第2段階は、ナトリウム機器解体へ向けた準備期間であり、管理区域で中心となる作業は、炉心等に残るしゃへい体等の取出しと、系統内に残るバルクナトリウムの抜取り・施設外への搬出であり、核燃料物質によって汚染された1次系機器の解体は行わない。更に、エリアモニタとは別に、サーベイメータ等を使用した定期的な放射線測定、或いは作業時の放射線測定は、第1段階と同様に継続する。</u></p> <p><u>これらのことを踏まえ、第2段階において性能を維持すべきエリアモニタの選定に当たっては、放射線レベルの変動の可能性がなく、放射線環境を常時監視する必要のないエリアのエリアモニタの運用を停止し、それ以外のエリアモニタは性能を維持する。運用を停止するエリアモニタは具体的には次に示すエリアに設置されるモニタとする。</u></p> <p><u>① 第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることによって、1次アルゴンガス系統内に放射性希ガスが発生することがなくなり、放射線レベルの変動する可能性がないため、第2段階ではエリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア</u></p> <p><u>1次アルゴンガス系設備付近通路、FFDL室、CG法FFD室</u></p> <p><u>② 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備(燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等)の点検期間も含め、放射線レベルに有意な変動がなかったことから、第1段階と同様の作業を行う第2段階においても放射線レベルの変動する可能性はないため、エリアモニ</u></p>	

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
			<p><u>タによる常時監視が不要になると判断したエリア</u></p> <p><u>常用エアロック室、廃棄物・共通保修設備リレー盤室、ホット計器修理室、放射線管理室、保修エリア (一部)</u></p> <p>③ <u>原子炉起動用中性子源集合体取出し完了までは中性子線による放射線レベルの変動を監視する必要があるが、燃料池保管に伴い、エリアモニタによる中性子線の常時監視が不要になると判断したエリア</u></p> <p><u>運転床 (2 台)、炉外燃料貯蔵槽 (EVST) 上部室</u></p> <p><u>一方、燃料体を保管する燃料池等の線量変動監視や作業環境把握の必要なエリア及びパトロール等で立ち入る代表的なエリアのエリアモニタは性能を維持する。加えて、気体、液体、固体廃棄物処理系設備付近のエリアモニタについても性能を維持することから、原子炉施設内の放射線環境の常時監視、放射線業務従事者の被ばく管理は可能であり、エリアモニタリング設備の放射線監視機能は維持される。</u></p> <p><u>(2) 選定結果</u></p> <p><u>「(1) 選定方針」により選定した、第 2 段階に運用を停止するエリアモニタを表-1「第 2 段階で運用を停止するエリアモニター一覧表」に示す。また、第 2 段階に性能を維持するエリアモニタを表-2「性能を維持するエリアモニター一覧表」及び図-1「エリアモニタ配置図」に示す。</u></p> <p><u>ガンマ線エリアモニタについては、9 台の運用を停止し、性能維持台数を 49 台から 40 台に削減する。また、中性子線エリアモニタについては、第 2 段階において 5 台を維持するが、原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に保管された後、3 台の運用を停止し、性能維持台数を 5 台から 2 台に削減する。</u></p> <p><u>今後、エリアモニタの運用を停止したエリアについて、第 3 段階以降に放射線監視が必要とされた場合は、各エリアで実施される作業の内容及び</u></p>	

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
			<p><u>放射線環境に応じて、サーベイメータ等、適切な測定器を用いて放射線監視を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、管理区域は、原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物の建物及び構築物により形成し、放射線の遮蔽、放射性物質の漏えい防止を図っている。管理区域の通常出入口は出入管理室の1箇所とし、管理区域境界における外部放射線に係る線量は管理区域の建物外壁で管理している。また、換気についても建物内各エリアで共用し、管理区域全体として負圧を維持している。このため、今回、管理区域内のエリアモニタについても一部運用を停止したが、当該管理区域のエリアは引き続き管理区域として管理することとし、将来的には管理区域内機器の解体・撤去、その後必要となる廃棄体の保管場所も検討し、管理区域解除に向けた具体的な方法等を定めた上で、管理区域を解除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由															
			<p>第1表 第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1765 1178 1834 1325">モニター名称</th> <th data-bbox="1765 1031 1834 1173">検出器設置場所</th> <th data-bbox="1765 239 1834 1026">運用を停止するエリアモニターの運用方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1840 1178 1952 1325">A/Bガンマ線エリアモニター 8 (SSD)</td> <td data-bbox="1840 1031 1952 1173">通路 (1次アルゴンガス系設備蓋付近通路)</td> <td data-bbox="1840 239 1952 1026"> <ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性がないことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1958 1178 2071 1325">A/Bガンマ線エリアモニター 9 (SSD)</td> <td data-bbox="1958 1031 2071 1173">通路 (1次アルゴンガス系設備蓋付近通路)</td> <td data-bbox="1958 239 2071 1026"> <ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系圧縮機、圧縮機前置、後置フィルタなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性がないことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2077 1178 2231 1325">A/Bガンマ線エリアモニター 14 (SSD)</td> <td data-bbox="2077 1031 2231 1173">FFDL室</td> <td data-bbox="2077 239 2231 1026"> <ul style="list-style-type: none"> 燃料破損時に原子炉カバークラス中に移行したタグガスを分析するタギング法破損検出装置 (タギング法FFDL) が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性はなく、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2237 1178 2410 1325">A/Bガンマ線エリアモニター 17 (SSD)</td> <td data-bbox="2237 1031 2410 1173">CG法FFD室</td> <td data-bbox="2237 239 2410 1026"> <ul style="list-style-type: none"> 燃料破損時に原子炉カバークラス中に移行したガス状の核分裂生成物を検出することにより燃料破損を検出するためのカバークラス法破損燃料検出装置 (CG法FFD) が設置される部屋において定期点検で作業員が立ち入ることを考慮し線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性はなく、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ FFDL : Failed Fuel Detection & Location ※ CG法FFD : Cover Gas 法 Failed Fuel Detection</p>	モニター名称	検出器設置場所	運用を停止するエリアモニターの運用方針	A/Bガンマ線エリアモニター 8 (SSD)	通路 (1次アルゴンガス系設備蓋付近通路)	<ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性がないことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	A/Bガンマ線エリアモニター 9 (SSD)	通路 (1次アルゴンガス系設備蓋付近通路)	<ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系圧縮機、圧縮機前置、後置フィルタなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性がないことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	A/Bガンマ線エリアモニター 14 (SSD)	FFDL室	<ul style="list-style-type: none"> 燃料破損時に原子炉カバークラス中に移行したタグガスを分析するタギング法破損検出装置 (タギング法FFDL) が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性はなく、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	A/Bガンマ線エリアモニター 17 (SSD)	CG法FFD室	<ul style="list-style-type: none"> 燃料破損時に原子炉カバークラス中に移行したガス状の核分裂生成物を検出することにより燃料破損を検出するためのカバークラス法破損燃料検出装置 (CG法FFD) が設置される部屋において定期点検で作業員が立ち入ることを考慮し線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性はなく、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	
モニター名称	検出器設置場所	運用を停止するエリアモニターの運用方針																	
A/Bガンマ線エリアモニター 8 (SSD)	通路 (1次アルゴンガス系設備蓋付近通路)	<ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性がないことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 																	
A/Bガンマ線エリアモニター 9 (SSD)	通路 (1次アルゴンガス系設備蓋付近通路)	<ul style="list-style-type: none"> 1次アルゴンガス系圧縮機、圧縮機前置、後置フィルタなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性がないことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 																	
A/Bガンマ線エリアモニター 14 (SSD)	FFDL室	<ul style="list-style-type: none"> 燃料破損時に原子炉カバークラス中に移行したタグガスを分析するタギング法破損検出装置 (タギング法FFDL) が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性はなく、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 																	
A/Bガンマ線エリアモニター 17 (SSD)	CG法FFD室	<ul style="list-style-type: none"> 燃料破損時に原子炉カバークラス中に移行したガス状の核分裂生成物を検出することにより燃料破損を検出するためのカバークラス法破損燃料検出装置 (CG法FFD) が設置される部屋において定期点検で作業員が立ち入ることを考慮し線量率変動を監視することにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性はなく、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 																	

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由																				
			<p>第1表 第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 1171 1843 1318">モニター名称</th> <th data-bbox="1774 1031 1843 1167">検出器設置場所</th> <th data-bbox="1774 247 1843 1024">設置の目的及び運用停止の理由</th> <th data-bbox="1774 247 1843 241">運用を停止するエリアモニターの選定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1849 1171 1991 1318">A/Bガンママ線エリアモニター 21 (SSD)</td> <td data-bbox="1849 1031 1991 1167">放射線管理室(出入管理室(A) 着衣室)</td> <td data-bbox="1849 247 1991 1024"> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域立入を管理するための放射線管理室付近(非管理区域)において、作業員が滞在することを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口付近通路のエリアモニター (A/Bガンマ線エリアモニター 29 (SSD)) でも監視可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> <td data-bbox="1849 247 1991 241">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1997 1171 2110 1318">A/Bガンマ線エリアモニター 27 (SSD)</td> <td data-bbox="1997 1031 2110 1167">常用エアロック室</td> <td data-bbox="1997 247 2110 1024"> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> <td data-bbox="1997 247 2110 241">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2116 1171 2258 1318">A/Bガンマ線エリアモニター 31 (SSD)</td> <td data-bbox="2116 1031 2258 1167">ホット計器修理室</td> <td data-bbox="2116 247 2258 1024"> <ul style="list-style-type: none"> 計器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、主に計器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> <td data-bbox="2116 247 2258 241">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2264 1171 2407 1318">M/Bガンマ線エリアモニター 42 (SSD)</td> <td data-bbox="2264 1031 2407 1167">廃棄物・共通廃修設備(リレー盤室)</td> <td data-bbox="2264 247 2407 1024"> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物・共通廃修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> <td data-bbox="2264 247 2407 241">②</td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針	A/Bガンママ線エリアモニター 21 (SSD)	放射線管理室(出入管理室(A) 着衣室)	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域立入を管理するための放射線管理室付近(非管理区域)において、作業員が滞在することを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口付近通路のエリアモニター (A/Bガンマ線エリアモニター 29 (SSD)) でも監視可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②	A/Bガンマ線エリアモニター 27 (SSD)	常用エアロック室	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②	A/Bガンマ線エリアモニター 31 (SSD)	ホット計器修理室	<ul style="list-style-type: none"> 計器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、主に計器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②	M/Bガンマ線エリアモニター 42 (SSD)	廃棄物・共通廃修設備(リレー盤室)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物・共通廃修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②	
モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針																					
A/Bガンママ線エリアモニター 21 (SSD)	放射線管理室(出入管理室(A) 着衣室)	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域立入を管理するための放射線管理室付近(非管理区域)において、作業員が滞在することを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口付近通路のエリアモニター (A/Bガンマ線エリアモニター 29 (SSD)) でも監視可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②																					
A/Bガンマ線エリアモニター 27 (SSD)	常用エアロック室	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②																					
A/Bガンマ線エリアモニター 31 (SSD)	ホット計器修理室	<ul style="list-style-type: none"> 計器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、主に計器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②																					
M/Bガンマ線エリアモニター 42 (SSD)	廃棄物・共通廃修設備(リレー盤室)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物・共通廃修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性もないことから、放射線監視の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②																					

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由																				
			<p style="text-align: center;">第1表 第2段階で運用を停止するエリアモニタ一覧表 (3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1768 1377 1852 1549">モニタ名称</th> <th data-bbox="1768 1205 1852 1373">検出器設置場所</th> <th data-bbox="1768 289 1852 1201">設置の目的及び運用停止の理由</th> <th data-bbox="1768 289 1852 285">運用を停止するエリアモニタの選定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1857 1377 2050 1549">MB ガンマ線エリアモニタ 44 (SSD)</td> <td data-bbox="1857 1205 2050 1373">保修エリア</td> <td data-bbox="1857 289 2050 1201"> <ul style="list-style-type: none"> ・ Cs-137、Co-60、Na-22 等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保修を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかつたため、第2段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第1段階と同様、放射線レベルが変動する可能性はないものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニタ (MB ガンマ線エリアモニタ 41 (SSD)) により可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> <td data-bbox="1857 289 2050 285">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2056 1377 2139 1549">R/B 中性子線エリアモニタ 1</td> <td data-bbox="2056 1205 2139 1373">運転床</td> <td data-bbox="2056 289 2139 1201"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 </td> <td data-bbox="2056 289 2139 285">③</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2145 1377 2228 1549">R/B 中性子線エリアモニタ 2</td> <td data-bbox="2145 1205 2228 1373">運転床</td> <td data-bbox="2145 289 2228 1201"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 </td> <td data-bbox="2145 289 2228 285">③</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2234 1377 2318 1549">A/B 中性子線エリアモニタ 3</td> <td data-bbox="2234 1205 2318 1373">E V S T 上部室</td> <td data-bbox="2234 289 2318 1201"> <ul style="list-style-type: none"> ・ E V S T 上部室において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、E V S T での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 </td> <td data-bbox="2234 289 2318 285">③</td> </tr> </tbody> </table>	モニタ名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニタの選定方針	MB ガンマ線エリアモニタ 44 (SSD)	保修エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cs-137、Co-60、Na-22 等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保修を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかつたため、第2段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第1段階と同様、放射線レベルが変動する可能性はないものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニタ (MB ガンマ線エリアモニタ 41 (SSD)) により可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②	R/B 中性子線エリアモニタ 1	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③	R/B 中性子線エリアモニタ 2	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③	A/B 中性子線エリアモニタ 3	E V S T 上部室	<ul style="list-style-type: none"> ・ E V S T 上部室において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、E V S T での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③	
モニタ名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニタの選定方針																					
MB ガンマ線エリアモニタ 44 (SSD)	保修エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cs-137、Co-60、Na-22 等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保修を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかつたため、第2段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第1段階と同様、放射線レベルが変動する可能性はないものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニタ (MB ガンマ線エリアモニタ 41 (SSD)) により可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②																					
R/B 中性子線エリアモニタ 1	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③																					
R/B 中性子線エリアモニタ 2	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③																					
A/B 中性子線エリアモニタ 3	E V S T 上部室	<ul style="list-style-type: none"> ・ E V S T 上部室において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・ 原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、E V S T での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとした。 	③																					

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由																																																																																																																								
			<p style="text-align: center;">第2表 性能を維持するエリアモニター一覧表 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニター名称</th> <th>検出装置機种</th> <th>性能維持対象 (運用を停止するエリア モニターの運用方針)</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R/R ガンマ線モニター1 (SSD)</td> <td>炉上部ピット</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>R/R ガンマ線モニター2 (SSD)</td> <td>1次主循環ポンプモータ室 (A)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>R/R ガンマ線モニター3 (SSD)</td> <td>1次主循環ポンプモータ室 (B)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>R/R ガンマ線モニター4 (SSD)</td> <td>1次主循環ポンプモータ室 (C)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>R/R ガンマ線モニターA (OC)</td> <td>運転室</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>R/R ガンマ線モニターB (OC)</td> <td>運転室</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>R/R 中性子線モニター1</td> <td>運転室</td> <td>○ (D)</td> <td>原子炉起動中中性子線集合率が 規程に格付されるまで維持する。</td> </tr> <tr> <td>R/R 中性子線モニター2</td> <td>運転室</td> <td>○ (D)</td> <td>原子炉起動中中性子線集合率が 規程に格付されるまで維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター5 (SSD)</td> <td>管路 (気体循環動機駆動装置付近管路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター6 (SSD)</td> <td>管路 (気体循環動機駆動装置付近管路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター7 (SSD)</td> <td>管路 (EVT 1次アルゴンガス配管付近管路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター8 (SSD)</td> <td>管路 (1次アルゴンガス配管付近管路)</td> <td>— (D)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター9 (SSD)</td> <td>管路 (1次アルゴンガス配管付近管路)</td> <td>— (D)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター10 (SSD)</td> <td>管路 (気体循環動機駆動装置ガス配管付近管路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター11 (SSD)</td> <td>管路 (ヘッド)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター12 (SSD)</td> <td>燃料供給設備操作室</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター13 (SSD)</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター14 (SSD)</td> <td>F/DL室</td> <td>— (D)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター15 (SSD)</td> <td>燃料供給設備監視装置室 (運転)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター16 (SSD)</td> <td>EVTZ 1次ホルムトランプ監視室 (運転)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター17 (SSD)</td> <td>CO 系 F/D 室</td> <td>— (D)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター18 (SSD)</td> <td>燃料供給設備監視装置室 (運転)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター19 (SSD)</td> <td>燃料供給設備監視装置室 (ヘッド)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター20 (SSD)</td> <td>燃料冷却設備監視装置 (燃料位継ぎ付)</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター21 (SSD)</td> <td>放射線監視 (出入等機室 (A) 機室)</td> <td>— (D)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター22 (SSD)</td> <td>デュラス監視装置・放射線モニタ室</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター23 (SSD)</td> <td>燃料出入設備監視</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター24 (SSD)</td> <td>新燃料機室</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td>A/R ガンマ線モニター25 (SSD)</td> <td>燃料池エリア</td> <td>○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出装置機种	性能維持対象 (運用を停止するエリア モニターの運用方針)	維持期間	R/R ガンマ線モニター1 (SSD)	炉上部ピット	○	第2段階の期間維持する。	R/R ガンマ線モニター2 (SSD)	1次主循環ポンプモータ室 (A)	○	第2段階の期間維持する。	R/R ガンマ線モニター3 (SSD)	1次主循環ポンプモータ室 (B)	○	第2段階の期間維持する。	R/R ガンマ線モニター4 (SSD)	1次主循環ポンプモータ室 (C)	○	第2段階の期間維持する。	R/R ガンマ線モニターA (OC)	運転室	○	第2段階の期間維持する。	R/R ガンマ線モニターB (OC)	運転室	○	第2段階の期間維持する。	R/R 中性子線モニター1	運転室	○ (D)	原子炉起動中中性子線集合率が 規程に格付されるまで維持する。	R/R 中性子線モニター2	運転室	○ (D)	原子炉起動中中性子線集合率が 規程に格付されるまで維持する。	A/R ガンマ線モニター5 (SSD)	管路 (気体循環動機駆動装置付近管路)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター6 (SSD)	管路 (気体循環動機駆動装置付近管路)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター7 (SSD)	管路 (EVT 1次アルゴンガス配管付近管路)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター8 (SSD)	管路 (1次アルゴンガス配管付近管路)	— (D)	第2段階移行時に維持終了。	A/R ガンマ線モニター9 (SSD)	管路 (1次アルゴンガス配管付近管路)	— (D)	第2段階移行時に維持終了。	A/R ガンマ線モニター10 (SSD)	管路 (気体循環動機駆動装置ガス配管付近管路)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター11 (SSD)	管路 (ヘッド)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター12 (SSD)	燃料供給設備操作室	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター13 (SSD)	中央制御室	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター14 (SSD)	F/DL室	— (D)	第2段階移行時に維持終了。	A/R ガンマ線モニター15 (SSD)	燃料供給設備監視装置室 (運転)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター16 (SSD)	EVTZ 1次ホルムトランプ監視室 (運転)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター17 (SSD)	CO 系 F/D 室	— (D)	第2段階移行時に維持終了。	A/R ガンマ線モニター18 (SSD)	燃料供給設備監視装置室 (運転)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター19 (SSD)	燃料供給設備監視装置室 (ヘッド)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター20 (SSD)	燃料冷却設備監視装置 (燃料位継ぎ付)	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター21 (SSD)	放射線監視 (出入等機室 (A) 機室)	— (D)	第2段階移行時に維持終了。	A/R ガンマ線モニター22 (SSD)	デュラス監視装置・放射線モニタ室	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター23 (SSD)	燃料出入設備監視	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター24 (SSD)	新燃料機室	○	第2段階の期間維持する。	A/R ガンマ線モニター25 (SSD)	燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。	
モニター名称	検出装置機种	性能維持対象 (運用を停止するエリア モニターの運用方針)	維持期間																																																																																																																									
R/R ガンマ線モニター1 (SSD)	炉上部ピット	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
R/R ガンマ線モニター2 (SSD)	1次主循環ポンプモータ室 (A)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
R/R ガンマ線モニター3 (SSD)	1次主循環ポンプモータ室 (B)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
R/R ガンマ線モニター4 (SSD)	1次主循環ポンプモータ室 (C)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
R/R ガンマ線モニターA (OC)	運転室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
R/R ガンマ線モニターB (OC)	運転室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
R/R 中性子線モニター1	運転室	○ (D)	原子炉起動中中性子線集合率が 規程に格付されるまで維持する。																																																																																																																									
R/R 中性子線モニター2	運転室	○ (D)	原子炉起動中中性子線集合率が 規程に格付されるまで維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター5 (SSD)	管路 (気体循環動機駆動装置付近管路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター6 (SSD)	管路 (気体循環動機駆動装置付近管路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター7 (SSD)	管路 (EVT 1次アルゴンガス配管付近管路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター8 (SSD)	管路 (1次アルゴンガス配管付近管路)	— (D)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター9 (SSD)	管路 (1次アルゴンガス配管付近管路)	— (D)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター10 (SSD)	管路 (気体循環動機駆動装置ガス配管付近管路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター11 (SSD)	管路 (ヘッド)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター12 (SSD)	燃料供給設備操作室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター13 (SSD)	中央制御室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター14 (SSD)	F/DL室	— (D)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター15 (SSD)	燃料供給設備監視装置室 (運転)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター16 (SSD)	EVTZ 1次ホルムトランプ監視室 (運転)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター17 (SSD)	CO 系 F/D 室	— (D)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター18 (SSD)	燃料供給設備監視装置室 (運転)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター19 (SSD)	燃料供給設備監視装置室 (ヘッド)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター20 (SSD)	燃料冷却設備監視装置 (燃料位継ぎ付)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター21 (SSD)	放射線監視 (出入等機室 (A) 機室)	— (D)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター22 (SSD)	デュラス監視装置・放射線モニタ室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター23 (SSD)	燃料出入設備監視	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター24 (SSD)	新燃料機室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									
A/R ガンマ線モニター25 (SSD)	燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																									

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由																																																																																																								
			<p style="text-align: center;">第2表 性能を維持するエリアモニター一覧表 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニター名称</th> <th>検出器設置場所</th> <th>性能維持対象 (運用を停止するエリア モニターの測定対象)</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AE ガンマ線エリアモニター 26 (SSD)</td> <td>燃料搬出入エリア (1) (ハッチ)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>AE ガンマ線エリアモニター 27 (SSD)</td> <td>高圧エアロック室</td> <td>— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>AE ガンマ線エリアモニター 28 (SSD)</td> <td>化学分析室 (A) (ネット分析室)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>AE ガンマ線エリアモニター 29 (SSD)</td> <td>通路 (ハッチ) (管理区或出入口付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>AE ガンマ線エリアモニター 30 (SSD)</td> <td>化学分析室 (C) (ネット分析室)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>AE ガンマ線エリアモニター 31 (SSD)</td> <td>ホット制御室</td> <td>— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>AE 中核子線エリアモニター 3</td> <td>EVIT 上部屋</td> <td>○ (②)</td> <td>原子炉起動中・停止直前・停止直後 に異常を察するまで維持する。</td> </tr> <tr> <td>AE 中核子線エリアモニター 4</td> <td>新燃料搬送室</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>AE 中核子線エリアモニター 5</td> <td>燃料搬送室</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 32 (SSD)</td> <td>通路 (燃料交換機搬送室付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 33 (SSD)</td> <td>通路 (ポンプシールド (A) 付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 34 (SSD)</td> <td>サンプリング室 (A)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 35 (SSD)</td> <td>通路 (燃料搬入機搬送室付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 36 (SSD)</td> <td>通路 (燃料搬送室付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 37 (SSD)</td> <td>通路 (燃料搬送室付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 38 (SSD)</td> <td>通路 (燃料搬送室付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 39 (SSD)</td> <td>サンプリング室 (B)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 40 (SSD)</td> <td>通路 (燃料搬送室付近通路)</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)</td> <td>検査エリア</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 42 (SSD)</td> <td>高濃縮・未濃縮貯蔵シールド室</td> <td>— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 43 (SSD)</td> <td>ドラム搬出入エリア</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 44 (SSD)</td> <td>検査エリア</td> <td>— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 45 (SSD)</td> <td>高濃縮・未濃縮貯蔵シールド室</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 46 (SSD)</td> <td>濃縮調整室</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> <tr> <td>ME ガンマ線エリアモニター 47 (SSD)</td> <td>ME 換気設置室</td> <td>○</td> <td>第2段階の廃棄維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエリア モニターの測定対象)	維持期間	AE ガンマ線エリアモニター 26 (SSD)	燃料搬出入エリア (1) (ハッチ)	○	第2段階の廃棄維持する。	AE ガンマ線エリアモニター 27 (SSD)	高圧エアロック室	— (②)	第2段階移行時に維持終了。	AE ガンマ線エリアモニター 28 (SSD)	化学分析室 (A) (ネット分析室)	○	第2段階の廃棄維持する。	AE ガンマ線エリアモニター 29 (SSD)	通路 (ハッチ) (管理区或出入口付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	AE ガンマ線エリアモニター 30 (SSD)	化学分析室 (C) (ネット分析室)	○	第2段階の廃棄維持する。	AE ガンマ線エリアモニター 31 (SSD)	ホット制御室	— (②)	第2段階移行時に維持終了。	AE 中核子線エリアモニター 3	EVIT 上部屋	○ (②)	原子炉起動中・停止直前・停止直後 に異常を察するまで維持する。	AE 中核子線エリアモニター 4	新燃料搬送室	○	第2段階の廃棄維持する。	AE 中核子線エリアモニター 5	燃料搬送室	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 32 (SSD)	通路 (燃料交換機搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 33 (SSD)	通路 (ポンプシールド (A) 付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 34 (SSD)	サンプリング室 (A)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 35 (SSD)	通路 (燃料搬入機搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 36 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 37 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 38 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 39 (SSD)	サンプリング室 (B)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 40 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)	検査エリア	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 42 (SSD)	高濃縮・未濃縮貯蔵シールド室	— (②)	第2段階移行時に維持終了。	ME ガンマ線エリアモニター 43 (SSD)	ドラム搬出入エリア	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 44 (SSD)	検査エリア	— (②)	第2段階移行時に維持終了。	ME ガンマ線エリアモニター 45 (SSD)	高濃縮・未濃縮貯蔵シールド室	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 46 (SSD)	濃縮調整室	○	第2段階の廃棄維持する。	ME ガンマ線エリアモニター 47 (SSD)	ME 換気設置室	○	第2段階の廃棄維持する。	
モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエリア モニターの測定対象)	維持期間																																																																																																									
AE ガンマ線エリアモニター 26 (SSD)	燃料搬出入エリア (1) (ハッチ)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
AE ガンマ線エリアモニター 27 (SSD)	高圧エアロック室	— (②)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																									
AE ガンマ線エリアモニター 28 (SSD)	化学分析室 (A) (ネット分析室)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
AE ガンマ線エリアモニター 29 (SSD)	通路 (ハッチ) (管理区或出入口付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
AE ガンマ線エリアモニター 30 (SSD)	化学分析室 (C) (ネット分析室)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
AE ガンマ線エリアモニター 31 (SSD)	ホット制御室	— (②)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																									
AE 中核子線エリアモニター 3	EVIT 上部屋	○ (②)	原子炉起動中・停止直前・停止直後 に異常を察するまで維持する。																																																																																																									
AE 中核子線エリアモニター 4	新燃料搬送室	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
AE 中核子線エリアモニター 5	燃料搬送室	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 32 (SSD)	通路 (燃料交換機搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 33 (SSD)	通路 (ポンプシールド (A) 付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 34 (SSD)	サンプリング室 (A)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 35 (SSD)	通路 (燃料搬入機搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 36 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 37 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 38 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 39 (SSD)	サンプリング室 (B)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 40 (SSD)	通路 (燃料搬送室付近通路)	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)	検査エリア	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 42 (SSD)	高濃縮・未濃縮貯蔵シールド室	— (②)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 43 (SSD)	ドラム搬出入エリア	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 44 (SSD)	検査エリア	— (②)	第2段階移行時に維持終了。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 45 (SSD)	高濃縮・未濃縮貯蔵シールド室	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 46 (SSD)	濃縮調整室	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									
ME ガンマ線エリアモニター 47 (SSD)	ME 換気設置室	○	第2段階の廃棄維持する。																																																																																																									

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
			<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: small;">図16 エリアモニタ配線図 (1/6)</p> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">図17 エリアモニタ配線図 (2/6)</p> </div>	

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
			<div data-bbox="1727 247 2291 1018" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">第1図 エリアモニタ配置図 (3/6)</p> </div> <div data-bbox="1727 1060 2291 1831" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">第1図 エリアモニタ配置図 (4/6)</p> </div>	

変更箇所	変更前	変更後	補正後	理由
			<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: small;">種内は機密情報のため公開できません</p> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <p style="font-size: small;">第1図 エリアモニタ配置図 (5/6)</p> </div> <hr/> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: small;">種内は機密情報のため公開できません</p> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <p style="font-size: small;">第1図 エリアモニタ配置図 (6/6)</p> </div>	

参考-5

高速増殖原型炉もんじゅ

原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表（第6-1表 性能維持施設）

第 6-1 表 性能維持施設 (1/37)								【変更前→変更後】	
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能) 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様) 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
			位置、構造	維持台数					
変更前	建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
					放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで	
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで		
	原子炉補助建物 (ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	・ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで			
			放射線遮蔽機能	・ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで			
ディーゼル建物	ディーゼル建物	既許認可どおり	機器の支持機能	・ディーゼル発電機等の支持機能	既許認可どおり	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで			
タービン建物	タービン建物	既許認可どおり	機器の支持機能	・補助蒸気ヘッダ等の支持機能	既許認可どおり	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで			
第 6-1 表 性能維持施設 (1/●)								【変更後→補正後】	
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間	なし
			位置、構造	維持台数					
変更後	建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
						放射線遮蔽機能	放射線遮蔽機能の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで	
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	ライナに有意なひび割れや損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
					放射線遮蔽機能	1次系ナトリウムを保有する部屋が窒素雰囲気の状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
	原子炉補助建物 (ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで			
				放射線遮蔽機能	放射線遮蔽機能の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで			
ディーゼル建物	ディーゼル建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能	性能維持施設 (ディーゼル発電機等) の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで			
タービン建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能	性能維持施設 (補助蒸気ヘッダ等) の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで			
第 6-1 表 性能維持施設 (1/●)								【変更前→補正後】	
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間	5.3(1) 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能) (以降全て)
			位置、構造	維持台数					
補正後	建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
						放射線遮蔽機能	放射線遮蔽機能の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで	
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	ライナに有意なひび割れや損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
					放射線遮蔽機能	1次系ナトリウムを保有する部屋が窒素雰囲気の状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
	原子炉補助建物 (ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで			
				放射線遮蔽機能	放射線遮蔽機能の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで			
ディーゼル建物	ディーゼル建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能	性能維持施設 (ディーゼル発電機等) の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで			
タービン建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能	性能維持施設 (補助蒸気ヘッダ等) の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで			

第 6-1 表 性能維持施設 (2/37)								
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持台数				
変更前	建物及び構築物	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
		固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
		事務管理建物(緊急時対策所)	事務管理建物(緊急時対策所)	事務管理建物 B1F	通信・連絡機能	・通信・連絡機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
		原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり
ブランケット燃料集合体	既許認可どおり					炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり
原子炉容器内構造物	炉内構造物		既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで	
				炉心上部機構	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (2/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造				
変更後	建物及び構築物	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	1式	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
					放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで	
		固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1式	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
					放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで	
		事務管理建物(緊急時対策所)	事務管理建物(緊急時対策所)	1式	事務管理建物 B1F	通信・連絡機能	発電所内外との通信・連絡設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	1式	炉心形状の維持機能	炉心燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
ブランケット燃料集合体	1式					既許認可どおり	炉心形状の維持機能	ブランケット燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること
原子炉容器内構造物	炉内構造物		1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	
					炉心上部機構	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (2/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造				
補正後	建物及び構築物	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	1式	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
					放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで	
		固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
						放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		事務管理建物(緊急時対策所)	事務管理建物(緊急時対策所)	1式	事務管理建物 B1F	通信・連絡機能	発電所内外との通信・連絡設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	1式	炉心形状の維持機能	炉心燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
ブランケット燃料集合体	1式					既許認可どおり	炉心形状の維持機能	ブランケット燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること
原子炉容器内構造物	炉内構造物		1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	
					炉心上部機構	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能

【変更前→補正後】

なし

なし

なし

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

施設区分	設備等の区分	設備（建物）名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能（詳細）	性能	維持期間		
			位置、構造及び設備	維持台数						
変更前	反応度制御設備	主炉停止系調整棒	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで			
				未臨界維持機能	未臨界維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで			
		主炉停止系調整棒案内管	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能）	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで			
				後備炉停止棒	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで	
		後備炉停止棒案内管	既許認可どおり	未臨界維持機能	未臨界維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで			
				ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能）	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで			
		第 6-1 表 性能維持施設 (3/37)								
		【変更前→変更後】								
<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能） 機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様） 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数 										
変更後	反応度制御設備	主炉停止系調整棒	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	主炉停止系調整棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで			
					未臨界維持機能	主炉停止系調整棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで			
		主炉停止系調整棒案内管	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで			
					後備炉停止棒	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	後備炉停止棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	
		後備炉停止棒案内管	1式	既許認可どおり	未臨界維持機能	後備炉停止棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで			
					ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで			
		第 6-1 表 性能維持施設 (3/●)								
		【変更後→補正後】								
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
なし										
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
なし										
補正後	反応度制御設備	主炉停止系調整棒	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	主炉停止系調整棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで			
					未臨界維持機能	主炉停止系調整棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで			
		主炉停止系調整棒案内管	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで			
					後備炉停止棒	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	後備炉停止棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで	
		後備炉停止棒案内管	1式	既許認可どおり	未臨界維持機能	後備炉停止棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで			
					ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで			
		第 6-1 表 性能維持施設 (3/●)								
		【変更前→補正後】								
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
なし										
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別										
なし										

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造及び設備	維持台数				
原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで	
	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで	
	固定吸収体	固定吸収体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで	
原子炉冷却系統施設	原子炉容器	原子炉容器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで	
				ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	
				予熱・保温機能	予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

第 6-1 表 性能維持施設 (4/37)

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	固定吸収体	固定吸収体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	固定吸収体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
原子炉冷却系統施設	原子炉容器	原子炉容器	1式	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能(不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (4/●)

【変更後→補正後】

- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- なし
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- なし
- なし

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	固定吸収体	固定吸収体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	固定吸収体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
原子炉冷却系統施設	原子炉容器	原子炉容器	1式	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能(不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (4/●)

【変更前→補正後】

- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- なし
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- なし
- なし

第 6-1 表 性能維持施設 (5/37)							
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉冷却系統施設	しゃへいプラグ	しゃへいプラグ	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				燃料を安全に取り扱う機能	・回転プラグの回転機能 ・炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
	1次主冷却系設備	1次主冷却系循環ポンプ	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能 ・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	1次主冷却系中間熱交換器	1次主冷却系中間熱交換器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				放射性物質漏えい防止機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定 (しゃへいプラグ)
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (5/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	しゃへいプラグ	しゃへいプラグ	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	1次主冷却系設備	1次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム温度確認のために循環できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					放射性物質漏えい防止機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

【変更後→補正後】

なし

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (5/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	しゃへいプラグ	しゃへいプラグ	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	1次主冷却系設備	1次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム温度確認のために循環できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					放射性物質漏えい防止機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

【変更前→補正後】

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

5.3(2) しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

第 6-1 表 性能維持施設 (6/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
原子炉冷却系統施設	1次主冷却系設備	1次主冷却系配管	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの密閉機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		ガードベッセル	既許認可どおり	原子炉冷却材液位確保機能	・原子炉容器からのナトリウム漏えい時に原子炉内のナトリウム液位をESLに確保する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	1次主冷却系設備	既許認可どおり	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
	2次主冷却系設備	2次主冷却系循環ポンプ	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	ナトリウム温度確認のための循環機能	・ナトリウム温度確認のための循環機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウム酸化防止機能					・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更 (ガードベッセル)

第 6-1 表 性能維持施設 (6/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	1次主冷却系設備	1次主冷却系配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ガードベッセル	7基	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (漏えいナトリウムの貯留機能)	ガードベッセル及びその支持構造物に傷、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	2次主冷却系設備	2次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	循環するナトリウムの流量、温度に異常がない状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))					不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	

【変更後→補正後】

- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- なし
- なし
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- なし

第 6-1 表 性能維持施設 (6/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	1次主冷却系設備	1次主冷却系配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ガードベッセル	7基	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (漏えいナトリウムの貯留機能)	ガードベッセル及びその支持構造物に傷、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	2次主冷却系設備	2次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	循環するナトリウムの流量、温度に異常がない状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))					不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	

【変更前→補正後】

- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.3(3) 燃料体の取出し作業終了に伴う機能、維持期間の見直し
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造及び設備	維持台数				
変更前	原子炉冷却系統施設 2次主冷却系設備	蒸発器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	
		過熱器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	
		ナトリウム・水反応生成物収納設備	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	
		2次主冷却系配管	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	
		第6-1表 性能維持施設 (7/37)						
変更後	原子炉冷却系統施設 2次主冷却系設備	蒸発器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		過熱器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		ナトリウム・水反応生成物収納設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		2次主冷却系配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		第6-1表 性能維持施設 (7/●)						
補正後	原子炉冷却系統施設 2次主冷却系設備	蒸発器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		過熱器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		ナトリウム・水反応生成物収納設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		2次主冷却系配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		第6-1表 性能維持施設 (7/●)						

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 記載の適正化(2次主冷却系設備 蒸発器 ナトリウム酸化防止機能)

【変更後→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

【変更前→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.3(9)①その他、表現の適正化

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (8/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持台数				
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	2次主冷却系設備	既許認可どおり		予熱・保温機能	予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	既許認可どおり		ナトリウムの保持機能	ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備配管	既許認可どおり		ナトリウムの保持機能	ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	補助冷却設備		既許認可どおり		予熱・保温機能	予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	既許認可どおり		放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		外部しゃへい建物及びアニュラス部	既許認可どおり		放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (8/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	2次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 <u>予熱・保温機能</u>	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 <u>ナトリウムの密閉機能</u>	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 <u>ナトリウムの密閉機能</u>	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 <u>不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能)</u>	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	補助冷却設備		3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 <u>予熱・保温機能</u>	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) <u>管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		外部しゃへい建物及びアニュラス部	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) <u>管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

【変更後→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (8/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	2次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 <u>予熱・保温機能</u>	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 <u>ナトリウムの密閉機能</u>	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 <u>ナトリウムの密閉機能</u>	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 <u>不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能)</u>	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	補助冷却設備		3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 <u>予熱・保温機能</u>	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) <u>管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		外部しゃへい建物及びアニュラス部	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) <u>管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

【変更前→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (9/37)								【変更前→変更後】	
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間	
			位置、構造	維持台数					
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器付属設備(非管理区域設置貫通部)	既許認可どおり		放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能) 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様) 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数 炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更(1次ナトリウムオーバーフロー系) しゃへい体等取出し作業終了後、系統内にナトリウムを保有するため、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持期間を変更(1次ナトリウムオーバーフロー系)
			貯留槽	既許認可どおり		ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能	既許認可どおり	
	アニュラス循環排気装置	アニュラス循環排気ファン	既許認可どおり ただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。		放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり ただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
					換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによう素除去機能を除く。)	・換気機能	既許認可どおり ただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	既許認可どおり		原子炉冷却材液位確保機能	・原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保する(汲み上げ)機能 ・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで	

第 6-1 表 性能維持施設 (9/●)								【変更後→補正後】
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造				
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器付属設備(非管理区域設置貫通部)	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) <u>(管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	なし
			貯留槽	3基	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 <u>(原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能)</u>	原子炉容器室からの漏えいナトリウムを貯留できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	アニュラス循環排気装置	アニュラス循環排気ファン	1系統	既許認可どおり ただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	放射性物質漏えい防止機能 <u>(管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)</u> 換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによう素除去機能を除く。) <u>(換気機能)</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで 当該区域・系統の管理区域を解除するまで	5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化 なし
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	1系統	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 <u>(原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保する(汲み上げ)機能、ナトリウムの密閉機能)</u>	原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保(汲み上げ)できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

第 6-1 表 性能維持施設 (9/●)								【変更前→補正後】
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造				
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器付属設備(非管理区域設置貫通部)	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) <u>(管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
			貯留槽	3基	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 <u>(原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能)</u>	原子炉容器室からの漏えいナトリウムを貯留できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	アニュラス循環排気装置	アニュラス循環排気ファン	2系統	既許認可どおり ただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	放射性物質漏えい防止機能 <u>(管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)</u> 換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによう素除去機能を除く。) <u>(換気機能)</u>	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで 当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	1系統	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 <u>(原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保する(汲み上げ)機能、ナトリウムの密閉機能)</u>	原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保(汲み上げ)できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 5.3(3)燃料体の取出し作業終了に伴う機能、維持期間の見直し

第 6-1 表 性能維持施設 (10/37)								【変更前→変更後】	
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能) 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様) 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
			位置、構造	維持台数					
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能	・ナトリウムの純化系への移送機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで		
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
	1次ナトリウム純化系	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで			
			ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで			
			ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ナトリウムドレン機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで			

第 6-1 表 性能維持施設 (10/●)								【変更後→補正後】
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	<ul style="list-style-type: none"> 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 なし 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 なし 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造				
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系への移送機能)	ナトリウムの純化系に移送可能な状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内部するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		
				予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
	1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内部するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで			
			ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで			

第 6-1 表 性能維持施設 (10/●)								【変更前→補正後】
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	<ul style="list-style-type: none"> 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 なし 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 なし 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造				
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系への移送機能)	ナトリウムの純化系に移送可能な状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内部するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		
				予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで		
	1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内部するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで			
			ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで			

第 6-1 表 性能維持施設 (11/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム純化系	既許認可どおり		ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 ・1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム充填ドレン系	既許認可どおり		放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ナトリウムドレン機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	既許認可どおり		予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウムの保持機能					・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

【変更前→変更後】

- 記載の適正化 (変更前における1次ナトリウム補助設備の設備等の区分の削除)
- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (11/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送ができる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次ナトリウム充填ドレン系	1系統	既許認可どおり		放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)					内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

【変更後→補正後】

- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- なし
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- なし
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

第 6-1 表 性能維持施設 (11/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送ができる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次ナトリウム充填ドレン系	1系統	既許認可どおり		放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)					内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	

【変更前→補正後】

- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
- 5.3(9)②その他、記載の適正化

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持台数				
原子炉補助施設	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次メンテナンス冷却系	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで		
							2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウムオーバーフロー系
	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで				
					予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (12/37)

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
							2次ナトリウム補助設備
	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで			
					予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり

第 6-1 表 性能維持施設 (12/●)

【変更後→補正後】

なし

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
							2次ナトリウム補助設備
	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで			
					予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり

第 6-1 表 性能維持施設 (12/●)

【変更前→補正後】

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (13/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
変更前	原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 ・ナトリウムを移送する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウム充填ドレン系	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ナトリウムドレン機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウムの浄化機能	・ナトリウムを移送する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (13/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
変更後	原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
					ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能)	ナトリウムの純度に異常がない状態であること 2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
		2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウム漏えい時に内包するナトリウムの早期ドレンが可能状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムを移送する機能)	2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		

【変更後→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (13/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
補正後	原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
					ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能)	ナトリウムの純度に異常がない状態であること 2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
		2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウム漏えい時に内包するナトリウムの早期ドレンが可能状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムを移送する機能)	2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		

【変更前→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持台数				
第 6-1 表 性能維持施設 (14/37)								
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	既許認可どおり		予熱・保温機能	予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	既許認可どおり		ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス循環機能 不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	既許認可どおり		ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	原子炉補助機冷却水設備	原子炉補助機冷却水熱交換器	既許認可どおり		冷却機能	冷却機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること 不活性ガス(アルゴンガス)が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	なし
	原子炉補助機冷却水設備	原子炉補助機冷却水熱交換器	3基	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
第 6-1 表 性能維持施設 (14/●)								
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	2系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること 不活性ガス(アルゴンガス)が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
	原子炉補助機冷却水設備	原子炉補助機冷却水熱交換器	4基	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	
第 6-1 表 性能維持施設 (14/●)								
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	2系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること 不活性ガス(アルゴンガス)が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
	原子炉補助機冷却水設備	原子炉補助機冷却水熱交換器	4基	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間	
			位置、構造	維持台数					
変更前	原子炉補助施設	原子炉補助機冷却水設備	原子炉補助機冷却水ポンプ	既許認可	冷却機能(自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可	放射性廃棄物の処理が完了するまで	
			配管	既許認可	冷却機能	・冷却機能	既許認可	放射性廃棄物の処理が完了するまで	
			原子炉補助機冷却水サージタンク	既許認可	冷却機能	・冷却機能	既許認可	放射性廃棄物の処理が完了するまで	
	原子炉補助機冷却海水設備	原子炉補助機冷却海水ポンプ	既許認可	冷却機能(自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可	放射性廃棄物の処理が完了するまで		
		配管	既許認可	冷却機能	・冷却機能	既許認可	放射性廃棄物の処理が完了するまで		
	燃料交換設備	燃料交換装置	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可	炉心から燃料体を取り出すまで		
	第 6-1 表 性能維持施設 (15/37)								
	<p>【変更前→変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能) 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合 なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定(燃料交換装置) 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様) 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数 原子炉補助機冷却水ポンプは、A・B系に各1台とC系に3台の合計5台あるが、予備機を除く3台とした。 原子炉補助機冷却海水ポンプは、A・B系に各1台とC系に3台の合計5台あるが、予備機を除く4台とした。 								
	変更後	原子炉補助施設	原子炉補助機冷却水設備	原子炉補助機冷却水ポンプ	3台	既許認可	冷却機能(自動起動機能を除く。) <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
				配管	3系統	既許認可	冷却機能 <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
原子炉補助機冷却水サージタンク				3基	既許認可	冷却機能 <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	
原子炉補助機冷却海水設備		原子炉補助機冷却海水ポンプ	4台	既許認可	冷却機能(自動起動機能を除く。) <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで		
		配管	3系統	既許認可	冷却機能 <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで		
燃料交換設備		燃料交換装置	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能) しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料が保持される状態であること 取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで 炉心からしゃへい体等を取り出すまで		
第 6-1 表 性能維持施設 (15/●)									
<p>【変更後→補正後】</p> <p>5.2(1) 機能要求のある設備の維持台数の適正化</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>5.2(1) 機能要求のある設備の維持台数の適正化</p> <p>なし</p> <p>5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別</p> <p>なし</p>									
補正後		原子炉補助施設	原子炉補助機冷却水設備	原子炉補助機冷却水ポンプ	5台	既許認可	冷却機能(自動起動機能を除く。) <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
				配管	3系統	既許認可	冷却機能 <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	原子炉補助機冷却水サージタンク			3基	既許認可	冷却機能 <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	
	原子炉補助機冷却海水設備	原子炉補助機冷却海水ポンプ	5台	既許認可	冷却機能(自動起動機能を除く。) <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで		
		配管	3系統	既許認可	冷却機能 <u>冷却機能</u>	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで		
	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能) しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料が保持される状態であること 取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで 炉心からしゃへい体等を取り出すまで		
	第 6-1 表 性能維持施設 (15/●)								
	<p>【変更前→補正後】</p> <p>5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別</p> <p>5.3(2) しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定</p>								

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数				
第 6-1 表 性能維持施設 (16/37)							
原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		炉内中継装置	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能 ・燃料体の回転移送機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
	燃料出入設備	燃料出入設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		燃料出入設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
【変更前→変更後】 ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能） ・機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合 なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定（炉内中継装置及び燃料出入設備） ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様） ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数 ・燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備はしゃへい体等取出し作業完了後、共通修設備にてナトリウムが除去されるため、維持期間を変更（ナトリウム酸化防止機能）							
第 6-1 表 性能維持施設 (16/●)							
原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
		炉内中継装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の保持機能及び回転移送機能) しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の保持機能及び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで 炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料出入設備	燃料出入設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで					
【変更後→補正後】 なし 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別 なし なし 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別 なし なし							
第 6-1 表 性能維持施設 (16/●)							
原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
		炉内中継装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の保持機能及び回転移送機能) しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の保持機能及び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで 炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料出入設備	燃料出入設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで					
【変更前→補正後】 5.3(4)しゃへい体等の取出し終了に伴う維持期間の適正化 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別 5.3(2)しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定 5.3(4)しゃへい体等の取出し終了に伴う維持期間の適正化 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別 5.3(2)しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定 5.3(4)しゃへい体等の取出し終了に伴う維持期間の適正化							

第 6-1 表 性能維持施設 (17/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持台数				
変更前	炉外燃料貯蔵施設	炉外燃料貯蔵槽	既許認可どおり		放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能 ・未臨界維持機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能 ・ナトリウムの液位監視機能 ・ナトリウムの温度監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		炉外燃料貯蔵槽冷却設備	既許認可どおり		ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 炉心等から燃料体を取り出すことで維持期間が終了する機能、性能、維持期間を記載 (炉外燃料貯蔵槽: 未臨界維持機能)

第 6-1 表 性能維持施設 (17/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
変更後	炉外燃料貯蔵施設	炉外燃料貯蔵槽	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (未臨界維持機能)	炉外燃料貯蔵槽から炉心構成要素を異常なく引抜き、また、装荷できること	炉心等から燃料体を取り出すまで	5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	なし
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、液位監視及び温度監視機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウムの液位、温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	なし
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	なし
		炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	なし
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	なし
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	なし

【変更後→補正後】

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (17/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
補正後	炉外燃料貯蔵施設	炉外燃料貯蔵槽	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (未臨界維持機能)	炉外燃料貯蔵槽から炉心構成要素を異常なく引抜き、また、装荷できること	炉心等から燃料体を取り出すまで	5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別 5.3(3) 燃料体の取出し作業終了に伴う機能、維持期間の見直し
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、液位監視及び温度監視機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウムの液位、温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

【変更前→補正後】

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
5.3(3) 燃料体の取出し作業終了に伴う機能、維持期間の見直し

第 6-1 表 性能維持施設 (18/37)							
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
変更前	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 ・ナトリウムの移送機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				冷却機能	・冷却機能	既許認可どおり	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料検査機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
	燃料処理設備	燃料洗浄設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の洗浄機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
				燃料缶詰装置	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の缶詰機能
		缶詰雰囲気調整装置	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の缶詰機能	既許認可どおり	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	水中燃料貯蔵設備	燃料池	既許認可どおり	冷却水保有機能	・冷却水保有機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
				放射性物質の貯蔵機能	・燃料体の貯蔵機能 ・未臨界維持機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
		燃料池水冷却浄化装置	既許認可どおり	冷却機能	・燃料池の水冷却機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
				浄化機能	・燃料池の水浄化機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定 (燃料洗浄設備)
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
なお、燃料池水冷却浄化装置の脱塩器は、プレコートフィルタのバックアップであり、水質悪化に時間的余裕があるため、不要とした
- 使用済燃料の強制冷却が不要となった時点で機能が不要となることから維持期間を変更 (燃料池水冷却浄化装置の維持期間として「使用済燃料の強制冷却が不要となるまで」を設定)

第 6-1 表 性能維持施設 (18/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
変更後	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムの移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系取上ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					冷却機能 (冷却機能)	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ及び空気冷却器の運転に異常がない状態であること	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料検査機能)	燃料体を検査できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
	燃料処理設備	燃料洗浄設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
		燃料缶詰装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
		缶詰雰囲気調整装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	水中燃料貯蔵設備	燃料池	1式	既許認可どおり	冷却水保有機能 (冷却水保有機能)	燃料池の冷却水が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
					放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 燃料体が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
燃料池水冷却浄化装置		2系統(脱塩器を除く)	既許認可どおり	冷却機能 (燃料池の水冷却機能)	燃料池水冷却浄化装置循環ポンプの運転に異常がない状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	
				浄化機能 (燃料池の水浄化機能)	燃料池水を浄化できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

【変更後→補正後】

- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- なし
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- なし
- なし
- 5.2(4) 燃料池水冷却浄化装置脱塩器の維持台数の見直し

第 6-1 表 性能維持施設 (18/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
補正後	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムの移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系取上ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					冷却機能 (冷却機能)	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ及び空気冷却器の運転に異常がない状態であること	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料検査機能)	燃料体を検査できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
	燃料処理設備	燃料洗浄設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
		燃料缶詰装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
		缶詰雰囲気調整装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	水中燃料貯蔵設備	燃料池	1式	既許認可どおり	冷却水保有機能 (冷却水保有機能)	燃料池の冷却水が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
					放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 燃料体が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
燃料池水冷却浄化装置		2系統	既許認可どおり	冷却機能 (燃料池の水冷却機能)	燃料池水冷却浄化装置循環ポンプの運転に異常がない状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	
				浄化機能 (燃料池の水浄化機能)	燃料池水を浄化できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

【変更前→補正後】

- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.3(2) しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
-
- 5.3(5) 使用済燃料の強制冷却機能に関する維持期間の見直し

第 6-1 表 性能維持施設 (19/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可	燃料体の搬出が完了するまで	
		水中台車	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の水中移送機能	既許認可	炉心等から燃料体を取り出すまで	
	燃料搬出設備	燃料搬出設備	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料キャスク装荷機能	既許認可	燃料体の搬出が完了するまで	
	新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	既許認可	放射性物質の貯蔵機能	・燃料体の貯蔵機能 ・未臨界維持機能	既許認可	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
				予熱機能	・地下台車予熱機能	既許認可	炉心から燃料体を取り出すまで	
	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで				
燃料取扱設備操作室	燃料取扱設備操作室	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能	・プラント監視・操作機能	既許認可	燃料体の搬出が完了するまで		

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定 (水中台車)
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 予熱機能は、しゃへい体等取出し作業により炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持するため、維持期間を変更 (新燃料受入貯蔵設備)

第 6-1 表 性能維持施設 (19/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水中台車	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能) しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の水中移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで 炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料搬出設備	燃料搬出設備	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料キャスク装荷機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	1式	既許認可	放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリップパンの予熱が可能状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	既許認可	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで			
燃料取扱設備操作室	燃料取扱設備操作室	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

【変更後→補正後】

なし

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

なし

なし

5.2(5) 新燃料受入貯蔵設備の維持期間見直し

なし

なし

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (19/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水中台車	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能) しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の水中移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで 炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料搬出設備	燃料搬出設備	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料キャスク装荷機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	1式	既許認可	放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで
					予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリップパンの予熱が可能状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	既許認可	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで			
燃料取扱設備操作室	燃料取扱設備操作室	1式	既許認可	燃料を安全に取り扱う機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

【変更前→補正後】

なし

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

5.3(2) しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定

なし

5.2(5) 新燃料受入貯蔵設備の維持期間見直し

5.3(2) しゃへい体等取出し作業に伴う新たな機能の設定

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (20/37)							
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	既許認可どおり	機器洗浄機能	・機器等に付着するナトリウムの洗浄機能	既許認可どおり	機器洗浄が完了するまで
		機器移送設備	既許認可どおり	機器移送機能	・機器移送機能	既許認可どおり	機器移送が完了するまで
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
		1次主冷却系循環ポンプボニーモータ冷却設備	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能	・中性子束レベル測定・監視機能	既許認可どおり	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・炉内冷却材の液位測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	既許認可どおり	制御棒駆動機構の保持監視機能	・制御棒駆動機構の上限位置監視機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 試料採取設備は、炉心から全てのしゃへい体等を取り出すことで機能要求は終了するため維持期間を変更
- 冷却対象設備がナトリウムを保有するため、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持期間を変更 (機器冷却系設備)
- 炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更 (原子炉容器ナトリウム液面計装)

第 6-1 表 性能維持施設 (20/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	1式	既許認可どおり	機器洗浄機能 (機器等に付着するナトリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状態であること	機器洗浄が完了するまで
		機器移送設備	1式	既許認可どおり	機器移送機能 (機器移送機能)	メンテナンス台車及びメンテナンススクレーンの運転に異常がない状態であること	機器移送が完了するまで
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能)	1次アルゴンガスを採取できる状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	2系統	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設を冷却できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプボニーモータ冷却設備	3系統	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設を冷却できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	1ループ	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能 (中性子束レベル測定・監視機能)	中性子束のレベルを測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	2ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (原子炉容器内ナトリウムの液位測定・監視機能)	原子炉容器ナトリウムの液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	19ループ	既許認可どおり	制御棒駆動機構の保持監視機能 (制御棒駆動機構の上限位置監視機能)	制御棒の位置を測定できる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (20/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	1式	既許認可どおり	機器洗浄機能 (機器等に付着するナトリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状態であること	機器洗浄が完了するまで
		機器移送設備	1式	既許認可どおり	機器移送機能 (機器移送機能)	メンテナンス台車及びメンテナンススクレーンの運転に異常がない状態であること	機器移送が完了するまで
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能)	1次アルゴンガスを採取できる状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	2系統	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設を冷却できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプボニーモータ冷却設備	3系統	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設を冷却できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	1ループ	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能 (中性子束レベル測定・監視機能)	中性子束のレベルを測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	2ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (原子炉容器内ナトリウムの液位測定・監視機能)	原子炉容器ナトリウムの液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	19ループ	既許認可どおり	制御棒駆動機構の保持監視機能 (制御棒駆動機構の上限位置監視機能)	制御棒の位置を測定できる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで

【変更前→補正後】

なし

なし

5.3(4)しゃへい体等の取出し終了に伴う維持期間の適正化

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.3(3)燃料体の取出し作業終了に伴う機能、維持期間の見直し

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (21/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	既許認可	あり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度等の測定・監視機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		主冷却系計装	既許認可	あり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備計装	既許認可	あり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器出口ナトリウム温度	既許認可	あり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度測定・監視機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度	既許認可	あり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度測定・監視機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次主冷却系流量	既許認可	あり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの流量測定・監視機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次アルゴンガス系計装	既許認可	あり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 ・不活性ガス状態監視機能	既許認可	ナトリウムを安定化処理するまで
		蒸気発生器計装	既許認可	あり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 ・不活性ガス状態監視機能	既許認可	ナトリウムを安定化処理するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (21/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	10 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度等の測定・監視機能)	しゃへいフラグ、回転フラグ、フリースシール等の温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	なし
		主冷却系計装	14 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能)	1 次主冷却系ナトリウムの流量、温度、液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	なし
		補助冷却設備計装	6 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能)	補助冷却設備ナトリウムの流量、温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
		原子炉容器出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	中間熱交換器 1 次側出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		1 次主冷却系流量	3 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量測定・監視機能)	1 次主冷却系の流量を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		1 次アルゴンガス系計装	2 ループ	既許認可	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力、流量を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	なし
		蒸気発生器計装	6 ループ	既許認可	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	なし

【変更後→補正後】

第 6-1 表 性能維持施設 (21/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	10 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度等の測定・監視機能)	しゃへいフラグ、回転フラグ、フリースシール等の温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
		主冷却系計装	14 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能)	1 次主冷却系ナトリウムの流量、温度、液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
		補助冷却設備計装	6 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能)	補助冷却設備ナトリウムの流量、温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別
		原子炉容器出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	中間熱交換器 1 次側出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		1 次主冷却系流量	3 ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量測定・監視機能)	1 次主冷却系の流量を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
		1 次アルゴンガス系計装	2 ループ	既許認可	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力、流量を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
		蒸気発生器計装	6 ループ	既許認可	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	

【変更前→補正後】

第 6-1 表 性能維持施設 (22/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	既許認可	ナトリウム補助設備計装	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	既許認可	原子炉格納容器雰囲気計装	雰囲気温度の監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	既許認可	原子炉格納容器雰囲気計装	雰囲気圧力の監視機能	・1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能	既許認可	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		ナトリウム漏えい検出設備	既許認可	ナトリウム漏えい検出設備	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		予熱計装設備	既許認可	予熱計装設備	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能）
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様）
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 設備の機能要求（ナトリウム漏えい検出）に合わせ、維持期間を変更（原子炉格納容器雰囲気計装）

第 6-1 表 性能維持施設 (22/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	15ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可	雰囲気温度の監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次冷却系関連室の雰囲気温度を監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可	雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能)	1次冷却系関連室の雰囲気圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		ナトリウム漏えい検出設備	1式	既許認可	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能)	インタロック設定値においてインタロック信号が発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		予熱計装設備	1式 (液体ナトリウムの充填範囲)	既許認可	予熱・保温機能	予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

【変更後→補正後】

5.2(1) 機能要求のある設備の維持台数の適正化

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(6) 予熱計装設備の維持範囲の明確化

第 6-1 表 性能維持施設 (22/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	19ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可	雰囲気温度の監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次冷却系関連室の雰囲気温度を監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可	雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能)	1次冷却系関連室の雰囲気圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		ナトリウム漏えい検出設備	1式	既許認可	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能)	インタロック設定値においてインタロック信号が発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		予熱計装設備	1式 (原子炉容器、1次主冷却系設備、1次ナトリウム補助設備、1次メンプランス冷却系)	既許認可	予熱・保温機能	予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

【変更前→補正後】

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2) リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.3(6) 原子炉格納容器雰囲気計装の維持期間の見直し

5.2(3) 維持期間が終了となった設備の識別

5.2(6) 予熱計装設備の維持範囲の明確化

第 6-1 表 性能維持施設 (23/37)								
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
計測制御系統施設	プロセス計装	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	既許認可	ナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		配管室雰囲気温度	既許認可	ナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器G/V内漏えいナトリウム液位	既許認可	ナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系中間熱交換器G/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	既許認可	ナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプG/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	既許認可	ナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室	中央制御室	既許認可	プラント監視・操作機能	プラント監視・操作機能	・プラント監視・操作機能	既許認可	各系統の期間に応じる

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (23/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	1ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		配管室雰囲気温度	1ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	配管室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器G/V内漏えいナトリウム液位	1ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系中間熱交換器G/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	3ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプG/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	3ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室	中央制御室	1式	既許認可	プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	各系統の期間に応じる

【変更後→補正後】

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (23/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	1ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		配管室雰囲気温度	1ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	配管室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器G/V内漏えいナトリウム液位	1ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系中間熱交換器G/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	3ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプG/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	3ループ	既許認可	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室	中央制御室	1式	既許認可	プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	各系統の期間に応じる

【変更前→補正後】

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (24/37)									
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間	
			位置、構造	設備					
電気設備	送電線	送電線	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで
	特高開閉所	特高開閉所	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで
	主要変圧器	1 A 起動変圧器	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで
		1 B 起動変圧器	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで
		予備変圧器	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで
	所内高圧系統	所内高圧系統	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで
	所内低圧系統	所内低圧系統	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	既許認可	ただし、維持台数は2台とする。	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	・電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	既許認可	ただし、維持台数は2台とする。	燃料体の搬出が完了するまで
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	既許認可	どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可	どおり	当該設備の解体に着手するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 燃料池の冷却が不要となった時点で、ディーゼル発電機から給電が必要な動力負荷が無くなることから維持期間を変更 (ディーゼル発電機の維持期間として「使用済燃料の強制冷却が不要となるまで」を設定)

第 6-1 表 性能維持施設 (24/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
電気設備	送電線	送電線	3 回線	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし
	特高開閉所	特高開閉所	3 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし
	主要変圧器	1 A 起動変圧器	1 台	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし
		1 B 起動変圧器	1 台	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし
		予備変圧器	1 台	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし
	所内高圧系統	所内高圧系統	6 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし
	所内低圧系統	所内低圧系統	5 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	2 台	既許認可	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)(電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。))	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	なし
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源設備 5 系統 交流無停電電源設備 4 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (24/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
電気設備	送電線	送電線	3 回線	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	
	特高開閉所	特高開閉所	3 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	
	主要変圧器	1 A 起動変圧器	1 台	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	
		1 B 起動変圧器	1 台	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	
		予備変圧器	1 台	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	
	所内高圧系統	所内高圧系統	6 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	
	所内低圧系統	所内低圧系統	5 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	2 台	既許認可	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)(電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。))	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	5.3(5) 使用済燃料の強制冷却機能に関する維持期間の見直し
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源設備 5 系統 交流無停電電源設備 4 系統	既許認可	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	

【変更前→補正後】

5.3(5) 使用済燃料の強制冷却機能に関する維持期間の見直し

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造及び設備	維持台数				
電気設備	通信設備	通信設備	既許認可どおり	通信機能	・通信機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで	
	非常用照明設備	非常用照明設備	既許認可どおり	照明機能	・照明機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで	
	電線路	電線路	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで	
タービン及び付属設備	補給水タンク	補給水タンク	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・純水保有機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	
	補助蒸気ヘッダ	補助蒸気ヘッダ	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・蒸気供給機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	
	主蒸気系設備	主蒸気系設備(ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲)	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(窒素ガス供給設備からの窒素ガス供給機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	

第 6-1 表 性能維持施設 (25/37)

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
電気設備	通信設備	通信設備	1式	通信機能 (通信機能)	通信ができる状態にあること	当該設備の解体に着手するまで
	非常用照明設備	非常用照明設備	1式	照明機能 (照明機能)	非常用照明(交流非常灯及び直流非常灯)が点灯できる状態にあること	当該設備の解体に着手するまで
	電線路	電線路	1式	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
タービン及び付属設備	補給水タンク	補給水タンク	1基	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所定の水位に維持できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	補助蒸気ヘッダ	補助蒸気ヘッダ	1基	プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッダ蒸気圧力が所定の範囲内に維持できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	主蒸気系設備	主蒸気系設備(ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲)	3系統	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(窒素ガス供給設備からの窒素ガス供給機能))	不活性ガスにて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (25/●)

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
電気設備	通信設備	通信設備	1式	通信機能 (通信機能)	通信ができる状態にあること	当該設備の解体に着手するまで
	非常用照明設備	非常用照明設備	1式	照明機能 (照明機能)	非常用照明(交流非常灯及び直流非常灯)が点灯できる状態にあること	当該設備の解体に着手するまで
	電線路	電線路	1式	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
タービン及び付属設備	補給水タンク	補給水タンク	1基	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所定の水位に維持できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	補助蒸気ヘッダ	補助蒸気ヘッダ	1基	プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッダ蒸気圧力が所定の範囲内に維持できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	主蒸気系設備	主蒸気系設備(ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲)	3系統	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(窒素ガス供給設備からの窒素ガス供給機能))	不活性ガスにて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (25/●)

【変更前→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間	
			位置、構造及び設備	維持機能					
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物処理設備	廃ガス圧縮機	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃ガス貯槽	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		活性炭吸着塔装置	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能(活性炭吸着機能は除く)	・廃ガス処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排気筒	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物処理設備	廃液受入タンク	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液蒸発濃縮装置	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩塔	既許認可	どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可	どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物処理設備	廃ガス圧縮機	1台	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃ガス貯槽	1基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		活性炭吸着塔装置	1式	既許認可	放射性廃棄物処理機能(活性炭吸着機能は除く)(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排気筒	1基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物処理設備	廃液受入タンク	3基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液蒸発濃縮装置	2基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	1基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩塔	1基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで

【変更後→補正後】

- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- なし
- なし
- なし
- なし
- なし
- なし

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物処理設備	廃ガス圧縮機	2台	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃ガス貯槽	2基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		活性炭吸着塔装置	1式	既許認可	放射性廃棄物処理機能(活性炭吸着機能は除く)(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排気筒	1基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物処理設備	廃液受入タンク	3基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液蒸発濃縮装置	2基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	1基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩塔	1基	既許認可	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで

【変更前→補正後】

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数				
放射性廃棄物 廃棄施設	液体廃棄物処理設備	廃液モニタタンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液受入タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液モニタタンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	固体廃棄物処理設備	粒状廃樹脂タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		粉末廃樹脂タンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液濃縮液タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		ペイラ	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	放射性固体廃棄物を圧縮 減容できる状態であるこ と	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管 に異常がない状態である こと	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (27/37)

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能）
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様）
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (27/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
放射性廃棄物 廃棄施設	液体廃棄物処理設備	廃液モニタタンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること
		洗濯廃液受入タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること
		洗濯廃液モニタタンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること
	固体廃棄物処理設備	粒状廃樹脂タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること
		粉末廃樹脂タンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること
		廃液濃縮液タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること
		ペイラ	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	放射性固体廃棄物を圧縮 減容できる状態であるこ と
		固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管 に異常がない状態である こと

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

変更後

第 6-1 表 性能維持施設 (27/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
放射性廃棄物 廃棄施設	液体廃棄物処理設備	廃液モニタタンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること
		洗濯廃液受入タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること
		洗濯廃液モニタタンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること
	固体廃棄物処理設備	粒状廃樹脂タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること
		粉末廃樹脂タンク	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること
		廃液濃縮液タンク	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること
		ペイラ	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	放射性固体廃棄物を圧縮 減容できる状態であるこ と
		固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管 に異常がない状態である こと

【変更前→補正後】

補正後

第 6-1 表 性能維持施設 (28/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
変更前	放射性廃棄物廃棄施設	固体廃棄物処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能	・固体廃棄物貯蔵機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで
					放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい	既許認可どおり
	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで				
	1次主冷却系しゃへい	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり		当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
			放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり		線源となる設備の解体が完了するまで	
	原子炉格納容器外部しゃへい	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり		当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
			放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり		線源となる設備の解体が完了するまで	
	補助しゃへい	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで		
	燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで		

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (28/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
変更後	放射性廃棄物廃棄施設	固体廃棄物処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	1式	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで
					放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい
	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで				
	1次主冷却系しゃへい	1式	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		
	原子炉格納容器外部しゃへい	1式	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		
	補助しゃへい	1式	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		
	燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	1式	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (28/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
補正後	放射性廃棄物廃棄施設	固体廃棄物処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	1式	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで
					放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい
	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで				
	1次主冷却系しゃへい	1式	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		
	原子炉格納容器外部しゃへい	1式	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		
	補助しゃへい	1式	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		
	燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	1式	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		

【変更前→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (29/37)								
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持台数				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	既許認可どおり		放射線管理機能	・放射線管理機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
			既許認可どおり		放射線管理機能	・放射線管理機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
			既許認可どおり		放射線管理機能	・放射線管理機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
			既許認可どおり		放出管理機能	・放出管理機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
			既許認可どおり		放出管理機能	・放出管理機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器モニタ	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
気体廃棄物処理設備排気モニタ		既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで	

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (29/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	管理区域への人の出入り及び物品の搬入に伴う汚染の管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		ホット分析室	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射性試料の放射能測定を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		個人管理関係設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射線業務従事者の外部被ばく管理及び内部被ばく管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
			2系統	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
			2系統	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
気体廃棄物処理設備排気モニタ		1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (29/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	管理区域への人の出入り及び物品の搬入に伴う汚染の管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		ホット分析室	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射性試料の放射能測定を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		個人管理関係設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射線業務従事者の外部被ばく管理及び内部被ばく管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
			2系統	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
			2系統	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
気体廃棄物処理設備排気モニタ		1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで	

【変更前→補正後】

なし

なし

なし

なし

なし

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (30/37)							
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		原子炉補助建物排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		共通保修設備排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次アルゴンガスモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		2次ナトリウムモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉補機冷却水モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
燃料出入機冷却ガスモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで		

変更前

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ナトリウムをタンク等に固化した時点で内包物が無くなるため、維持期間を「ナトリウムをタンク等に固化するまで」に変更(1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ)

第 6-1 表 性能維持施設 (30/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		原子炉補助建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		共通保修設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次アルゴンガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウムモニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉補機冷却水モニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
燃料出入機冷却ガスモニタ	2個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで		

変更後

【変更後→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (30/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		原子炉補助建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		共通保修設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次アルゴンガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウムモニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉補機冷却水モニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
燃料出入機冷却ガスモニタ	2個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで		

補正後

【変更前→補正後】

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

なし

5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別

第 6-1 表 性能維持施設 (31/37)								
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持台数				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	エリアモニタリング設備(ただし、事故時に十分な測定範囲を有するエリアモニタ及び、工学的安全施設作動設備に接続されているエリアモニタを除く。)	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	第1段階の期間維持する。 注)第2段階以降については、第1段階の汚染の分布に関する評価結果等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。
		放射線サーベイ設備	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	固定モニタリング設備	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
		モニタリングカー	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
		気象観測設備	既許認可どおり		放出管理機能	・放出管理機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	環境放射能測定設備	既許認可どおり		放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで	

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
なお、エリアモニタリング設備の維持台数は汚染の恐れがある区域に設置されている台数
- エリアモニタリング設備のうち、中性子エリアモニタについては、燃料体と中性子源集合体が燃料池に保管された後には監視不要となる。このため、中性子エリアモニタの維持期間を「中性子源集合体が燃料池に保管されるまで」に変更する

第 6-1 表 性能維持施設 (31/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	エリアモニタリング設備	45 個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	第2段階の期間維持する。 ただし、原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとする。 注)第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。
		放射線サーベイ設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	固定モニタリング設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所敷地境界及び周辺の空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	管理区域を解除するまで
		モニタリングカー	1 台	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所周辺地域の環境モニタリングを行える状態であること	管理区域を解除するまで
		気象観測設備	1 式	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	発電所敷地内で各種気象データを収集できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	環境放射能測定設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	環境試料中の放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで	

【変更後→補正後】

なし

なし

なし

5.2(8)①その他、表現の適正化

なし

なし

第 6-1 表 性能維持施設 (31/●)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	エリアモニタリング設備	45 個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	第2段階の期間維持する。 ただし、原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとする。 注)第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。
		放射線サーベイ設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	固定モニタリング設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所敷地境界及び周辺の空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	管理区域を解除するまで
		モニタリングカー	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所周辺地域の環境モニタリングを行える状態であること	管理区域を解除するまで
		気象観測設備	1 式	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	発電所敷地内で各種気象データを収集できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	環境放射能測定設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	環境試料中の放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで	

【変更前→補正後】

5.3(7)中性子エリアモニタの維持期間の明確化

施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	維持機能				
発電所補助施設	淡水供給設備	淡水供給設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・淡水供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで	
	格納容器換気装置	格納容器換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
	格納容器空気雰囲気調節装置	格納容器空気雰囲気調節装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
	補助建物一般換気装置	補助建物一般換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで	
	主冷却系窒素雰囲気調節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで	

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 非管理区域の換気機能は、安全に寄与しないことから、補助建物一般換気装置を自主管理施設とするため削除

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
発電所補助施設	淡水供給設備	淡水供給設備	1式	既許認可どおり	性能維持施設へ淡水を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	格納容器換気装置	格納容器換気装置	1系統	既許認可どおり	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	格納容器空気雰囲気調節装置	格納容器空気雰囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	主冷却系窒素雰囲気調節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	3系統	既許認可どおり	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	1系統	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで

【変更後→補正後】

なし

5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化

5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化

5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化

5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
発電所補助施設	淡水供給設備	淡水供給設備	1式	既許認可どおり	性能維持施設へ淡水を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	格納容器換気装置	格納容器換気装置	2系統	既許認可どおり	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	格納容器空気雰囲気調節装置	格納容器空気雰囲気調節装置	3系統	既許認可どおり	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	主冷却系窒素雰囲気調節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	6系統	既許認可どおり	窒素雰囲気が維持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	2系統	既許認可どおり	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	2系統	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで

【変更前→補正後】

5.2(2)リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

5.3(8)安全に寄与しない設備を性能維持施設から除外(補助建物一般換気装置)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数				
発電所補助施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素素気隔離機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
	燃料取扱設備室窒素素気調節装置	燃料取扱設備室窒素素気調節装置	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素素気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料取扱設備室換気装置	燃料取扱設備室換気装置	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	既許認可どおり	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
メンテナンス冷却系室換気装置	メンテナンス冷却系室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 非管理区域の換気機能は、安全に寄与しないことから、蒸気発生器室換気装置、メンテナンス冷却系室換気装置を自主管理施設とするため削除

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備(建物)名称	維持台数				
発電所補助施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(窒素素気隔離機能)	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素素気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	1系統	既許認可どおり	換気機能(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
	燃料取扱設備室窒素素気調節装置	燃料取扱設備室窒素素気調節装置	1系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(窒素素気維持機能)	窒素素気維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料取扱設備室換気装置	燃料取扱設備室換気装置	1系統	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能(よう素除去機能を除く。)(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	1系統	既許認可どおり	換気機能(よう素除去機能を除く。)(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
メンテナンス冷却系室換気装置	メンテナンス冷却系室換気装置	1系統	既許認可どおり	(削除)	(削除)	(削除)	

【変更後→補正後】

- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- 5.2(8)⑥その他、表現の適正化

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備(建物)名称	維持台数				
発電所補助施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(窒素素気隔離機能)	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素素気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	2系統	既許認可どおり	換気機能(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
	燃料取扱設備室窒素素気調節装置	燃料取扱設備室窒素素気調節装置	2系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(窒素素気維持機能)	窒素素気維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料取扱設備室換気装置	燃料取扱設備室換気装置	2系統	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能(よう素除去機能を除く。)(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	2系統	既許認可どおり	換気機能(よう素除去機能を除く。)(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

【変更前→補正後】

- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.3(8)安全に寄与しない設備を性能維持施設から除外(蒸気発生器室換気装置 換気機能
メンテナンス冷却系室換気装置 換気機能)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数				
発電所補助施設				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気隔離機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気隔離機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・圧縮空気供給機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	所内用圧縮空気設備	所内用圧縮空気設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・圧縮空気供給機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・アルゴンガス供給機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能）
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様）
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- 非管理区域の換気機能は、安全に寄与しないことから、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置を自主管理施設とするため削除
- 記載の適正化（所内用圧縮空気設備）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
発電所補助施設				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	3系統	既許認可どおり ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	1系統	既許認可どおり 換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	所内用圧縮空気設備	所内用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	1式	既許認可どおり ナトリウム酸化防止機能 (アルゴンガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)にアルゴンガスを供給できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

【変更後→補正後】

- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(8)⑥その他、表現の適正化
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(8)⑥その他、表現の適正化
- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- 5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
- なし
- なし

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数			
発電所補助施設	メンテナンス冷却系室換気装置	メンテナンス冷却系室換気装置	1系統	既許認可どおり ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気を維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	3系統	既許認可どおり ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気を維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	2系統	既許認可どおり 換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	2系統	既許認可どおり プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	所内用圧縮空気設備	所内用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	1式	既許認可どおり ナトリウム酸化防止機能 (アルゴンガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)にアルゴンガスを供給できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

【変更前→補正後】

- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.2(8)⑥その他、表現の適正化
- 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別
- 5.3(9)③その他、表現の適正化
- 5.3(8)安全に寄与しない設備を性能維持施設から除外
(炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置 換気機能)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数				
発電所補助施設	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	1式	既許認可どおり	・窒素ガス供給機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	1系統	既許認可どおり	・補助蒸気供給機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	消火設備	消火設備(火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器)	1式	既許認可どおり	・消火機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	排水処理設備	排水処理設備	1式	既許認可どおり	・排水処理機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (35/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備(建物)名称	維持台数					
発電所補助施設	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素ガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)に窒素ガスを供給できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	なし
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	1系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (補助蒸気供給機能)	性能維持施設へ補助蒸気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化
	消火設備	消火設備(火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器)	1式	既許認可どおり	消火機能 (消火機能)	消火設備が使用できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	なし

第 6-1 表 性能維持施設 (35/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備(建物)名称	維持台数					
発電所補助施設	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素ガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)に窒素ガスを供給できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	2系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (補助蒸気供給機能)	性能維持施設へ補助蒸気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	
	消火設備	消火設備(火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器)	1式	既許認可どおり	消火機能 (消火機能)	消火設備が使用できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで	

変更前

変更後

補正後

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- プラント運転補助機能(排水処理機能)は安全に寄与しないことから、排水処理設備を削除

【変更後→補正後】

なし

5.2(1)機能要求のある設備の維持台数の適正化

なし

【変更前→補正後】

5.3(8)安全に寄与しない設備を性能維持施設から除外(排水処理設備)

第 6-1 表 性能維持施設 (36/37)								
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備		維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
			位置、構造	設備				
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能	・電源供給機能	供給電源容量： 300 kVA	燃料体の搬出が完了するまで	
		タンクローリー	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能	・移動式電源車燃料供給機能	最大容量： 4,000ℓ ×2台	燃料体の搬出が完了するまで	
	がれき撤去設備	ホイールローダー	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能	・がれき撤去機能	バケット容量： 2.0 m ³ 掘起力： 93 kN	燃料体の搬出が完了するまで	
	火災対応設備	可搬型消火設備 (可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	第6-1図及び第6-5図 (消防自動車のみ) に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能	・泡消火機能 ・燃料池への給水 ・放射性物質拡散抑制機能	泡溶液の放射量 11,200ℓ/min 以上	燃料体の搬出が完了するまで	
		水槽	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能	・消火水源確保機能	容量：40m ³	燃料体の搬出が完了するまで	
		海水汲み上げ用水中ポンプ	第6-1図に示す	海水供給機能	・海水供給機能	合計容量： 8,000ℓ/min	燃料体の搬出が完了するまで	
	不整地走行用特殊車両	第6-1図に示す	火災対応設備運搬機能	・火災対応設備運搬機能	積載荷重： 4.8 t	燃料体の搬出が完了するまで		

【変更前→変更後】

- 性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- 機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- 性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- 維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (36/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	2台	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	なし
		タンクローリー	3台	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供給機能)	燃料を供給できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	なし
	がれき撤去設備	ホイールローダー	1台	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転に異常がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	なし
	火災対応設備	可搬型消火設備 (可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	1式	第6-1図及び第6-5図 (消防自動車のみ) に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能 (泡消火機能、燃料池への給水及び放射性物質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	なし
		水槽	1基	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	なし
		海水汲み上げ用水中ポンプ	4台	第6-1図に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプが使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	なし
	不整地走行用特殊車両	1台	第6-1図に示す	火災対応設備運搬機能 (火災対応設備運搬機能)	不整地走行用特殊車両が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	5.2(8)②その他、表現の適正化	

【変更後→補正後】

第 6-1 表 性能維持施設 (36/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	2台	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
		タンクローリー	3台	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供給機能)	燃料を供給できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
	がれき撤去設備	ホイールローダー	1台	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転に異常がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
	火災対応設備	可搬型消火設備 (可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	1式	第6-1図及び第6-5図 (消防自動車のみ) に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能 (泡消火機能、燃料池への給水及び放射性物質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
		水槽	1基	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
		海水汲み上げ用水中ポンプ	4台	第6-1図に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプが使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
	不整地走行用特殊車両	1式	第6-1図に示す	火災対応設備運搬機能 (火災対応設備運搬機能)	不整地走行用特殊車両が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで		

【変更前→補正後】

第 6-1 表 性能維持施設 (36/●)								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造				
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	2台	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
		タンクローリー	3台	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供給機能)	燃料を供給できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
	がれき撤去設備	ホイールローダー	1台	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転に異常がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
	火災対応設備	可搬型消火設備 (可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	1式	第6-1図及び第6-5図 (消防自動車のみ) に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能 (泡消火機能、燃料池への給水及び放射性物質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
		水槽	1基	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
		海水汲み上げ用水中ポンプ	4台	第6-1図に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプが使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
	不整地走行用特殊車両	1式	第6-1図に示す	火災対応設備運搬機能 (火災対応設備運搬機能)	不整地走行用特殊車両が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで		

変更前	第 6-1 表 性能維持施設 (37/37)							【変更前→変更後】 ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能） ・機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合 ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様） ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建物）名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持機能</th> <th>維持機能（詳細）</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他の施設</td> <td rowspan="3">2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備</td> <td rowspan="3">2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク</td> <td rowspan="3">※1</td> <td>ナトリウムの保持機能</td> <td>・ナトリウムの貯蔵機能</td> <td rowspan="3">※1</td> <td>ナトリウムを安定化処理するまで</td> </tr> <tr> <td>ナトリウム酸化防止機能</td> <td>・不活性ガス圧力の正圧保持機能</td> <td>ナトリウムを安定化処理するまで</td> </tr> <tr> <td>予熱・保温機能</td> <td>・予熱・保温機能</td> <td>ナトリウムをタンク等に固化するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建物）名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能（詳細）		性能	維持期間	その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	※1	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの貯蔵機能	※1	ナトリウムを安定化処理するまで	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	ナトリウムを安定化処理するまで	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
施設区分	設備等の区分	設備（建物）名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能（詳細）	性能	維持期間																			
その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	※1	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの貯蔵機能	※1	ナトリウムを安定化処理するまで																			
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能		ナトリウムを安定化処理するまで																			
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能		ナトリウムをタンク等に固化するまで																			
変更後	第 6-1 表 性能維持施設 (37/●)							【変更後→補正後】 なし なし 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別 5.2(8)③その他、表現の適正化																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備（建物）名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他の施設</td> <td rowspan="3">2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備</td> <td rowspan="3">2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク</td> <td rowspan="3">2基</td> <td rowspan="3">※1</td> <td>ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)</td> <td>内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること</td> <td>ナトリウムを安定化処理するまで</td> </tr> <tr> <td>ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)</td> <td>不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること</td> <td>ナトリウムを安定化処理するまで</td> </tr> <tr> <td>予熱・保温機能 (予熱・保温機能)</td> <td>ナトリウムを液体に保持できる状態であること</td> <td>ナトリウムをタンク等に固化するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能		性能	維持期間	設備（建物）名称	維持台数	位置、構造	その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2基	※1	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備				機能			性能	維持期間														
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造																						
その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2基	※1	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで																			
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで																			
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで																			
補正後	第 6-1 表 性能維持施設 (37/●)							【変更前→補正後】 5.2(3)維持期間が終了となった設備の識別 5.2(8)③その他、表現の適正化																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備（建物）名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他の施設</td> <td rowspan="3">2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備</td> <td rowspan="3">2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク</td> <td rowspan="3">2基</td> <td rowspan="3">※1</td> <td>ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)</td> <td>内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること</td> <td>ナトリウムを安定化処理するまで</td> </tr> <tr> <td>ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)</td> <td>不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること</td> <td>ナトリウムを安定化処理するまで</td> </tr> <tr> <td>予熱・保温機能 (予熱・保温機能)</td> <td>ナトリウムを液体に保持できる状態であること</td> <td>ナトリウムをタンク等に固化するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能		性能	維持期間	設備（建物）名称	維持台数	位置、構造	その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2基	※1	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備				機能			性能	維持期間														
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造																						
その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2基	※1	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで																			
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで																			
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで																			